

中央区障害者計画・ 第6期中央区障害福祉計画・ 第2期中央区障害児福祉計画

～だれもが個性豊かに輝き 共に暮らせるまち 中央区～

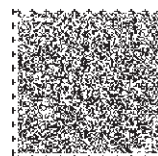


令和3（2021）年3月



中央区

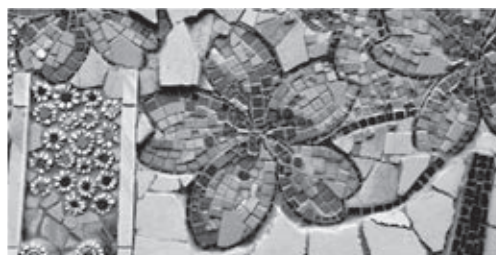
このマークは、視覚に障害のある方のための音声コード（Uni-Voice）です。専用の読上装置やスマートフォンアプリなどで読み取ると、記載内容を音声で聞くことができます。



表紙・裏表紙の写真：モザイク平板（桜川敬老館等複合施設／令和2（2020）年度設置）

このモザイク平板は、障害者の協力のもと、多くの建築余剰材を使って制作されました。

本事業は、制作を通して障害者の自立を支援するとともに、区民の皆さんに障害への理解を深めてもらうことを目的としています。

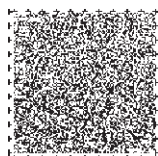


障害の表記について

「障害」の表記については、「障害」「障がい」「しょうがい」「チャレンジド」などさまざまな見解があることを踏まえ、国においては「障害者制度改革の推進のための第二次意見（平成22（2010）年12月）」の中で、法令などの表記では、当面、現状の「障害」を用いることが示され、引き続き国民世論などの動向を踏まえて検討を行うこととされています。

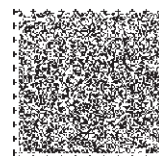
本区においては、「基本構想」、「基本計画」などの行政計画では、「障害者基本法」などの表記に従い「障害」を用いています。

このため、本計画においても「障害」と表記しており、障害者基本法第2条で定義された「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」のうち18歳以上を「障害者」、18歳未満を「障害児」としています。

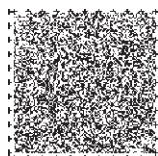


目 次

第1部 計画の概要	1
第1章 計画の策定にあたって	3
1 計画策定の趣旨	3
2 国や東京都の動向	5
3 計画の位置付け	8
4 計画期間	9
5 計画の策定体制	10
第2章 障害福祉に関わる中央区の現状	12
1 人口の推移と推計	12
2 障害者（児）等の現状	14
3 障害児を取り巻く現状	22
4 中央区の障害福祉関連施設の分布	27
5 中央区障害者（児）実態調査の概要	29
第3章 第5期中央区障害福祉計画・第1期中央区障害児福祉計画の取組状況	48
1 施策の方向性の取組状況	48
2 成果目標の取組状況	55
第4章 計画策定にあたっての課題	62
1 地域で暮らし続けるために必要なこと	62
2 障害者の活躍や育ちを支えるために必要なこと	66
3 だれもが共に暮らすために必要なこと	68
第2部 施策の方向性（中央区障害者計画）	71
第1章 計画の基本理念と施策体系	73
1 計画の基本的考え方	73
2 施策体系	74
第2章 施策の方向性	76
施策の方向性1 地域で暮らし続けるための仕組みづくり	76
施策1 相談支援体制の充実	77
施策2 生活を支えるサービス等の充実	79
施策3 育ちを支えるサービス等の充実	81
施策4 安心して住み続けるための支援の充実	83
施策5 サービスの質の確保・向上	85

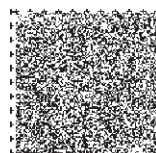


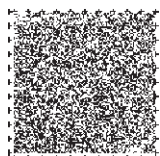
施策の方向性2 個性豊かに輝ける環境づくり	86
施策6 就労支援の充実	87
施策7 多様な活動の機会確保や参加の支援	89
施策8 育ちのサポートシステムの推進	90
施策の方向性3 だれもが共に暮らせるまちづくり	93
施策9 障害者の権利擁護と虐待防止	94
施策10 心のバリアフリーの推進	97
施策11 安全・安心なまちづくりの推進	99
第3部 障害福祉サービス等の提供体制の確保	
(第6期中央区障害福祉計画・第2期中央区障害児福祉計画)	101
第1章 成果目標	103
1 第6期中央区障害福祉計画・第2期中央区障害児福祉計画の成果目標	103
第2章 活動指標	109
1 活動指標の設定	109
第3章 サービス見込量および確保のための方策	113
1 サービス見込量の基本的考え方	113
2 サービスの全体像	114
3 障害福祉サービスおよび障害児福祉サービスの一覧	115
4 障害福祉サービスの実績と見込量の設定	116
5 障害児福祉サービスの実績と見込量の設定	128
6 地域生活支援事業の一覧	132
7 地域生活支援事業の実績と見込量の設定	133
第4部 計画の円滑な推進	147
1 地域や関係機関との連携強化	149
2 計画の進行管理	150
付録 資料編	151
1 中央区自立支援協議会	153
2 用語集	157



第1部

計 画 の 概 要





第1章 計画の策定にあたって

第1部

1 計画策定の趣旨

◆障害福祉施策における考え方と本区の成果

我が国の障害福祉施策については、全ての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指して、障害者総合支援法や児童福祉法などのもと、障害者および障害児が基本的人権を享受する個人としての尊厳にふさわしい日常生活または社会生活を営むことができるよう、障害福祉サービスなどの提供による支援を推進しています。

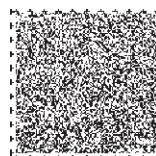
本区では、平成30（2018）年3月に策定した「だれもが個性豊かに輝き 共に暮らせるまち 中央区」を基本理念とする「第5期中央区障害福祉計画・第1期中央区障害児福祉計画」に基づく施策を展開し、基幹相談支援センターを中心とした相談支援体制の強化や療育の拠点「子ども発達支援センター ゆりのき」を開設するなどの成果をあげてきました。

◆国や都、社会の情勢

この間、国においては、「障害者の雇用の促進等に関する法律」の一部改正をはじめ、「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」や「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」の施行のほか、「障害者の学びに関する当面の強化策 2019－2022」を示すなど、雇用や文化芸術・学習活動などを通じて、障害者等の社会参加を一層促進していく方向性が示されました。

東京都においては、開催延期になったものの、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を契機に、障害者差別を解消し、心のバリアフリーを一層推進するため、「東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例」が施行されました。

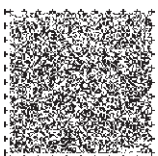
また、本区では、改正社会福祉法の趣旨を踏まえ、「中央区保健医療福祉計画2015」を改定し、福祉等の各分野別個別計画の上位計画として位置付けた「中央区保健医療福祉計画2020」を令和2（2020）年3月に策定しました。これにより、従来計画が包含していた障害者基本法に基づく障害者計画については、新たに単独の計画として策定することが必要となりました。



さらに、令和2（2020）年には新型コロナウイルス感染症が世界各地に拡大し、日常生活や社会経済活動が大きな影響を受ける中、障害福祉サービス等については、感染防止対策を徹底した上でのサービス提供の継続が求められるなど、新型コロナウイルス感染症による社会環境等の変化を踏まえた障害福祉施策の展開も必要となっています。

◆計画策定について

このような背景を踏まえ、本区の総合的な障害者施策の方向性と取組を示すとともに、令和5（2023）年度までに達成すべき目標と障害福祉サービス等の見込量および確保の方策などを明らかにした「中央区障害者計画・第6期中央区障害福祉計画・第2期中央区障害児福祉計画」を策定しました。



(1) 法令・制度改正

障害福祉施策における法令・制度改正の動きは以下のとおりです。

①障害者による文化芸術活動の推進に関する法律

(平成 30 (2018) 年 6 月施行)

障害者基本法と文化芸術基本法の基本的な理念に則り、文化芸術活動を通じ障害者の個性と能力の発揮と社会参加の促進を図ることを目的としています。

国の基本計画を踏まえた計画の策定が努力義務となっており、障害者が文化芸術を鑑賞・参加・創造できるよう環境整備や作品の評価、著作権保護、活動を通じた交流についての支援の実施が求められています。

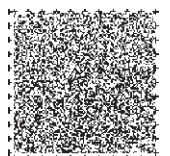
②ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進に関する法律 (平成 30 (2018) 年 12 月施行)

障害の有無、年齢などにかかわらず、一人一人が社会の構成員として、社会のあらゆる分野における活動に参画する機会の確保や、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する社会であるユニバーサル社会の実現に向けた施策を推進することを目的としています。

③視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律

(令和元 (2019) 年 6 月施行)

視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関して、障害の有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて、文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与することを目的としています。オーディオブックなどの視覚障害者にとってアクセシブルな書籍の普及や図書館での利用しやすい体制づくりが求められています。



④障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律

(令和 2 (2020) 年 4 月施行)

平成 30 (2018) 年度に国や地方公共団体において、障害者雇用の対象障害者の確認・計上に誤りがあり、法定雇用率が達成されていない状態が長年にわたり継続していた問題を受けて、障害者の雇用を一層促進するため、官民間問わず障害者の活躍の場を拡大する取組を進めるとともに、国および地方公共団体における障害者の雇用状況についての的確な把握などに関する措置を講ずることを目的としています。

【主な内容】

- ◇ 障害者活躍推進計画の作成・公表
- ◇ 週 20 時間未満の障害者を雇用する事業主に対する特例給付金の新設
- ◇ 障害者雇用に関する優良な中小事業主に対する認定制度の創設

⑤聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律

(令和 2 (2020) 年 12 月施行)

聴覚障害者等の日常生活や緊急時などにおける電話利用の障壁をなくし、聴覚障害者等の電話の利用の円滑化を図ることを目的としています。

本法では、国において基本方針を策定するとともに、聴覚障害者等の電話による意思疎通を手話などによって仲介する「電話リレーサービス」を提供するサービス提供機関を指定し、指定を受けた機関に対して交付金を交付する制度の創設が定められました。

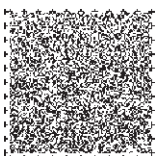
国は令和 2 (2020) 年度中に法律を施行するとともに、電話リレーサービス提供機関を指定し、令和 3 (2021) 年度中にサービスの提供を開始するとしています。

⑥高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律

(令和 3 (2021) 年 4 月全面施行予定)

平成 30 (2018) 年 12 月に公布・施行された「ユニバーサル社会実現推進法」や東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を契機とした共生社会実現に向けた機運醸成などを受け、「心のバリアフリー」に係る施策などソフト面の強化をする必要があることを背景に、法律を一部改正するものです。

改正では、バリアフリー基準適合義務の対象が拡大され、従来対象に入っていなかった公立の小学校・中学校も対象に追加されました。



(2) 施策・取組

障害福祉施策に係る国や東京都の主な施策・取組は以下のとおりです。

①障害者の学びに関する当面の強化策 2019－2022

(令和元(2019)年7月通知)

文部科学省では、平成30(2018)年2月に「学校卒業後における障害者の学びの推進に関する有識者会議」を設置し、障害者の生涯学習に関する現状と課題の把握、それに基づく推進方策の検討を行ってきました。平成31(2019)年3月に同会議で取りまとめられた「障害者の生涯学習の推進方策について」を踏まえ、「障害者の学びに関する当面の強化策 2019－2022」を示しています。

障害者の学びに関する取組について、都道府県・市町村、特別支援学校等や大学で期待されることを整理しています。

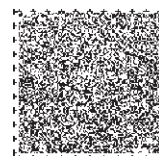
②東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例

(平成30(2018)年10月施行)

東京都は、東京2020大会を見据え、社会全体で障害者への理解を深め、差別を無くす取組を一層推進するため、「東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例」を制定し、平成30(2018)年10月1日に施行しています。

【主な内容】

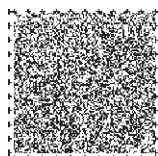
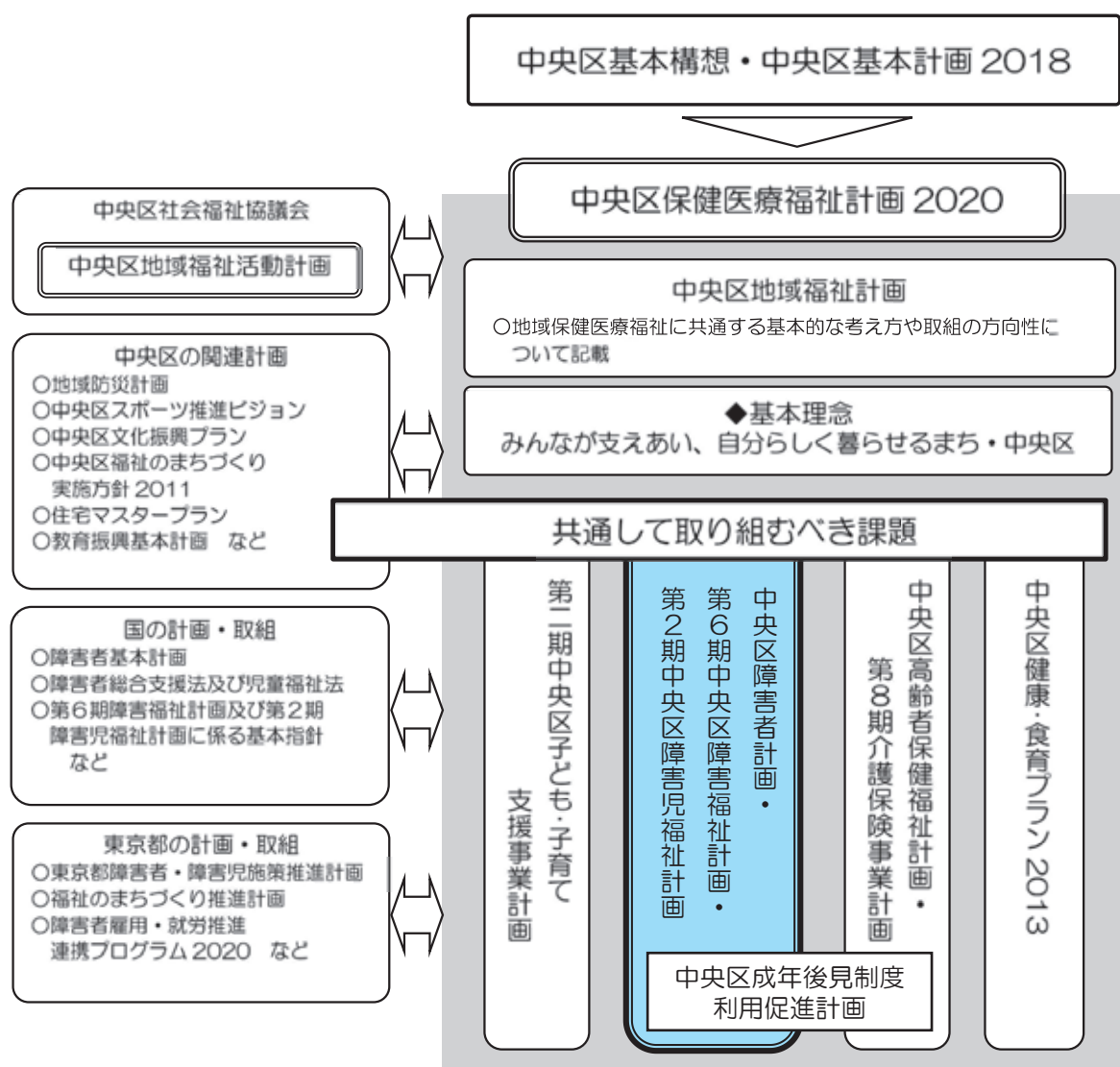
- ◇ 「合理的配慮の提供」の義務化
- ◇ 紛争解決の仕組みの整備
- ◇ 広域支援相談員の設置



本計画は、障害者基本法第11条第3項の規定に基づく「区市町村障害者計画」、障害者総合支援法第88条の規定に基づく「区市町村障害福祉計画」、児童福祉法第33条の20の規定に基づく「区市町村障害児福祉計画」を一体的に策定し、成年後見制度利用促進法第14条第1項の規定に基づく「区市町村計画」を包含します。

また、「中央区基本構想」、「中央区基本計画2018」をはじめ、社会福祉法第107条の規定に基づく本区の地域福祉計画である「中央区保健医療福祉計画2020」と関連する分野別計画と整合性のある計画とします。

■ 計画の位置付け ■



4

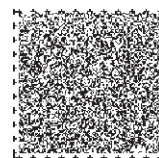
計画期間

計画期間は、中央区障害者計画は令和3（2021）年度から令和8（2026）年度までの6年間、第6期中央区障害福祉計画・第2期中央区障害児福祉計画は法律に基づき、令和3（2021）年度から令和5（2023）年度までの3年間とします。

なお、中央区障害者計画は、今後の法制度の改正や国・東京都の動向、社会情勢の変化を踏まえながら、障害福祉計画・障害児福祉計画の改定にあわせ、見直しを検討します。

■ 計画期間 ■

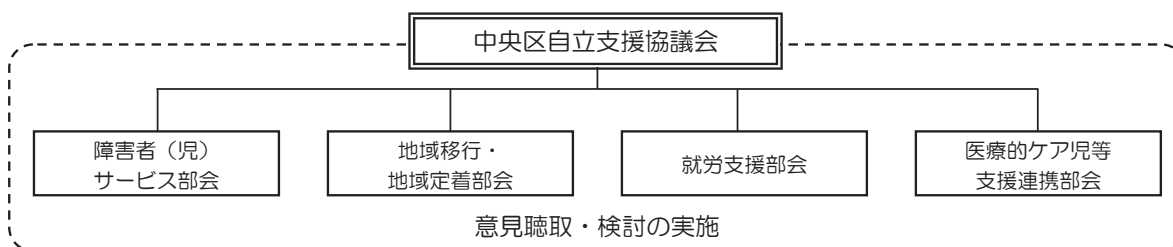
	平成								令和								
	24 (2012) 年度	25 (2013) 年度	26 (2014) 年度	27 (2015) 年度	28 (2016) 年度	29 (2017) 年度	30 (2018) 年度	31/元 (2019) 年度	2 (2020) 年度	3 (2021) 年度	4 (2022) 年度	5 (2023) 年度	6 (2024) 年度	7 (2025) 年度	8 (2026) 年度		
中央区保健医療福祉計画																	
中央区障害者計画	第三次(改訂) (後期) (障害者計画を包含)			中央区保健医療福祉計画2015 (障害者計画を包含)					中央区保健医療福祉計画2020								
									中央区障害者計画								
中央区障害福祉計画	一本化																
	第3期			第4期			第5期			第6期			第7期				
中央区障害児福祉計画																	
									一体的に 策定		一体的に 策定						
									第1期			第2期			第3期		



(1) 中央区自立支援協議会

本区では、地域の障害者等への支援体制を充実・強化していくため、「障害者総合支援法」に基づき、学識経験者、民生・児童委員、医療・福祉関係団体や支援機関の代表者などで構成する「中央区自立支援協議会」を設置し、さらに、区民が参画する4つの専門部会を設置しています。本計画の策定にあたっては、中央区自立支援協議会および各部会に意見聴取を行いながら検討を進めました。

■ 策定体制 ■



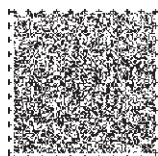
■ 意見聴取 ■

◆ 中央区自立支援協議会

	日程	内容
①	令和2(2020)年6月11日	○計画の策定について
②	令和2(2020)年9月15日	○計画の骨子案について
③	令和2(2020)年11月4日	○計画の中間のまとめ(案)について
④	令和3(2021)年3月10日 ※書面開催	○中央区障害者計画・第6期中央区障害福祉計画・ 第2期中央区障害児福祉計画について

◆ 障害者（児）サービス部会

	日程	内容
①	令和2(2020)年8月27日	○計画の策定について ○計画の骨子案について
②	令和2(2020)年10月29日	○計画の中間のまとめ(案)について
③	令和3(2021)年2月1日 ※書面開催	○中央区障害者計画・第6期中央区障害福祉計画・ 第2期中央区障害児福祉計画について



◆地域移行・地域定着部会

	日程	内容
①	令和2(2020)年6月26日	○計画の策定について
②	令和2(2020)年8月28日	○計画の骨子案について
③	令和2(2020)年10月27日	○計画の中間のまとめ(案)について
④	令和3(2021)年1月29日 ※書面開催	○中央区障害者計画・第6期中央区障害福祉計画・ 第2期中央区障害児福祉計画について

◆就労支援部会

	日程	内容
①	令和2(2020)年6月25日	○計画の策定について
②	令和2(2020)年8月24日	○計画の骨子案について
③	令和2(2020)年10月21日	○計画の中間のまとめ(案)について
④	令和3(2021)年1月28日 ※書面開催	○中央区障害者計画・第6期中央区障害福祉計画・ 第2期中央区障害児福祉計画について

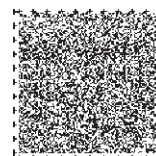
◆医療的ケア児等支援連携部会

	日程	内容
①	令和2(2020)年8月7日	○計画の策定について ○計画の骨子案について
②	令和2(2020)年10月30日	○計画の中間のまとめ(案)について
③	令和3(2021)年1月29日 ※書面開催	○中央区障害者計画・第6期中央区障害福祉計画・ 第2期中央区障害児福祉計画について

(2) パブリックコメント

令和2(2020)年12月11日から令和3(2021)年1月8日までの期間でパブリックコメントを実施しました。

中間のまとめを中央区役所、日本橋特別出張所、月島特別出張所および福祉センター内に閲覧場所を設けるとともに、ホームページに掲載し、意見の募集を行いました。



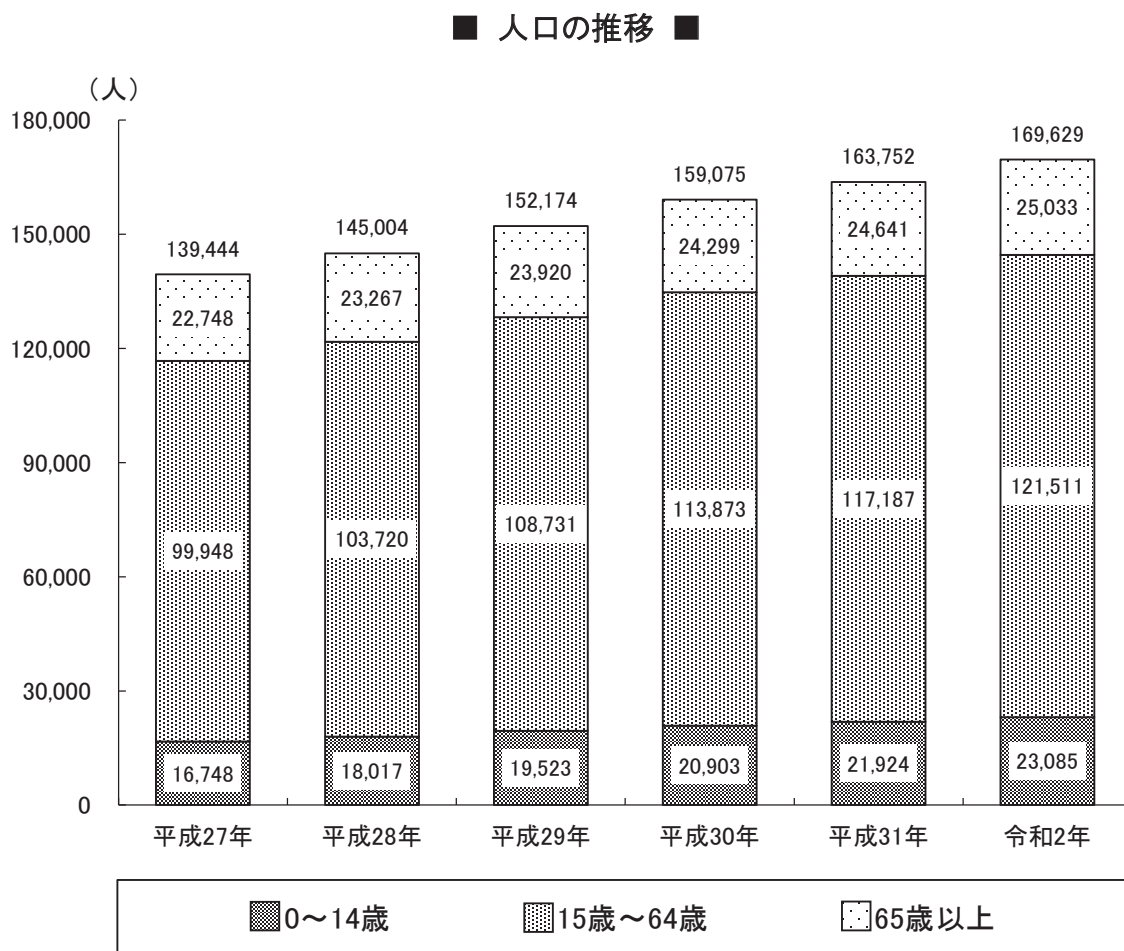
第2章

障害福祉に関わる中央区の現状

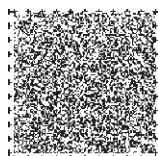
1 人口の推移と推計

(1) 人口の推移

総人口は増加傾向にあり、令和2（2020）年4月1日現在 169,629 人となっています。平成 27（2015）年時点と比較すると 30,185 人増の 1.22 倍となっています。特に「0～14 歳」は 1.38 倍と総人口の増加率を上回っています。



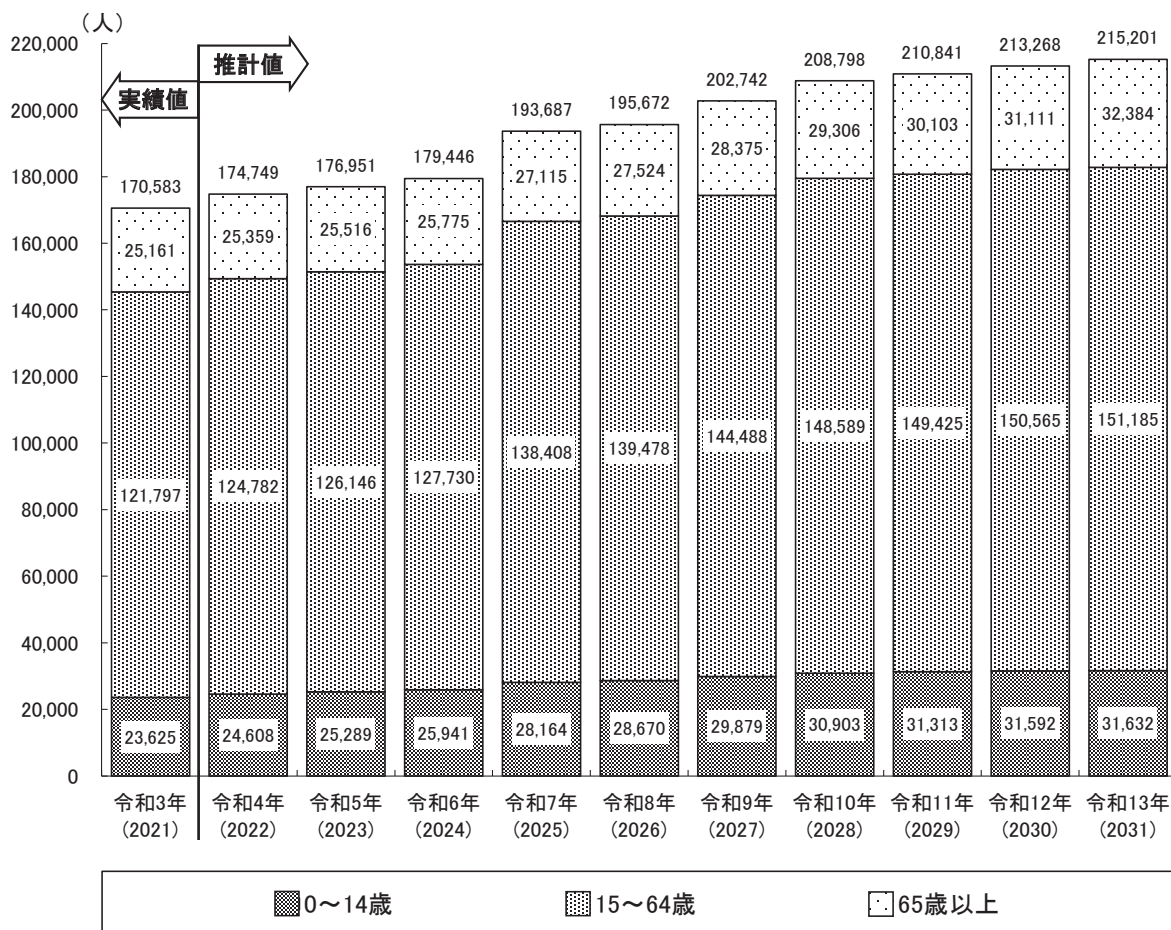
出典：住民基本台帳（各年4月1日現在）



(2) 人口の推計

将来人口推計では、総人口は今後も増加し、令和8（2026）年に20万人を超えることが見込まれます。

■ 人口の推計 ■



出典：住民基本台帳（各年1月1日現在）
令和4年以降は区の推計値（令和3（2021）年1月1日の住民基本台帳人口を基準とし推計）

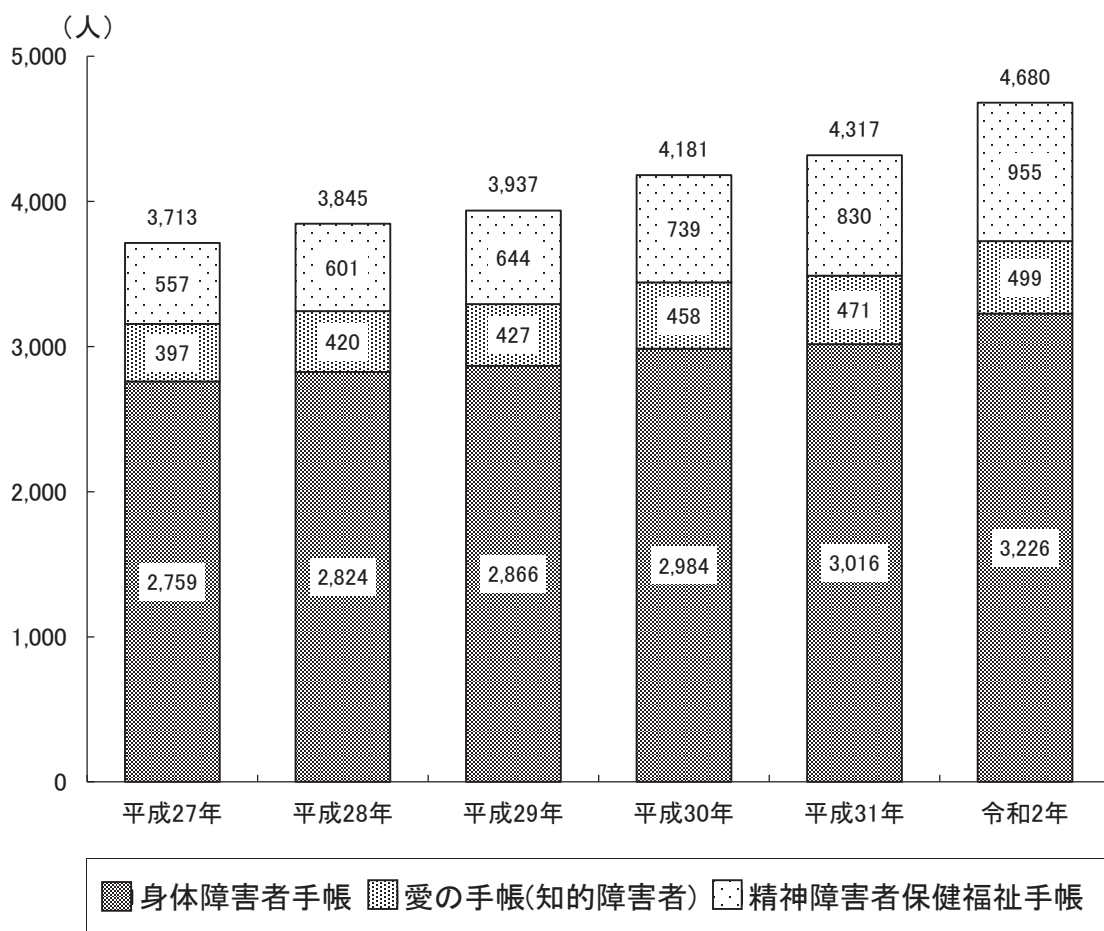
2 障害者（児）等の現状

(1) 障害者手帳交付者の状況

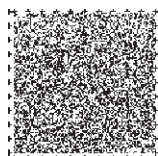
中央区の障害者手帳交付者数は増加が続いており、令和2（2020）年4月1日現在は4,680人で、平成27（2015）年時点と比較すると967人増の1.26倍となっています。

各障害者手帳交付者の割合を見ると、令和2（2020）年は、身体障害者手帳68.9%、愛の手帳（知的障害者）10.7%、精神障害者保健福祉手帳20.4%となっています。

■ 障害者手帳交付者数の推移 ■



※各年4月1日現在

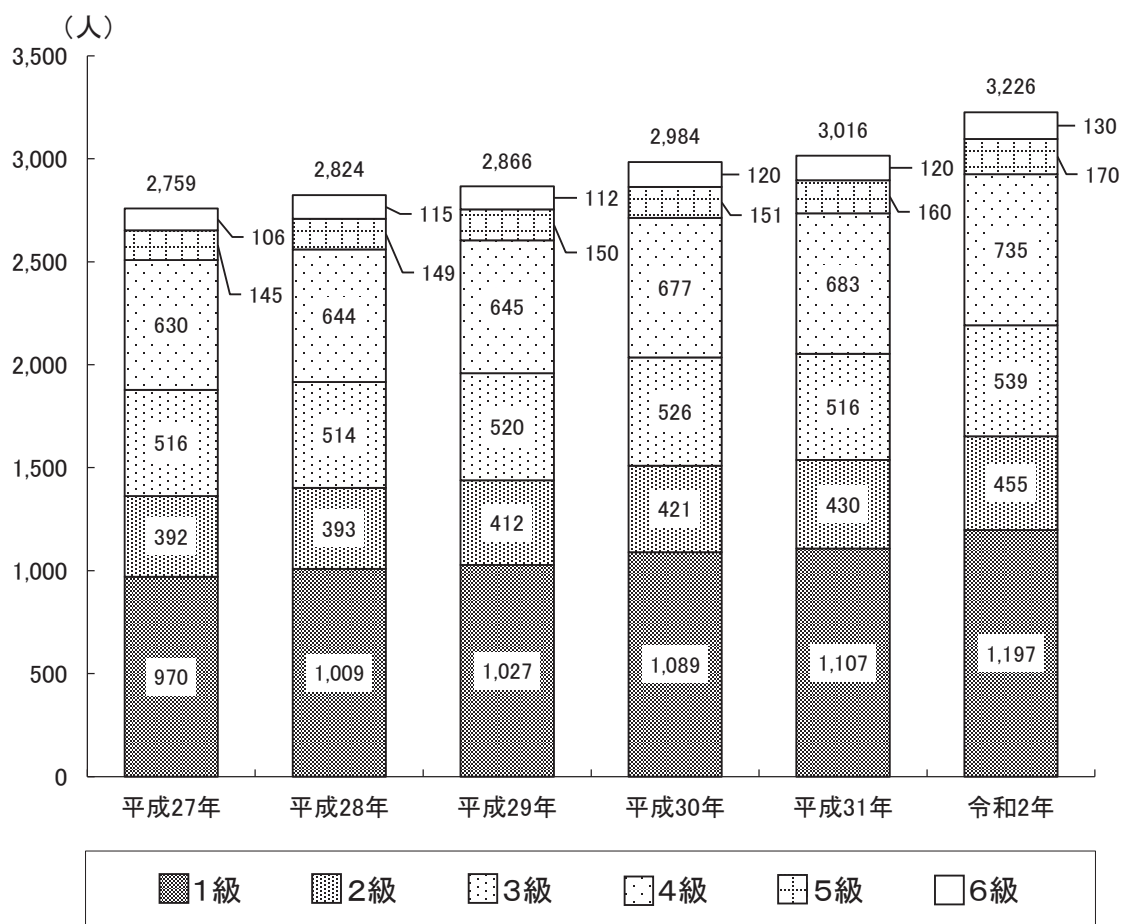


(2) 身体障害者手帳交付者の状況

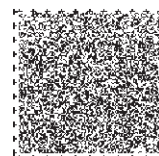
身体障害者手帳交付者数は増加が続いており、令和2（2020）年4月1日現在 3,226 人で、平成27（2015）年時点と比較すると467人増の1.17倍となっています。

障害の程度別に見ると、各年ともに1級が最も多く令和2（2020）年は1,197人で全体の37.1%を占めています。

■ 等級別身体障害者手帳交付者数の推移 ■



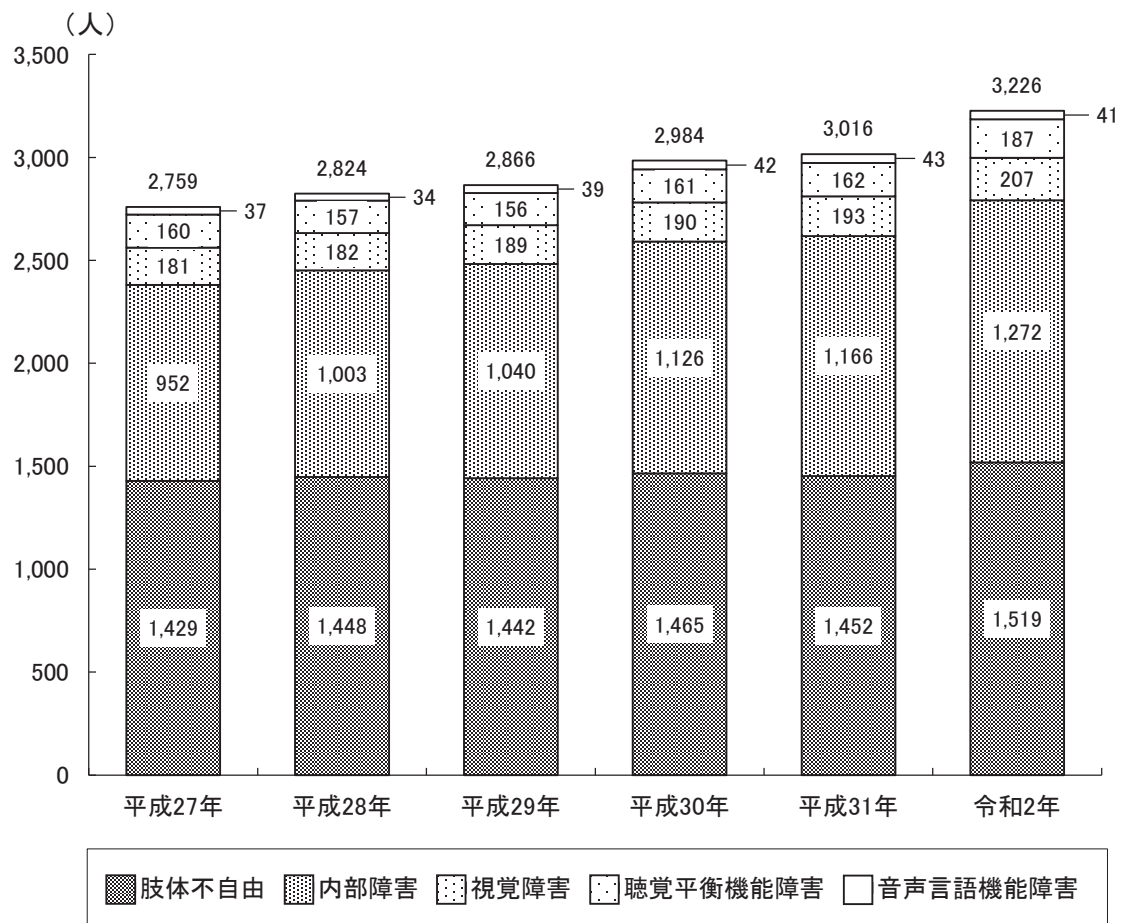
※各年4月1日現在



令和2（2020）年の障害の種類の内訳は、「肢体不自由」が1,519人、「内部障害」が1,272人、「視覚障害」が207人、「聴覚平衡機能障害」が187人、「音声言語機能障害」が41人であり、「肢体不自由」、「内部障害」を合わせると全体の86.5%を占めています。

令和2（2020）年の年齢の内訳は、「18歳未満」が80人、「18歳以上」が3,146人であり、「18歳以上」が97.5%を占めています。

■ 障害種類別身体障害者手帳交付者数の推移 ■

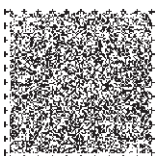


※各年4月1日現在

■ 年齢別身体障害者手帳交付者数の推移 ■

	平成27年		平成28年		平成29年		平成30年		平成31年		令和2年	
	交付者数	合計に占める割合	交付者数	合計に占める割合	交付者数	合計に占める割合	交付者数	合計に占める割合	交付者数	合計に占める割合	交付者数	合計に占める割合
18歳未満	64人	2.3%	69人	2.4%	73人	2.5%	77人	2.6%	79人	2.6%	80人	2.5%
18歳以上	2,695人	97.7%	2,755人	97.6%	2,793人	97.5%	2,907人	97.4%	2,937人	97.4%	3,146人	97.5%
合計	2,759人	100.0%	2,824人	100.0%	2,866人	100.0%	2,984人	100.0%	3,016人	100.0%	3,226人	100.0%

※各年4月1日現在



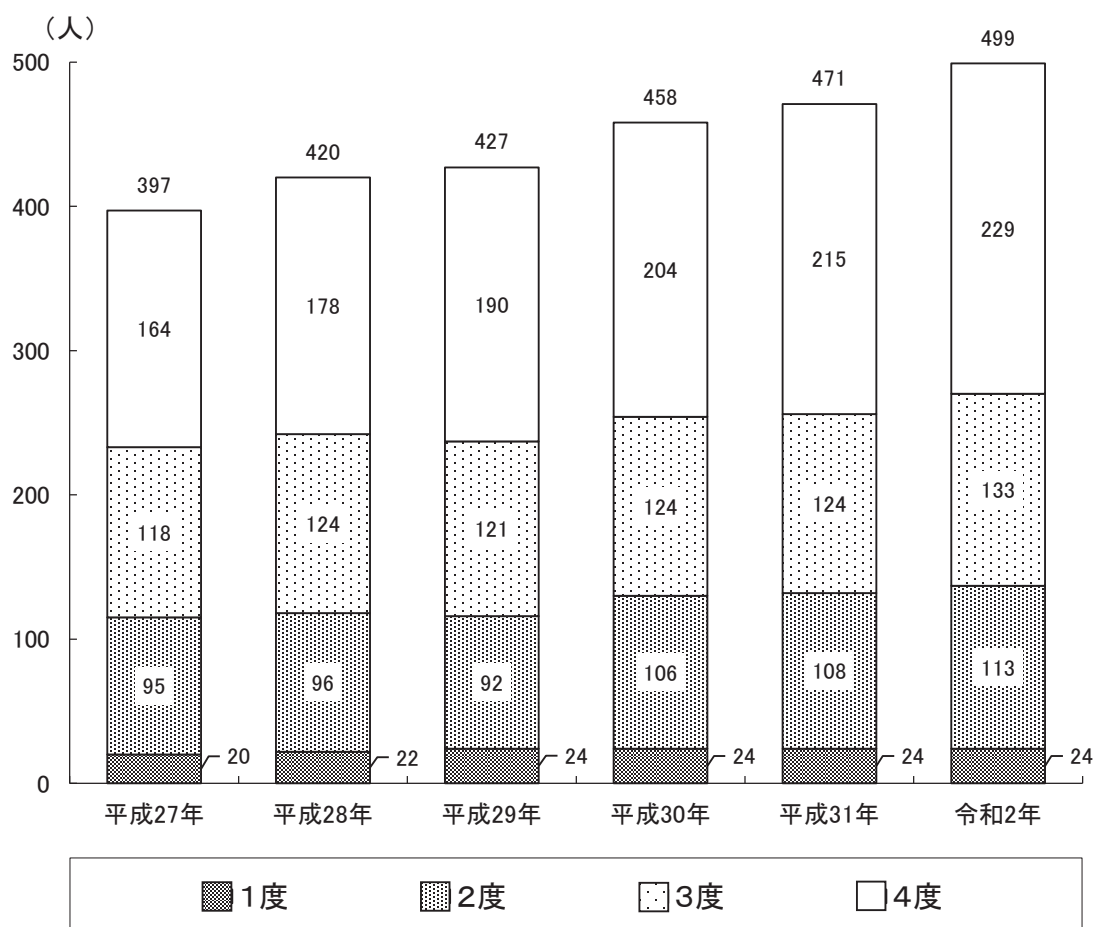
(3) 愛の手帳（知的障害者）交付者の状況

愛の手帳交付者数は増加が続いており、令和2（2020）年4月1日現在 499 人で、平成27（2015）年時点と比較すると102人増の1.26倍となっています。

障害の程度別にみると、軽度である4度が最も多く、令和2（2020）年は229人で45.9%、中度である3度133人を合わせると、全体の72.5%を占めています。

令和2（2020）年の年齢の内訳は、「18歳未満」が164人、「18歳以上」が335人であり、「18歳未満」が全体の32.9%と3割を超えています。

■ 程度別愛の手帳交付者数の推移 ■

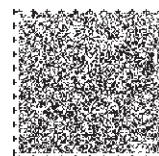


※各年4月1日現在

■ 年齢別愛の手帳交付者数の推移 ■

	平成27年		平成28年		平成29年		平成30年		平成31年		令和2年	
	交付者数	合計に占める割合	交付者数	合計に占める割合	交付者数	合計に占める割合	交付者数	合計に占める割合	交付者数	合計に占める割合	交付者数	合計に占める割合
18歳未満	110人	27.7%	118人	28.1%	120人	28.1%	140人	30.6%	148人	31.4%	164人	32.9%
18歳以上	287人	72.3%	302人	71.9%	307人	71.9%	318人	69.4%	323人	68.6%	335人	67.1%
合計	397人	100.0%	420人	100.0%	427人	100.0%	458人	100.0%	471人	100.0%	499人	100.0%

※各年4月1日現在

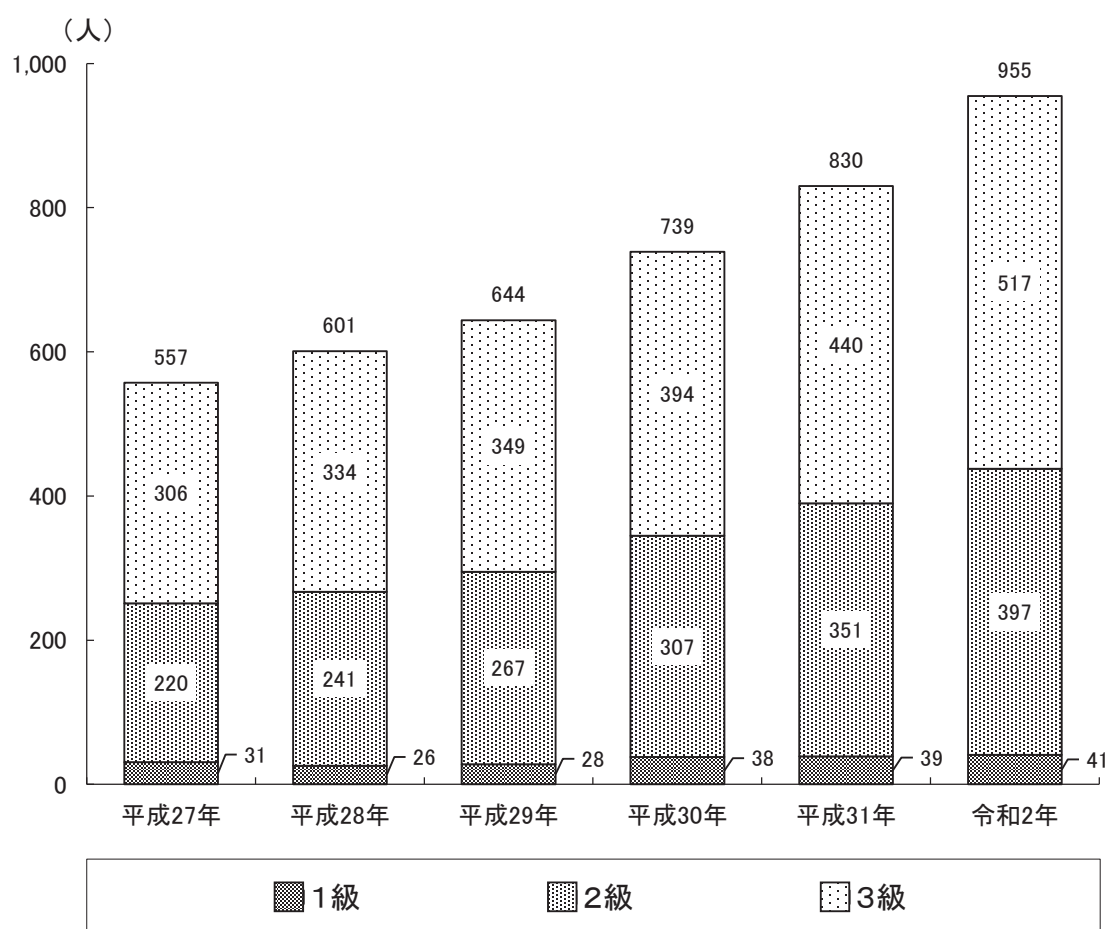


(4) 精神障害者保健福祉手帳交付者の状況

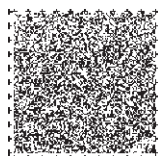
精神障害者保健福祉手帳交付者数は増加が続いており、令和2（2020）年4月1日現在 955 人で、平成 27（2015）年時点と比較すると 398 人増の 1.71 倍となっています。

障害の程度別に見ると、各年とも3級が最も多く、令和2（2020）年は517人で全体の54.1%を占めています。次いで、2級は397人で41.6%を占め、平成27（2015）年時点と比較すると 1.80 倍であり、全体の増加率を上回っています。

■ 等級別精神障害者保健福祉手帳交付者数の推移 ■



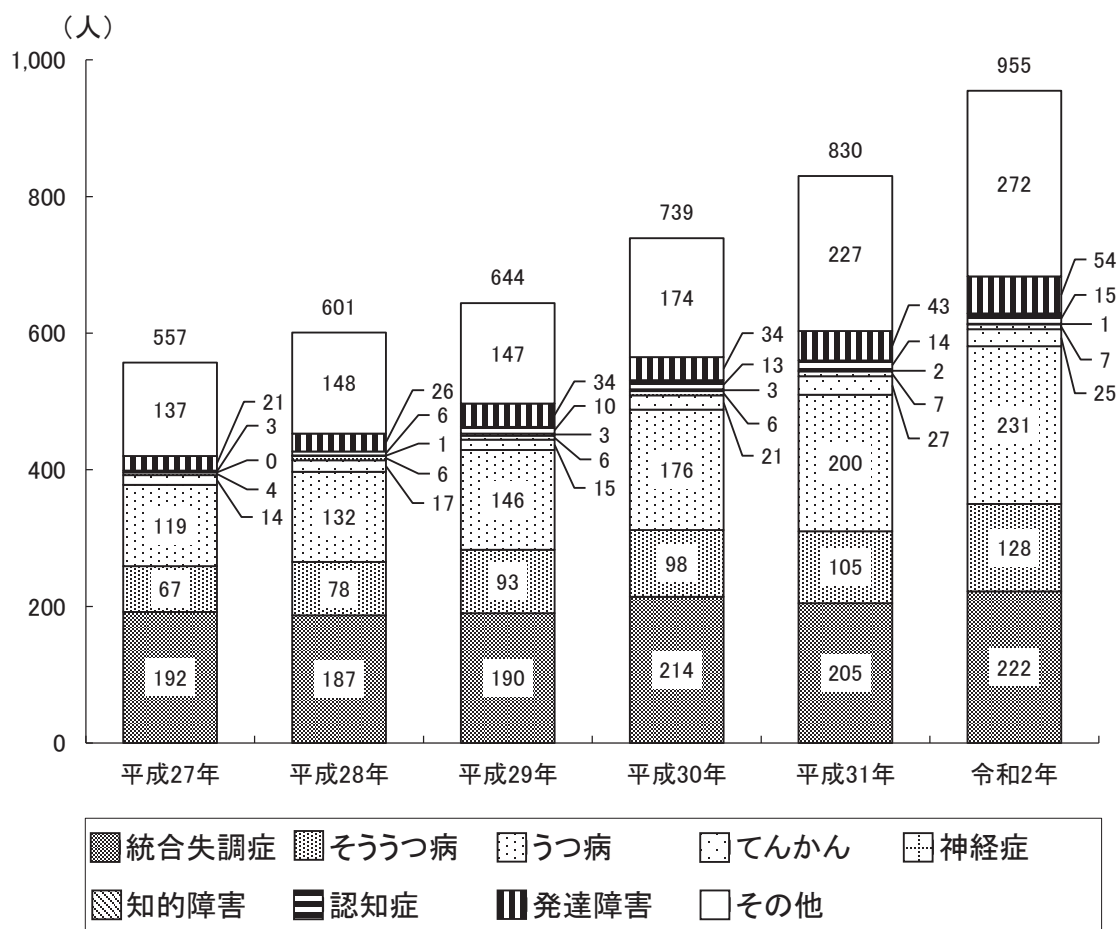
※各年4月1日現在



障害の疾患別に見ると、平成30（2018）年までは「統合失調症」が最も多く、平成31（2019）年以降は多動性障害・高次脳機能障害・アルコール依存症などの「その他」が最も多く、令和2（2020）年は272人で全体の28.5%、次いで「うつ病」が231人で全体の24.2%となっています。

令和2（2020）年の年齢別の内訳は、「18歳未満」が11人、「18歳以上」が944人であり、「18歳以上」が全体の98.8%を占めています。

■ 疾患別精神障害者保健福祉手帳交付者数の推移 ■



※各年4月1日現在

■ 年齢別精神障害者保健福祉手帳交付者数の推移 ■

	平成27年		平成28年		平成29年		平成30年		平成31年		令和2年	
	交付者数	合計に占める割合	交付者数	合計に占める割合	交付者数	合計に占める割合	交付者数	合計に占める割合	交付者数	合計に占める割合	交付者数	合計に占める割合
18歳未満	6人	1.1%	9人	1.5%	10人	1.6%	12人	1.6%	12人	1.4%	11人	1.2%
18歳以上	551人	98.9%	592人	98.5%	634人	98.4%	727人	98.4%	818人	98.6%	944人	98.8%
合計	557人	100.0%	601人	100.0%	644人	100.0%	739人	100.0%	830人	100.0%	955人	100.0%

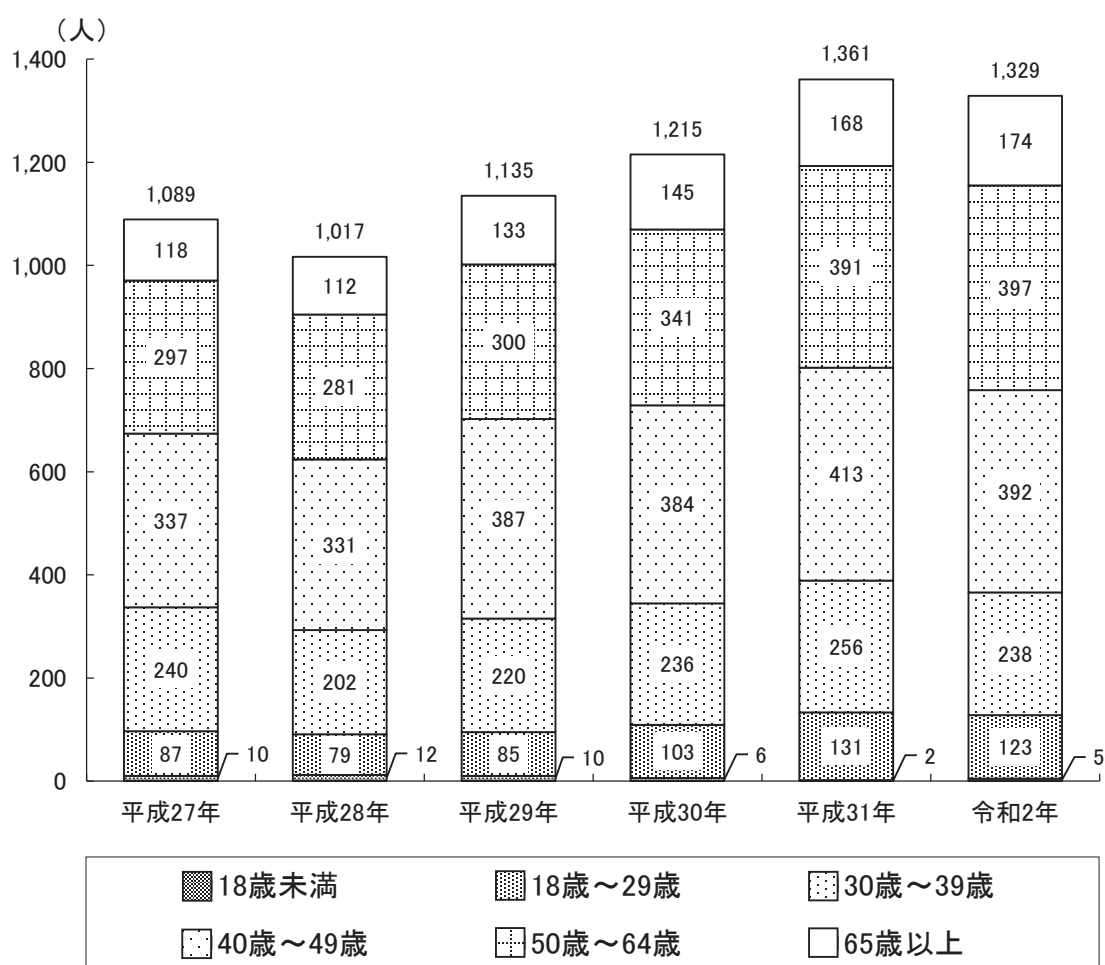
※各年4月1日現在

(5) 自立支援医療（精神通院）受給者の状況

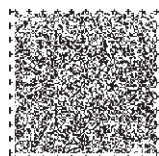
自立支援医療（精神通院）受給者の推移をみると、令和2（2020）年4月1日現在1,329人で、平成27（2015）年時点と比較すると240人増の1.22倍となっています。

年代別にみると、平成31（2019）年までは「40歳～49歳」が最も多く、令和2（2020）年は「50歳～64歳」が最も多く397人、次いで「40歳～49歳」が392人となっています。

■ 年齢別自立支援医療（精神通院）受給者数の推移 ■



※各年4月1日現在

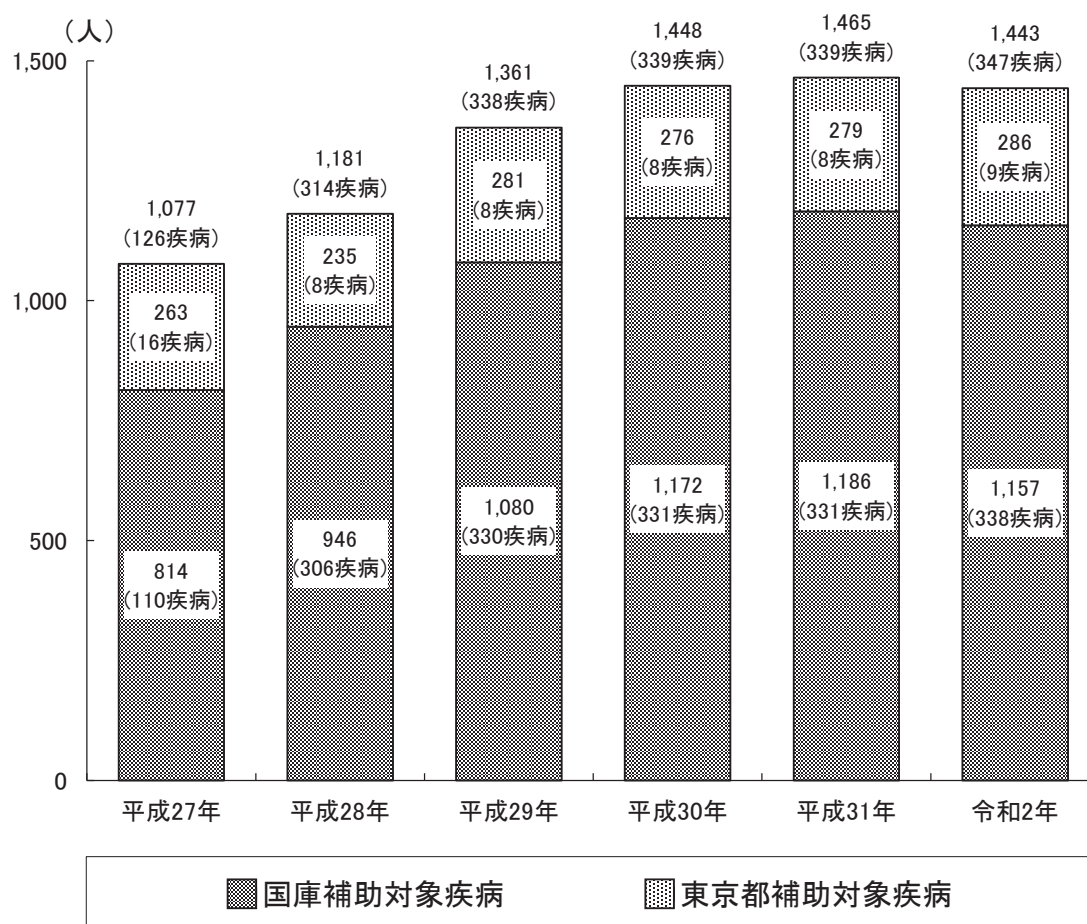


(6) 難病患者の状況

平成27（2015）年以降の東京都の難病患者医療費助成を受けている難病患者の推移を見ると、国庫補助対象疾病は平成31（2019）年をピークにやや減少しているものの、東京都補助対象疾病は一貫して増加傾向にあり、令和2（2020）年4月1日現在合計1,443人となっています。

なお、令和2（2020）年4月1日時点の対象疾病は347疾病となっています。

■ 難病患者医療費助成受給者数の推移 ■



※各年4月1日現在

3

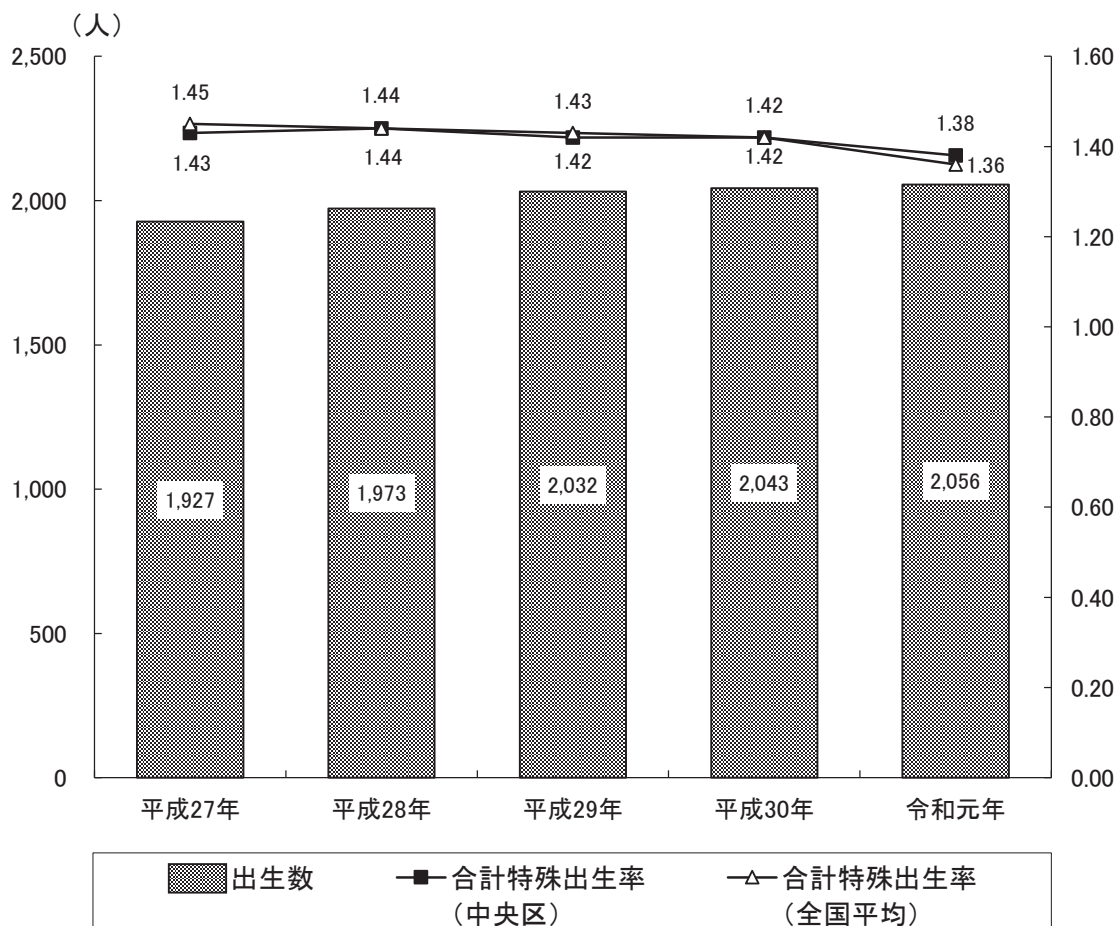
障害児を取り巻く現状

(1) 出生数等

本区の出生数は、増加が続いています。令和元（2019）年では2,056人であり、平成27（2015）年時点と比較すると129人増の1.07倍となっています。

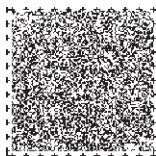
また、合計特殊出生率は、令和元（2019）年は1.38となっています。

■ 出生数・合計特殊出生率の推移 ■



※出生数は、外国人の日本での出産と日本人の国外での出産を除く。

出典：住民基本台帳、人口動態統計年報（東京都）



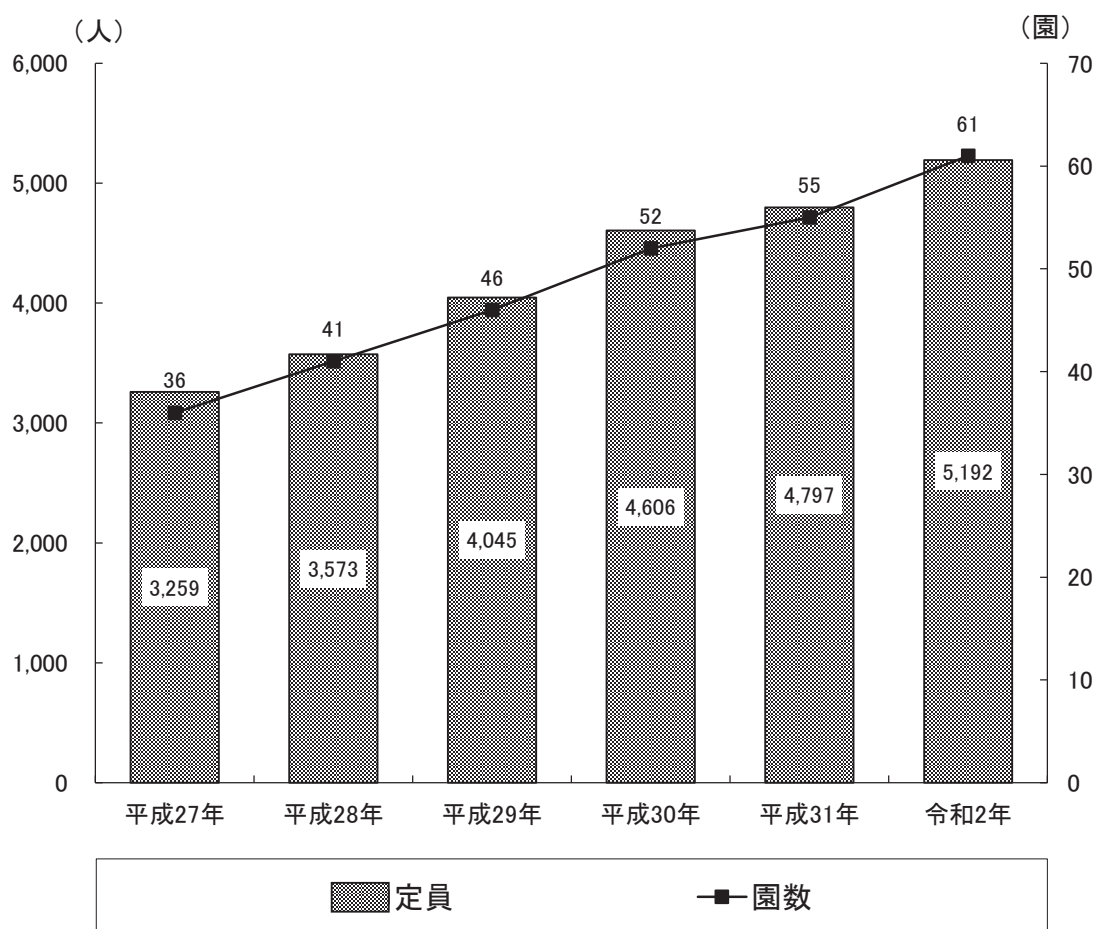
(2) 保育所・小学校等の状況

① 認可保育所・認定こども園

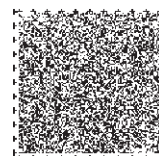
認可保育所・認定こども園の定員数は、令和2（2020）年4月1日現在5,192人となっており、平成27（2015）年時点と比較すると1,933人増の1.59倍となっています。

また、認可保育所・認定こども園の数は、令和2（2020）年は61園となっています。

■ 認可保育所・認定こども園の定員数の推移 ■



※各年4月1日現在

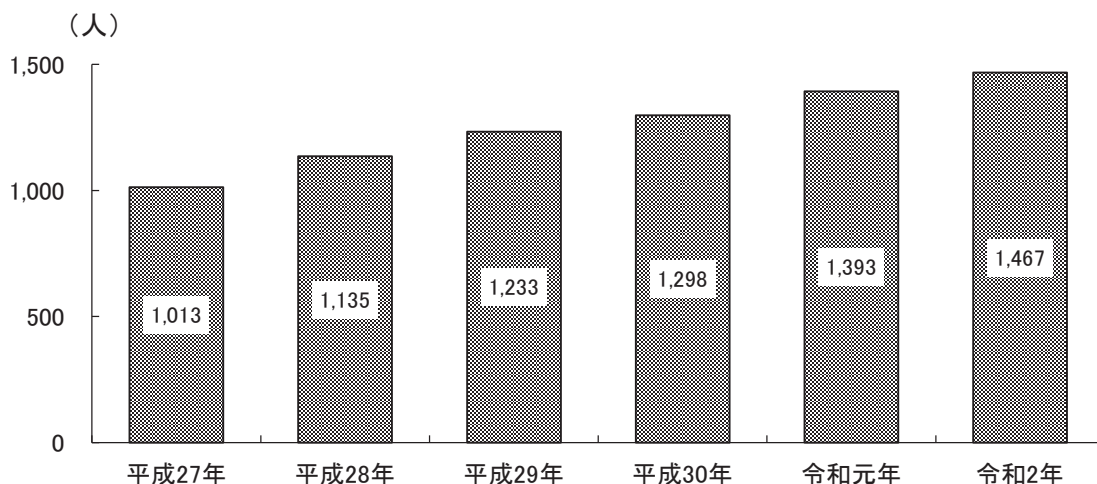


②区立小学校の入学者数、小学校および中学校の児童・生徒数

区立小学校の入学者数は、令和2（2020）年は 1,467 人となっており、平成 27（2015）年時点と比較すると 454 人増の 1.45 倍に増えています。

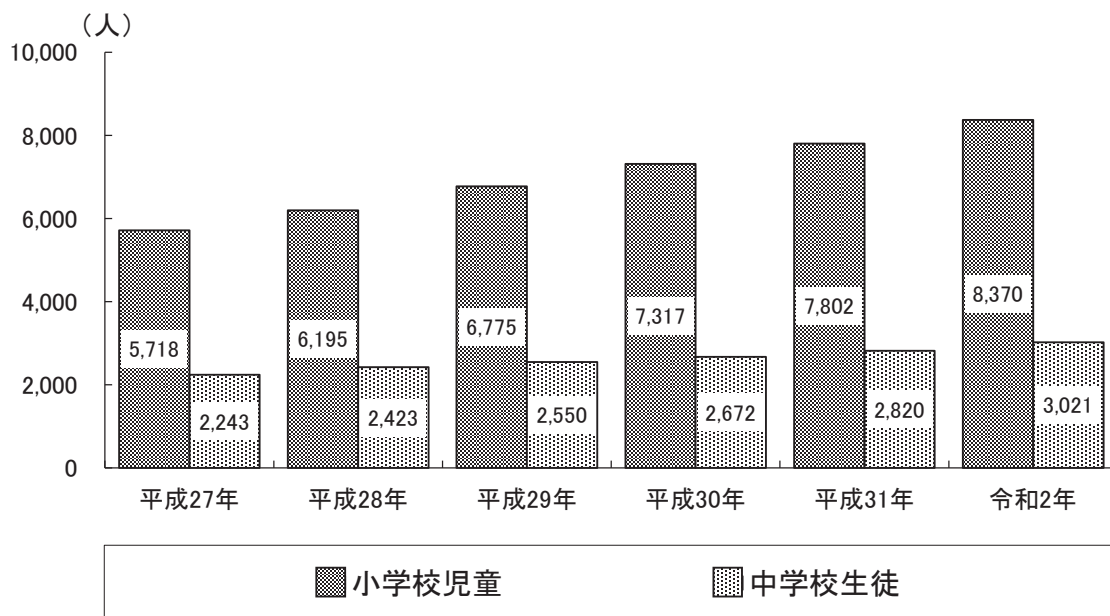
児童・生徒数は増加が続いており、令和2（2020）年の小学校児童数は 8,370 人、中学校生徒数は 3,021 人となっています。平成 27（2015）年時点と比較すると、小学校児童数は 2,652 人増で 1.46 倍、中学校生徒数は 778 人増で 1.35 倍となっています。

■ 区立小学校の入学者数の推移 ■



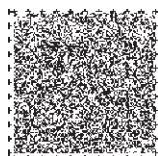
※各年5月1日現在

■ 児童・生徒数の推移 ■



※外国人人口を含む。

※各年4月1日現在

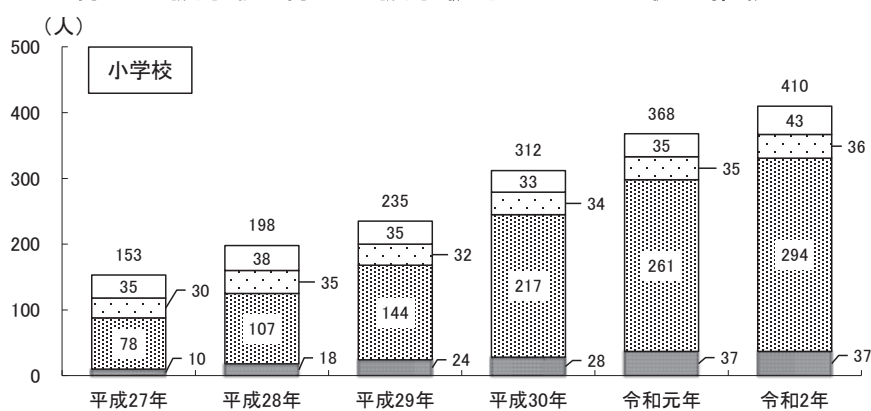


③特別支援学校・特別支援学級等の児童・生徒数

通級指導学級「ことばときこえの教室」利用小学校児童、通級指導学級（特別支援教室）利用小学校児童、特別支援学級在籍小学校児童、特別支援学校在籍児童（小学部）は、増加が続いています。通級指導学級（特別支援教室）利用小学校児童は、令和2（2020）年に294人となっており、平成27（2015）年と比較すると216人増の3.77倍に増えています。また、通級指導学級「ことばときこえの教室」利用小学校児童は、令和2（2020）年に37人となっており、平成27（2015）年と比較すると27人増の3.70倍に増えています。

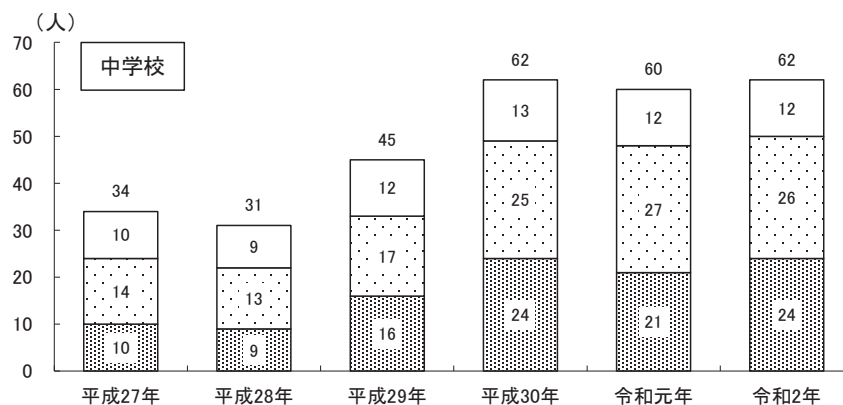
また、通級指導学級（特別支援教室）利用中学校生徒は、令和2（2020）年に24人となっており、平成27（2015）年と比較すると14人増の2.40倍に増えています。

■ 特別支援学校・特別支援学級等の児童・生徒の推移 ■



■ 通級指導学級「ことばときこえの教室」利用小学校児童
 ■ 通級指導学級（特別支援教室）利用小学校児童
 ■ 特別支援学級在籍小学校児童
 ■ 特別支援学校在籍児童（小学部）

※平成28年度から平成29年度にかけて従来の通級指導学級から特別支援教室に移行した。



■ 通級指導学級（特別支援教室）利用中学校生徒
 ■ 特別支援学級在籍中学校生徒
 ■ 特別支援学校在籍生徒（中学部）

※平成30年度に従来の通級指導学級から特別支援教室に移行した。

※各年5月1日現在

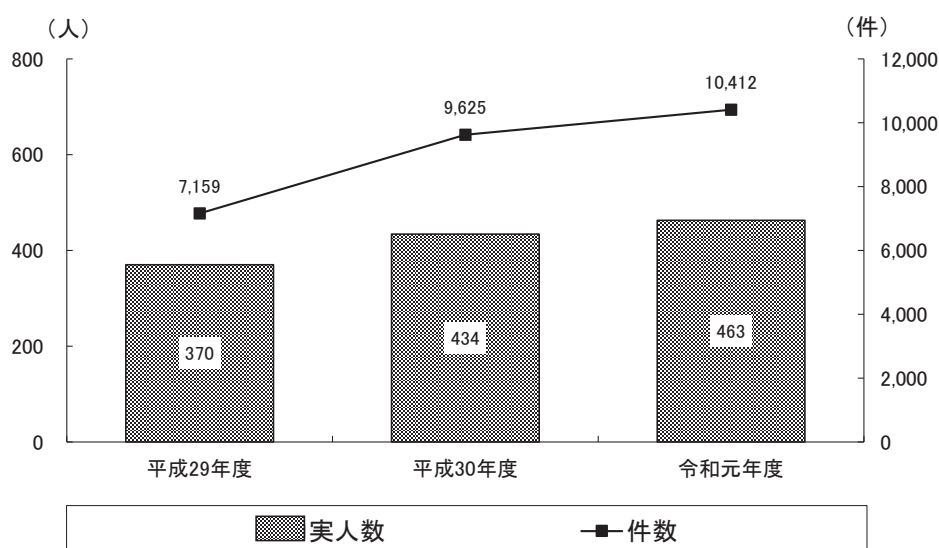


(3) 子どもへの支援の状況

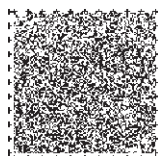
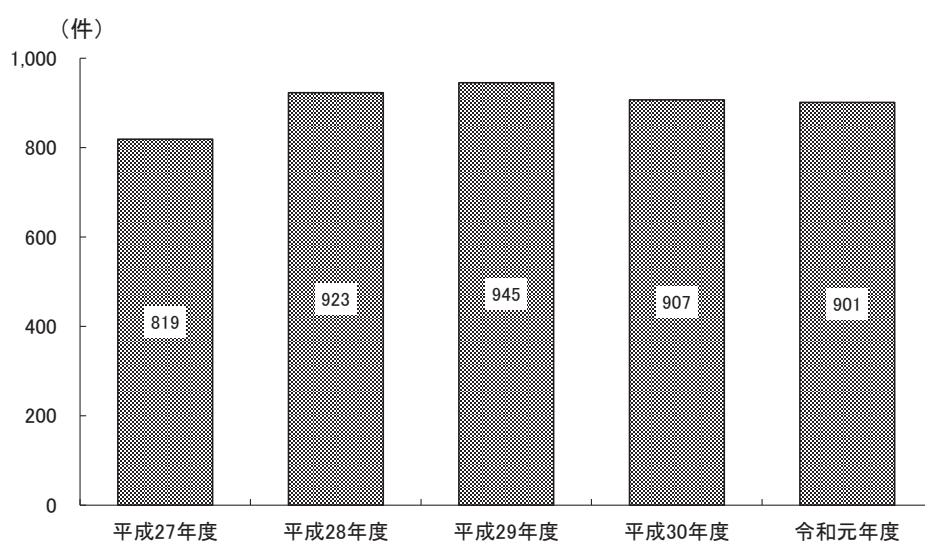
子ども発達支援センターのこどもの発達相談件数は増加傾向にあり、令和元（2019）年度は 10,412 件となっており、平成 29（2017）年度と比較すると 3,253 件増の 1.45 倍に増えています。また、実人数は、令和元（2019）年度は 463 人となっており、平成 29（2017）年度と比較すると 93 人増の 1.25 倍に増えています。

障害児等の早期発見・早期支援を目的とした子ども発達支援センターにおける保育園巡回相談の件数は、平成 30（2018）年度以降やや減少し、令和元（2019）年度は 901 件となっています。

■ こどもの発達相談件数・実人数の推移 ■



■ 保育園巡回相談件数の推移 ■

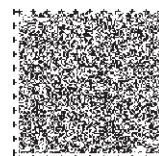
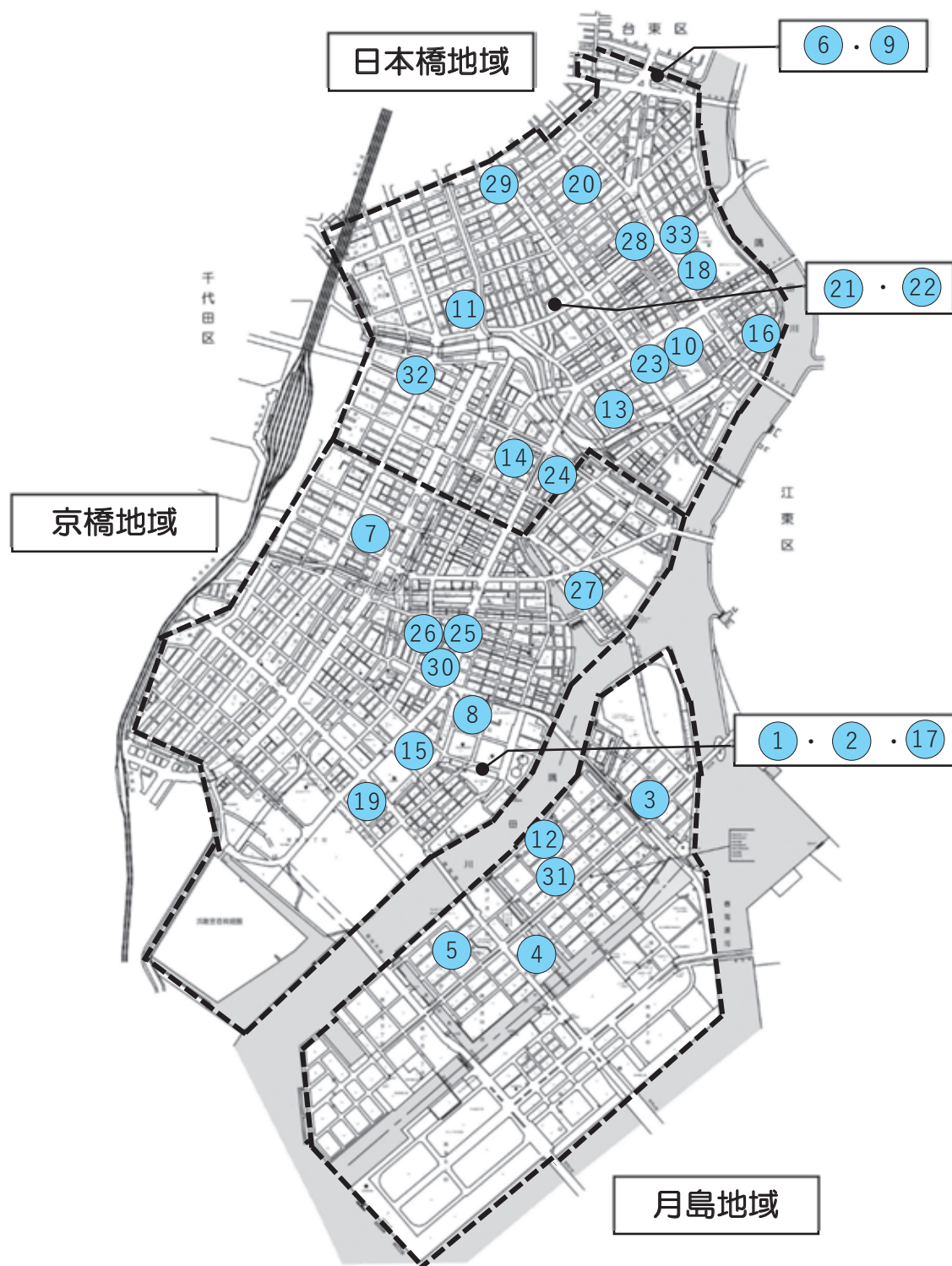


4

中央区の障害福祉関連施設の分布

本区の障害福祉関連施設の分布は以下のとおりになります。

■ 中央区の障害福祉関連施設の配置 ■



■ 中央区の障害福祉関連施設の一覧【令和2(2020)年12月1日現在】 ■

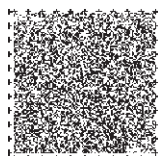
施設名		サービスの種類	定員 (人)	開始年 ※1
1	福祉センター (基幹相談支援センター併設)	生活介護	40	昭和57年
		就労継続支援(B型)	20	昭和57年
		地域活動支援センター	25	昭和57年
		計画相談支援	—	平成25年
2	子ども発達支援センター ゆりのき	児童発達支援	26	昭和57年
		放課後等デイサービス	20	平成23年 ※2
		障害児相談支援	—	平成25年
		保育所等訪問支援	—	平成27年
3	リバーサイドつつじ	就労継続支援(B型)	20	平成2年
4	ホームつつじ	精神障害者グループホーム	9 ※3	平成4年 ※3
5	自立生活援助ホームつつじ	自立生活援助	—	令和2年
6	さわやかワーク中央	就労継続支援(B型)	20	平成4年
7	フレンドハウス京橋	知的障害者グループホーム	6	平成4年
8	レインボーハウス明石	生活介護	30	平成19年
		就労移行支援	6	平成19年
		就労継続支援(A型)	10	平成19年
		就労継続支援(B型)	20	平成19年
		短期入所	6	平成16年
		日中一時支援	4	平成19年
		施設入所支援	30	平成16年
		計画相談支援	—	平成25年
		障害児相談支援	—	平成25年
9	障害者就労支援センター	就労支援	—	平成17年
		計画相談支援	—	平成26年
10	グループホームハーモニー	知的障害者グループホーム	8	平成18年
11	コンフィデンス日本橋	就労移行支援	20	平成21年
12	ピアつきしま	就労定着支援	—	平成30年
		知的障害者グループホーム	7	平成21年
13	グローバーズ・ピア日本橋	就労継続支援(B型)	40	平成23年
14	チャレンジドジャパン日本橋センター	計画相談支援	—	平成26年
		障害児相談支援	—	平成26年
15	アリストランブ	就労継続支援(B型)	20	平成29年
16	浜町花だより	知的障害者グループホーム	7	平成24年
17	ポケット中央	地域活動支援センター	20	平成25年
		計画相談支援	—	平成25年
		地域相談支援	—	平成26年
18	グローバーズ・ピア浜町公園	障害者グループホーム	10	平成25年
19	ヒューマングロー東銀座	計画相談支援	—	平成28年
		障害児相談支援	—	平成28年
20	ナチュラルプランツ・サポート	就労継続支援(A型)	15	平成26年
21	エヌフィットキャリアカレッジ日本橋	自立訓練(生活訓練)	10	平成27年
		就労移行支援	10	平成27年
		計画相談支援	—	平成27年
		就労定着支援	—	平成30年
22	エヌホームズ人形町	精神障害者グループホーム	5	平成28年
23	ミライエ日本橋	放課後等デイサービス	10	平成29年
24	スマイル日本橋	放課後等デイサービス	10	平成29年
25	アイビー	就労継続支援(B型)	20	平成30年
26	トリプル・ハート	児童発達支援	10	平成30年
		放課後等デイサービス		
27	ゆうゆうらいふアカデミー中央	児童発達支援	10	平成30年
		放課後等デイサービス		
28	ポジリブ	放課後等デイサービス	10	平成30年
29	アルエット	放課後等デイサービス ※4	5	令和2年
30	コベルプラス 新富町教室	児童発達支援	10	令和元年
31	みらいキッズ月島	児童発達支援	10	令和2年
		放課後等デイサービス		
32	リワークセンター日本橋	自立訓練(生活訓練)	20	令和2年
33	アストハピコ	児童発達支援	10	令和2年
		放課後等デイサービス		

※1 開始年は、障害者自立支援法(現 障害者総合支援法)移行前の事業開始も含む。

※2 平成25年から法的事業化

※3 通過型5、支援型4(平成26年事業開始)

※4 主に重症心身障害児が通所



(1) 調査の概要

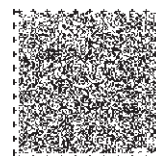
中央区障害者（児）実態調査は、本計画策定の基礎資料とするため、区内在住の障害者等の生活状況や意識・意向と子どもの育ちなどに関する相談の実態を把握することを目的として令和元（2019）年度に実施しました。

■ 調査の種類と対象者 ■

調査の種類	対象者	中央区障害者（児） 実態調査での呼称
身体障害者・難病患者実態調査	18歳以上の身体障害者手帳所持者及び難病患者福祉手当受給者	身体障害者・難病患者
知的障害者実態調査	18歳以上の愛の手帳所持者	知的障害者
精神障害者保健福祉に関する 実態調査	18歳以上の精神障害者保健福祉手帳所持者及び 自立支援医療（精神通院）受給者	精神障害者等
子どもの育ちや発達の相談に関する 実態調査	区内に在住する0歳から18歳（高校3年生の学年） 未満の子のうち、以下に該当する子を持つ保護者 ①障害児福祉サービス受給者証取得児 ②障害手帳（身体、知的、精神）取得児 ③特別支援教室・通級指導学級在籍児	お子さんの保護者

■ 配布数・有効回収数等 ■

調査の種類	配布数	有効回収数	有効回収率	実施方法
身体障害者・難病患者実態調査	1,025	613	59.8%	・無作為抽出 ・郵送配布、郵送回収による アンケート調査 ・督促を兼ねた礼状はがきを 1回送付
知的障害者実態調査	250	155	62.0%	
精神障害者保健福祉に関する 実態調査	1,396	651	46.6%	
子どもの育ちや発達の相談に関する 実態調査	737	331	44.9%	・悉皆調査 ・対象者の①、②は郵送配布、 ③は学校を通じて配布、郵送 回収によるアンケート調査



(2) 障害者・難病患者の実態調査の結果概要

①将来の不安・暮らしの希望

◆将来の不安

将来の不安は、身体障害者・難病患者は「高齢になった時のこと（35.7%）」、知的障害者は「親が亡くなった後の生活のこと（56.8%）」、精神障害者等は「十分な収入があるか（51.8%）」が最も多くなっています。（図表1）

図表1 将来の不安(上位3項目)
(身体障害者・難病患者、知的障害者、精神障害者等:複数回答)
＜全体＞

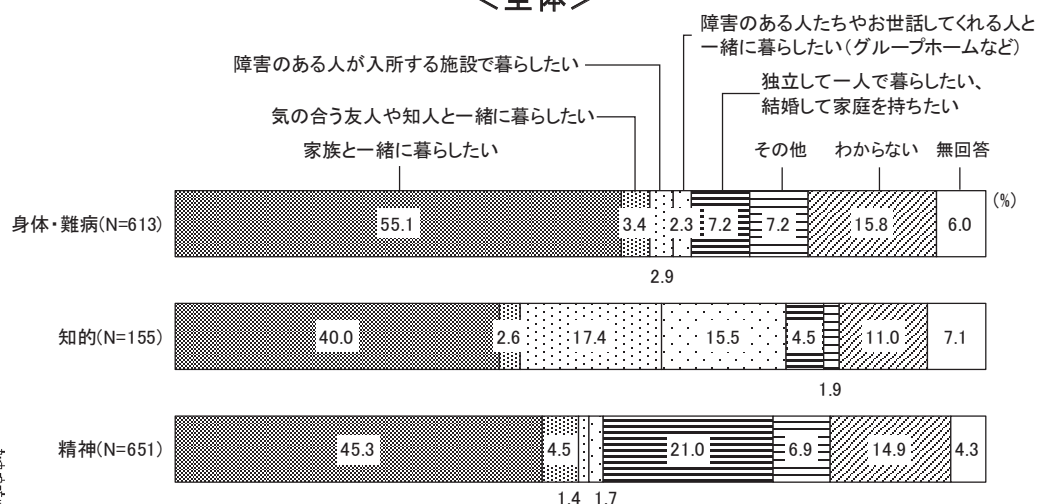
	身体障害者・難病患者(N=613)	知的障害者(N=155)	精神障害者(N=651)
第1位	高齢になった時のこと 35.7	親が亡くなった後の生活のこと 56.8	十分な収入があるか 51.8
第2位	十分な収入があるか 25.8	高齢になった時のこと 29.0	高齢になった時のこと 49.6
第3位	災害や病気・事故などの時に、すぐに助けにきてもらえるか 21.5	お金や財産の管理ができるか 27.1	親が亡くなった後の生活のこと 27.6

◆今後の暮らしの希望

今後の暮らしの希望は、いずれの障害者等も「家族と一緒に暮らしたい（身体・難病：55.1%、知的：40.0%、精神：45.3%）」が最も多くなっています。

次いで、知的障害者では「障害のある人が入所する施設で暮らしたい（17.4%）」、「障害のある人たちやお世話してくれる人と一緒に暮らしたい（グループホームなど）（15.5%）」、精神障害者等では「独立して一人で暮らしたい、結婚して家庭を持ちたい（21.0%）」などとなっています。（図表2）

図表2 今後の暮らしの希望(身体障害者・難病患者、知的障害者、精神障害者等)
＜全体＞

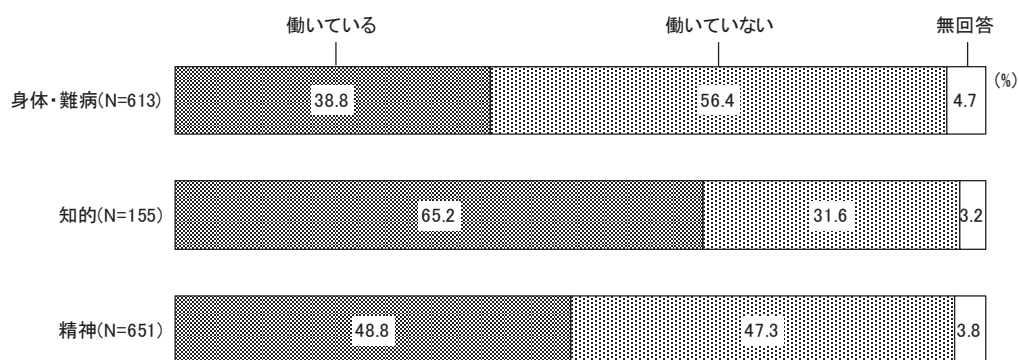


②就労について

◆就労状況

働いている人は、身体障害者・難病患者では 38.8%、知的障害者では 65.2%、精神障害者等では 48.8%となっています。（図表3）

図表3 就労状況(身体障害者・難病患者、知的障害者、精神障害者等)
＜全体＞

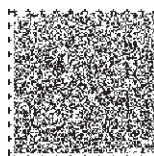


◆仕事の内容

働いている人の仕事の内容は、身体障害者・難病患者と精神障害者等は「常勤の会社員（一般企業）（身体・難病：35.3%、精神：36.8%）」、知的障害者は「就労継続支援（A型・B型）事業所など（45.5%）」が最も多くなっています。（図表4）

図表4 仕事の内容(上位3項目)
(身体障害者・難病患者、知的障害者、精神障害者等)
＜働いている人＞

	身体障害者・難病患者(n=238)		知的障害者(n=101)		精神障害者(n=318)	
第1位	常勤の会社員(一般企業)	35.3	就労継続支援 (A型・B型)事業所など	45.5	常勤の会社員(一般企業)	36.8
第2位	パート・アルバイト	25.2	常勤の会社員(特例子会社)	14.9	パート・アルバイト	22.6
第3位	自営業	15.1	常勤の会社員(一般企業)	9.9	就労継続支援 (A型・B型)事業所など	9.1



◆就労先で何かしらの配慮がされているか

就労先でされている配慮は、身体障害者・難病患者と精神障害者等は「特に配慮はされていない（身体・難病：37.4%、精神：37.4%）」が最も多く、次いで「健康状態（通院など）への配慮がある（身体・難病：33.2%、精神：32.7%）」が多くなっています。知的障害者は、「仕事内容への配慮がある（65.3%）」が最も多くなっています。（図表5）

図表5 就労先で何かしらの配慮がされているか（上位3項目）
（身体障害者・難病患者、知的障害者、精神障害者等：複数回答）
＜働いている人＞

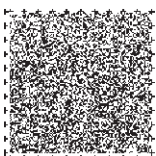
	身体障害者・難病患者(n=238)	知的障害者(n=101)	精神障害者(n=318)
第1位	特に配慮はされていない 37.4	仕事内容への配慮がある 65.3	特に配慮はされていない 37.4
第2位	健康状態（通院など）への配慮がある 33.2	働き方（就労時間など）への配慮がある 50.5	健康状態（通院など）への配慮がある 32.7
第3位	仕事内容への配慮がある 21.8	健康状態（通院など）への配慮がある 43.6 相談できる環境が整っている 43.6 （同率）	仕事内容への配慮がある 30.2 働き方（就労時間など）への配慮がある 30.2 （同率）

◆障害のある人が働くために必要な環境

就労に必要な環境は、身体障害者・難病患者と精神障害者等は「健康状態にあわせた働き方ができること（身体・難病：56.1%、精神：68.0%）」、知的障害者は「職場や地域の人たちが障害などのある人を理解し、配慮していること（53.5%）」が最も多くなっています。（図表6）

図表6 障害のある人が働くために必要な環境（上位3項目）
（身体障害者・難病患者、知的障害者、精神障害者等：複数回答）
＜全体＞

	身体障害者・難病患者(N=613)	知的障害者(N=155)	精神障害者(N=651)
第1位	健康状態に合わせた働き方ができること 56.1	職場や地域の人たちが障害などのある人を理解し、配慮していること 53.5	健康状態に合わせた働き方ができること 68.0
第2位	自宅の近くに働く場があること 42.9	一人ひとりにあった仕事や働く場が作られること 51.6	一人ひとりにあった仕事や働く場が作られること 47.3
第3位	職場や地域の人たちが障害などのある人を理解し、配慮していること 33.0	自宅の近くに働く場があること 50.3	自宅の近くに働く場があること 47.2



③社会参加・文化芸術余暇活動

◆外出の際に困ったり不便に思うこと

外出の際の困りごとは、「特にない」を除くと、身体障害者・難病患者は「道路の段差や駅などの階段(41.6%)」、知的障害者は「目的地までの行き方がわからない(24.5%)」、精神障害者等は「交通費などのお金がかかる(27.0%)」が最も多くなっています。

(図表7)

図表7 外出の際の困りごと(上位3項目)
(身体障害者・難病患者、知的障害者、精神障害者等:複数回答)
＜全体＞

	身体障害者・難病患者(N=613)	知的障害者(N=155)	精神障害者(N=651)
第1位	道路の段差や駅などの階段 41.6	目的地までの行き方がわからない 24.5	交通費などのお金がかかる 27.0
第2位	トイレが心配 23.3	電車やバスの利用が難しい 20.6 (同率)	発作など突然の身体の変化が心配 24.9
第3位	交通費などのお金がかかる 15.8		周りの人に見られるのが気になる 12.3

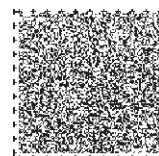
◆この1年間に行った文化・芸術・余暇活動

この1年間に行った文化・芸術・余暇活動は、いずれの障害者等も「買物、映画、コンサートなど(身体・難病:45.4%、知的:47.1%、精神:50.2%)」が最も多く、次いで「旅行(身体・難病:35.7%、知的:44.5%、精神:30.4%)」となっています。

また、3番目に多いものとして、身体障害者・難病患者と精神障害者等は「美術館、博物館めぐり(身体・難病:20.9%、精神:24.3%)」、知的障害者は「健康福祉まつり(31.0%)」となっています。(図表8)

図表8 この1年間に行った文化・芸術・余暇活動(上位3項目)
(身体障害者・難病患者、知的障害者、精神障害者等:複数回答)
＜全体＞

	身体障害者・難病患者(N=613)	知的障害者(N=155)	精神障害者(N=651)
第1位	買物、映画、コンサートなど 45.4	買物、映画、コンサートなど 47.1	買物、映画、コンサートなど 50.2
第2位	旅行 35.7	旅行 44.5	旅行 30.4
第3位	美術館、博物館めぐり 20.9	健康福祉まつり 31.0	美術館、博物館めぐり 24.3
参考	上記の活動をしたいと思うができない 17.1	上記の活動をしたいと思うができない 6.5	上記の活動をしたいと思うができない 13.5

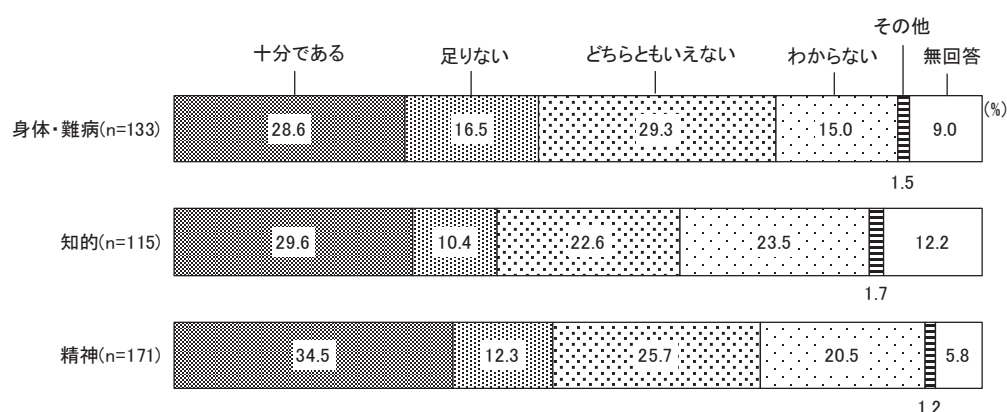


④障害福祉サービスについて

◆障害福祉サービス支給量のニーズ充足度

障害福祉サービスを利用していると回答した人の障害福祉サービス支給量のニーズ充足度は、いずれの障害者等も「十分である（身体・難病：28.6%、知的：29.6%、精神：34.5%）」が「足りない（身体・難病：16.5%、知的：10.4%、精神：12.3%）」を上回っています。（図表9）

図表9 障害福祉サービス支給量のニーズ充足度
（身体障害者・難病患者、知的障害者、精神障害者等）
＜障害福祉サービスを利用している人＞



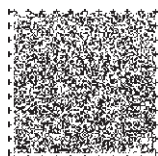
◆福祉サービスの情報入手先

福祉サービスの情報入手先は、「特にない」を除くと、いずれの障害者等も「区の広報紙（身体・難病：43.7%、知的：26.5%、精神：26.9%）」が最も多くなっています。

知的障害者は、他の障害者等と比べて「障害者団体（家族会などを含む）（24.5%）」、「相談支援事業者（18.1%）」の回答が高くなっています。（図表 10）

図表 10 福祉サービスの情報入手先(上位3項目)
（身体障害者・難病患者、知的障害者、精神障害者等：複数回答）
＜全体＞

	身体障害者・難病患者(N=613)	知的障害者(N=155)	精神障害者(N=651)
第1位	区の広報紙 43.7	区の広報紙 26.5	区の広報紙 26.9
第2位	インターネット 13.2	障害者団体 (家族会などを含む) 24.5	インターネット 17.5
第3位	テレビや新聞 9.6	相談支援事業者 18.1	保健所・保健センター 11.1
参考	特にない 26.3		特にない 35.3



⑤相談について

◆困りごとの相談先

困りごとの相談先は、いずれの障害者等も「家族・友人・知人（身体・難病：83.5%、知的：76.1%、精神：74.3%）」が最も多く、次いで、身体障害者・難病患者、精神障害者等では「病院・診療所（身体・難病：26.6%、精神：41.5%）」、知的障害者では「区役所・保健所・福祉センターなど（29.7%）」などとなっています。（図表 11）

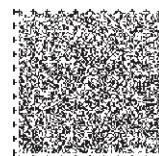
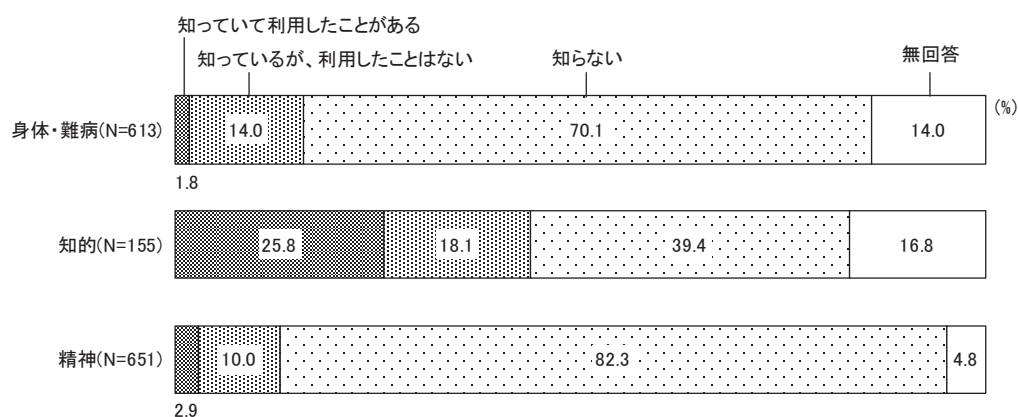
図表 11 困りごとの相談先（上位3項目）
（身体障害者・難病患者、知的障害者、精神障害者等：複数回答）
＜全体＞

	身体障害者・難病患者(N=613)	知的障害者(N=155)	精神障害者(N=651)
第1位	家族・友人・知人 83.5	家族・友人・知人 76.1	家族・友人・知人 74.3
第2位	病院・診療所 26.6	区役所・保健所・福祉センターなど 29.7	病院・診療所 41.5
第3位	区役所・保健所・福祉センターなど 14.4	中央区障害者就労支援センター 22.6	区役所・保健所・福祉センターなど 22.4

◆基幹相談支援センターの認知度・利用状況

基幹相談支援センターの認知度・利用状況は、「知っていて利用したことがある」と「知っているが、利用したことはない」を合わせた＜知っている＞が、身体障害・難病患者では 15.8%、知的障害者では 43.9%、精神障害者等では 12.9%となっており、知的障害者の認知度・利用状況が他の障害者等よりも高くなっています。（図表 12）

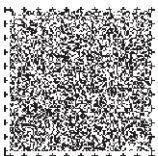
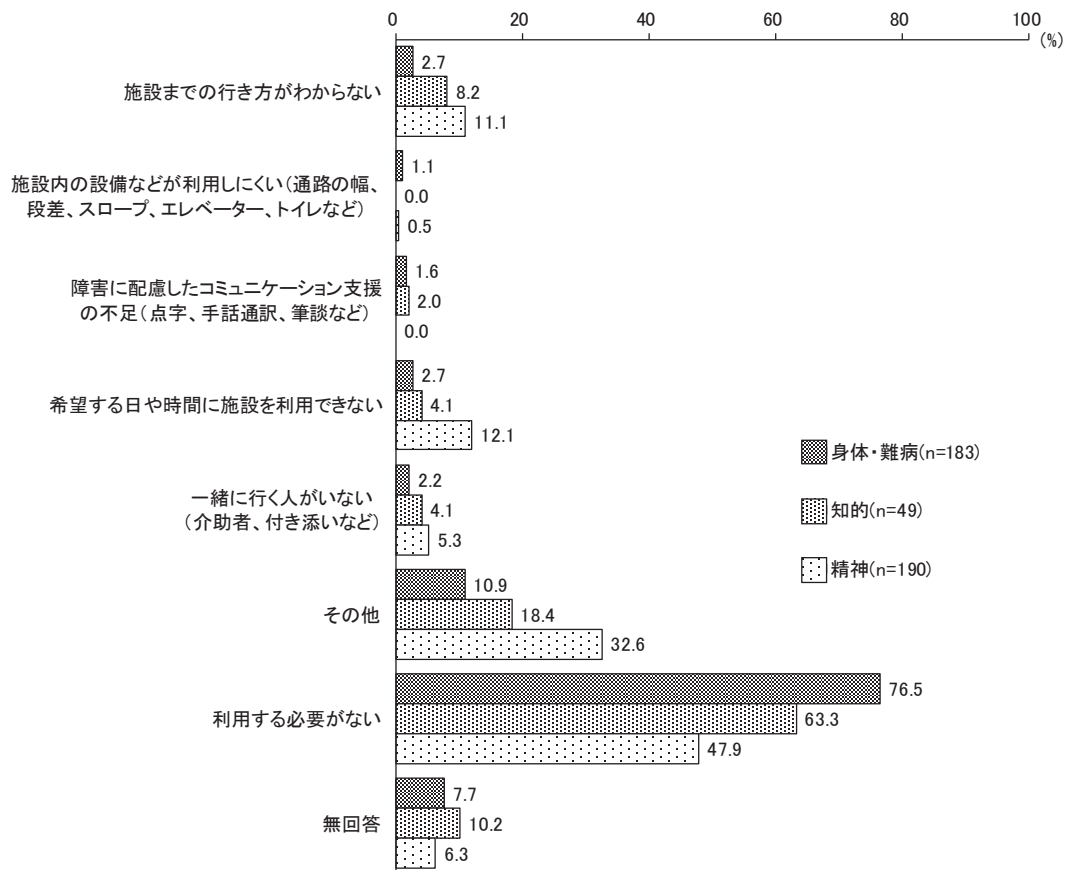
図表 12 基幹相談支援センターの認知度・利用状況
（身体障害者・難病患者、知的障害者、精神障害者等）
＜全体＞



◆中央区障害者就労支援センター、基幹相談支援センター、中央区精神障害者地域活動支援センター（ポケット中央）を利用したことがない理由

中央区障害者就労支援センター、基幹相談支援センター、ポケット中央を利用したことがない理由は、いずれの障害者等も「利用する必要がない（身体・難病：76.5%、知的：63.3%、精神：47.9%）」が最も多く、次いで「その他（身体・難病：10.9%、知的：18.4%、精神：32.6%）」として、内容は「どういう所か知らない」、「どんな相談をしたらいいかわからない」、「知らなかった」などとなっています。（図表 13）

図表 13 中央区障害者就労支援センター、基幹相談支援センター、中央区精神障害者地域活動支援センター（ポケット中央）を利用したことがない理由
（身体障害者・難病患者、知的障害者、精神障害者等：複数回答）
＜中央区障害者就労支援センター、基幹相談支援センター、中央区精神障害者地域活動支援センター（ポケット中央）を利用したことがない人＞

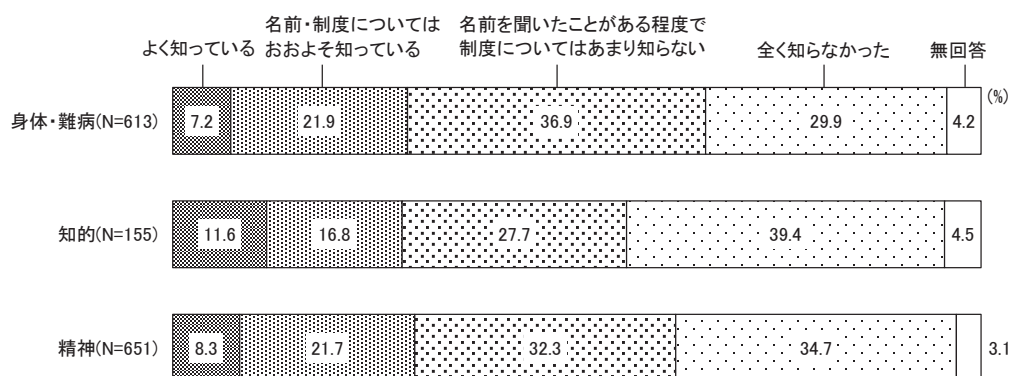


⑥ 成年後見制度について

◆ 成年後見制度の内容の認知状況

成年後見制度の内容の認知状況は、「よく知っている」と「名前・制度についてはおおよそ知っている」を合わせたく知っている>は、身体障害者・難病患者では29.1%、知的障害者では28.4%、精神障害者等では30.0%となっています。（図表14）

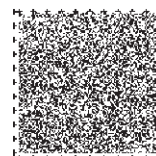
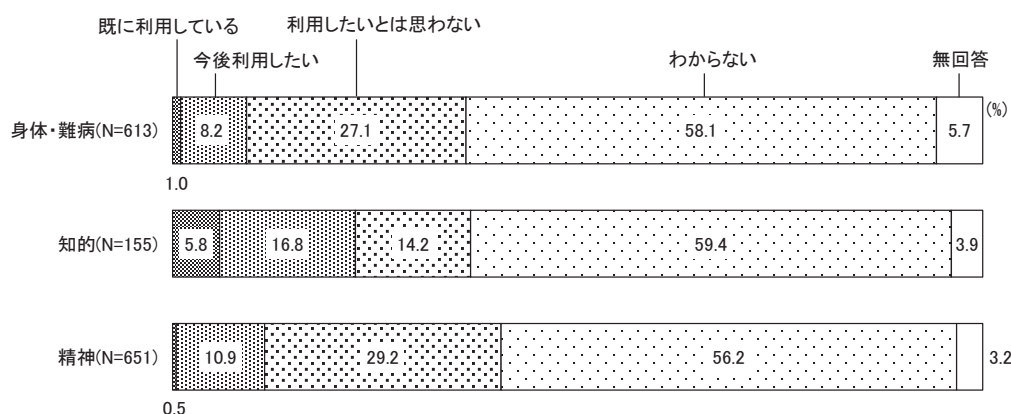
図表14 成年後見制度の内容の認知状況
（身体障害者・難病患者、知的障害者、精神障害者等）
＜全体＞



◆ 成年後見制度の利用意向

成年後見制度の利用意向は、「既に利用している」と「今後利用したい」を合わせたく利用したい>は、身体障害者・難病患者では9.2%、知的障害者では22.6%、精神障害者等では11.4%となっています。（図表15）

図表15 成年後見制度の利用意向
（身体障害者・難病患者、知的障害者、精神障害者等）
＜全体＞



◆成年後見制度を利用したいと思わない理由

成年後見制度を利用したいと思わない理由は、いずれの障害者等も「家族（親・親族）がまだ元気だから（身体・難病：62.7%、知的：68.2%、精神：34.2%）」が最も多くなっています。（図表 16）

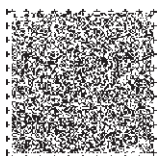
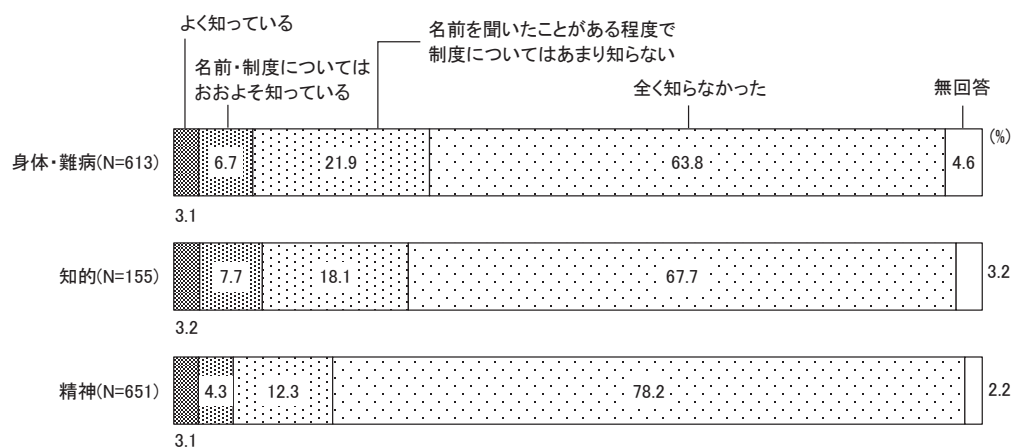
図表 16 成年後見制度を利用したいと思わない理由（上位3項目）
（身体障害者・難病患者、知的障害者、精神障害者等：複数回答）
＜成年後見制度を利用したいと思わないと回答した人＞

	身体障害者・難病患者(n=166)	知的障害者(n=22)	精神障害者(n=190)
第1位	家族(親・親族)がまだ元気だから 62.7	家族(親・親族)がまだ元気だから 68.2	家族(親・親族)がまだ元気だから 34.2
第2位	他人に生活やお金の管理をしてほしくないから 12.0	費用の負担があるから 13.6	その他 22.1
第3位	無回答 7.8	他人に生活やお金の管理をしてほしくないから 9.1	他人に生活やお金の管理をしてほしくないから 20.0

◆権利擁護支援事業の内容の認知状況

権利擁護支援事業の内容の認知状況は、「よく知っている」と「名前・制度についてはおおよそ知っている」を合わせた＜知っている＞は、身体障害者・難病患者では 9.8%、知的障害者では 10.9%、精神障害者等では 7.4%となっています。（図表 17）

図表 17 権利擁護支援事業の内容の認知状況
（身体障害者・難病患者、知的障害者、精神障害者等）
＜全体＞

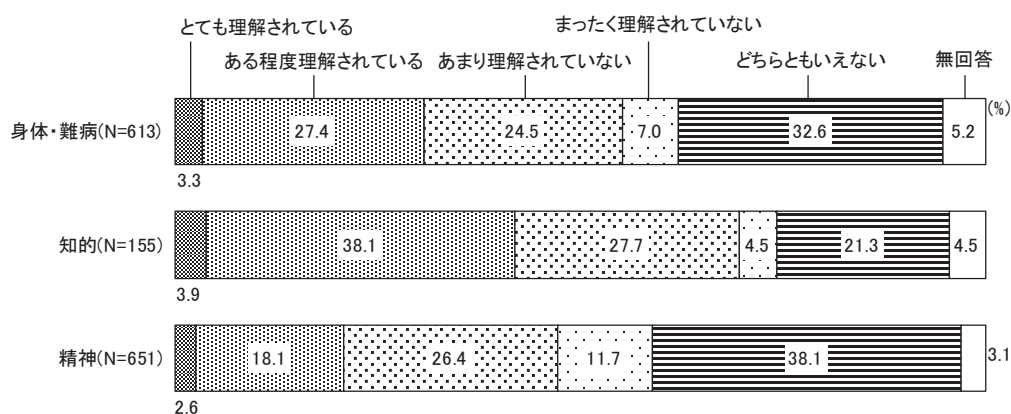


⑦障害者などへの区民の理解について

◆障害や障害者、難病や難病患者に対する区民の理解度

区民の理解度について、「とても理解されている」と「ある程度理解されている」を合わせた＜理解されている＞は、身体障害者・難病患者では30.7%、知的障害者では42.0%、精神障害者等では20.7%となっています。（図表18）

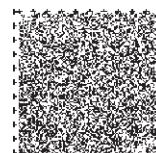
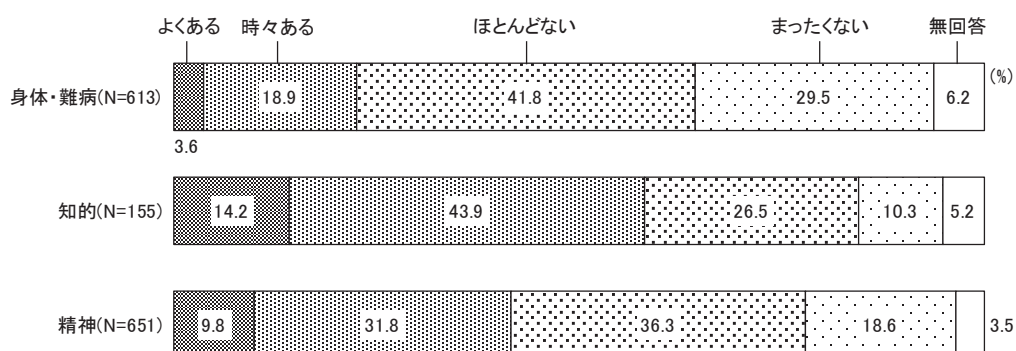
図表 18 障害や障害者、難病や難病患者に対する区民の理解度
（身体障害者・難病患者、知的障害者、精神障害者等）
＜全体＞



◆差別を感じたことはあるか

差別を感じた経験は、「よくある」と「時々ある」を合わせた＜ある＞は、身体障害者・難病患者では22.5%、知的障害者では58.1%、精神障害者等では41.6%となっています。（図表19）

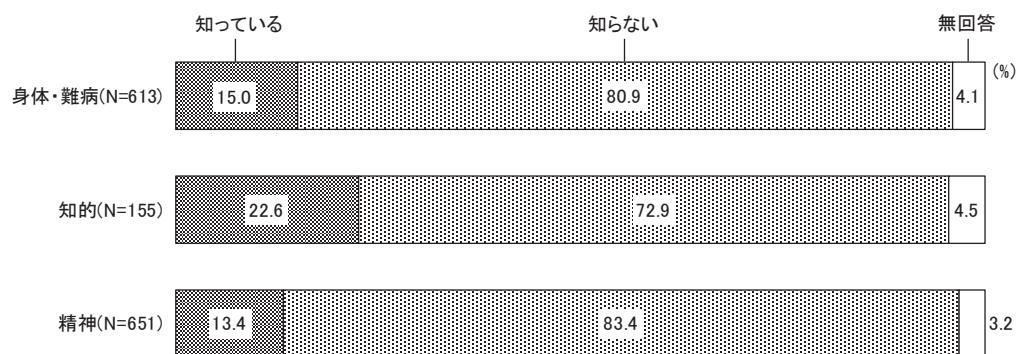
図表 19 差別を感じたことはあるか
（身体障害者・難病患者、知的障害者、精神障害者等）
＜全体＞



◆「虐待通報・相談窓口」の認知状況

「虐待通報・相談窓口」の認知状況は、「知っている」は身体障害者・難病患者では 15.0%、知的障害者では 22.6%、精神障害者等では 13.4%となっています。（図表 20）

図表 20 「虐待通報・相談窓口」の認知状況
（身体障害者・難病患者、知的障害者、精神障害者等）
＜全体＞

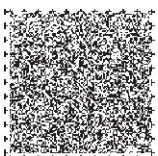
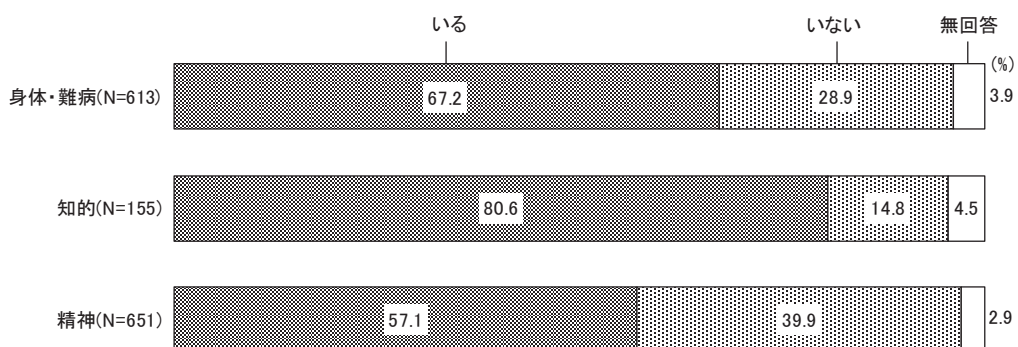


⑧災害時の対策について

◆災害時に援助してくれる人がいるか

災害時に援助してくれる人は、「いる」は身体障害者・難病患者では 67.2%、知的障害者では 80.6%、精神障害者等では 57.1%となっています。（図表 21）

図表 21 災害時に援助してくれる人がいるか
（身体障害者・難病患者、知的障害者、精神障害者等）
＜全体＞



◆災害時に不安なこと

災害時に不安なことは、いずれの障害者等も「避難するときに適切に行動や移動ができるか（身体・難病：48.9%、知的：57.4%、精神：46.4%）」が最も多くなっています。

また、回答の上位3番目は、いずれの障害者等も「災害の内容や避難指示などの情報を入手できるか（身体・難病：32.8%、知的：43.9%、精神：38.2%）」となっています。

（図表 22）

図表 22 災害時に不安なこと(上位3項目)
(身体障害者・難病患者、知的障害者、精神障害者等)
＜全体＞

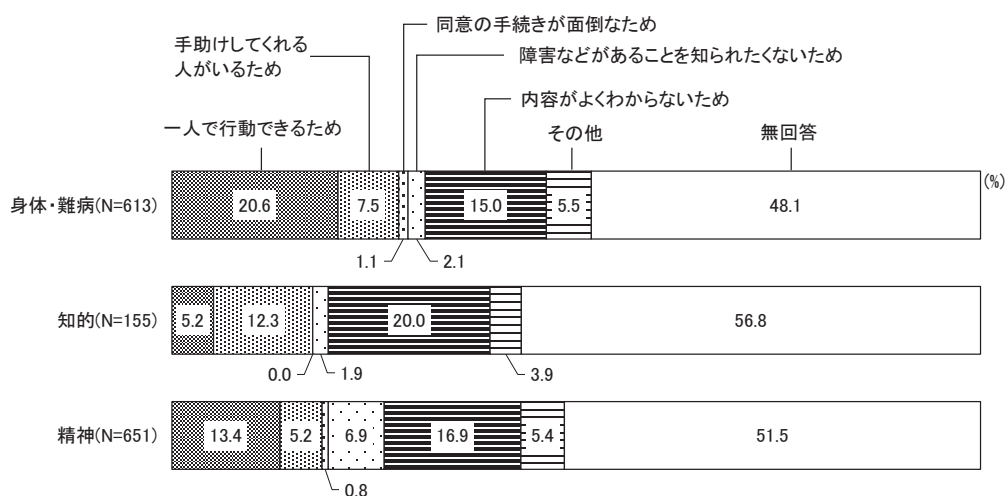
	身体障害者・難病患者(N=613)	知的障害者(N=155)	精神障害者(N=651)
第1位	避難するときに適切に行動や移動ができるか 48.9	避難するときに適切に行動や移動ができるか 57.4	避難するときに適切に行動や移動ができるか 46.4
第2位	必要な医療的ケアを受けることができるか 42.4	周りの人から助けてもらえるか 48.4	必要な医療的ケアを受けることができるか 38.9
第3位	災害の内容や避難指示などの情報を入手できるか 32.8	災害の内容や避難指示などの情報を入手できるか 43.9	災害の内容や避難指示などの情報を入手できるか 38.2

◆「災害時地域たすけあい名簿」への情報提供に同意していない理由

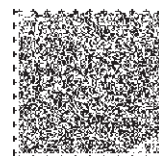
「災害時地域たすけあい名簿」への情報提供に同意していない理由は、身体障害者・難病患者は「一人で行動できるため（20.6%）」、知的障害者、精神障害者等は「内容がよくわからないため（知的：20.0%、精神：16.9%）」が最も多くなっています。

（図表 23）

図表 23 「災害時地域たすけあい名簿」への情報提供に同意していない理由
(身体障害者・難病患者、知的障害者、精神障害者等)
＜全体＞



※情報提供に同意している人、もしくは、同意状況がわからない人は、回答不要のため無回答が多くなっています。



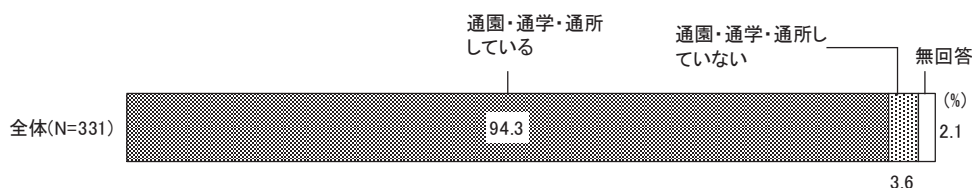
(3) 子どもの育ちや発達の相談に関する実態調査の結果概要

①通園・通学の状況について

◆通園・通学・通所の状況

通園・通学・通所の状況は、「通園・通学・通所している（94.3%）」、「通園・通学・通所していない（3.6%）」となっています。（図表 24）

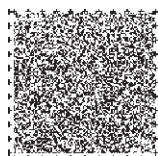
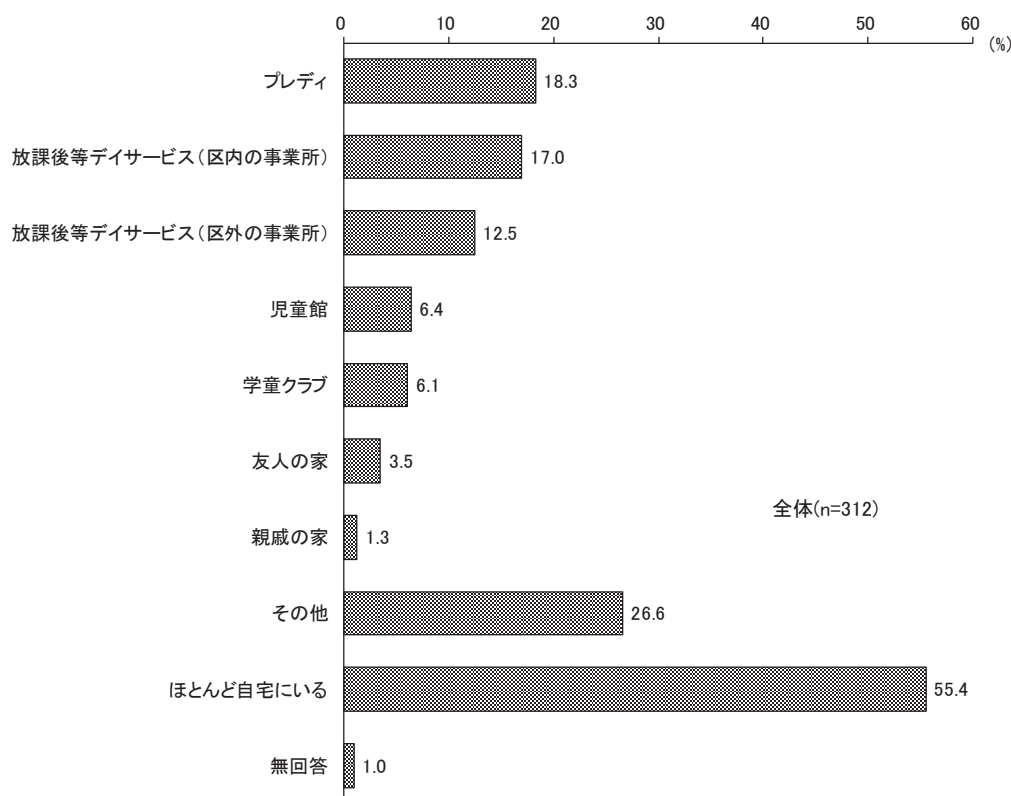
図表 24 通園・通学・通所をしているか
＜全体＞



◆保育所・幼稚園・学校などが終わった後に過ごしている場所

保育所・幼稚園・学校などが終わった後に過ごしている場所は、「ほとんど自宅にいる（55.4%）」が最も多く、地域の居場所では、「プレディ（18.3%）」、「放課後等デイサービス（区内の事業所）（17.0%）」、「放課後等デイサービス（区外の事業所）（12.5%）」などとなっています。（図表 25）

図表 25 保育所・幼稚園・学校などが終わった後に過ごしている場所
＜通園・通学・通所している人＞



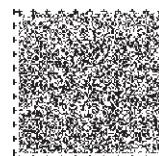
②育ちや発達状況について

◆子どもの育ちや発達で不安や疑問を感じた経験の有無

子どもの発達について気になることまたは心配なことが「ある」、「ときどきある」、「過去にあったが今はない」を合わせた「気になることまたは心配なことのある人」は、就学前では「言葉の遅れ（89.2%）」、小学生では「行動面（82.4%）」、中学生では「進級・進学（86.5%）」、高校生では「行動面（88.5%）」が最も多くなっています。（図表 26）

図表 26 子どもの育ちや発達で不安や疑問を感じた経験の有無のまとめ
＜全体、学齢別：気になることまたは心配なことのある人＞

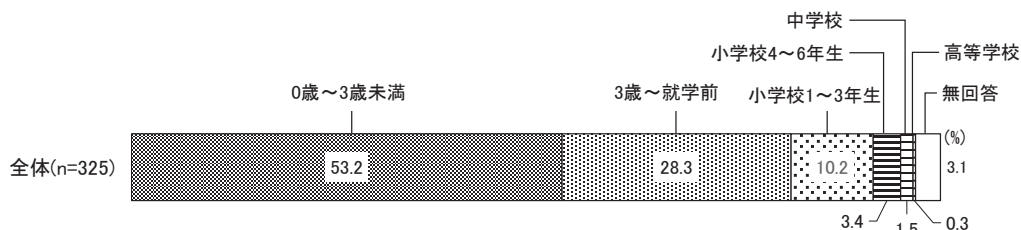
	全体 (N=331)	学 齢 別			
		就学前 (n=74)	小学生 (n=187)	中学生 (n=37)	高校生 (n=26)
(1) 言葉の遅れ	65.6% (217人)	【1位】 89.2% (66人)	57.2% (107人)	56.8% (21人)	76.9% (20人)
(2) 運動面での遅れ	52.9% (175人)	【3位】 75.7% (56人)	46% (86人)	43.2% (16人)	57.7% (15人)
(3) 性格	【3位】 73.1% (242人)	68.9% (51人)	【2位】 77.5% (145人)	64.9% (24人)	73.1% (19人)
(4) 心理的に不安定	61.0% (202人)	63.5% (47人)	62% (116人)	54.1% (20人)	65.4% (17人)
(5) 行動面	【1位】 77.0% (255人)	66.2% (49人)	【1位】 82.4% (154人)	【3位】 75.7% (28人)	【1位】 88.5% (23人)
(6) 友達関係	66.5% (220人)	67.6% (50人)	64.2% (120人)	73.0% (27人)	【3位】 80.8% (21人)
(7) 学習面	【2位】 73.4% (243人)	68.9% (51人)	【3位】 72.7% (136人)	【2位】 83.8% (31人)	【2位】 84.6% (22人)
(8) 進級・進学	70.7% (234人)	【2位】 79.7% (59人)	64.2% (120人)	【1位】 86.5% (32人)	76.9% (20人)
(9) 通園・通学先との関係	41.7% (138人)	32.4% (24人)	42.8% (80人)	51.4% (19人)	50.0% (13人)
(10) 他人の気持ちが推測できない	68.0% (225人)	64.9% (48人)	69.0% (129人)	67.6% (25人)	【3位】 80.8% (21人)
(11) その他	12.4% (41人)	13.5% (10人)	10.7% (20人)	13.5% (5人)	19.2% (5人)



◆最初に不安や疑問を感じた時期

子どもの発達について最初に不安や疑問を感じた時期は、「0歳～3歳未満(53.2%)」が最も多く、次いで「3歳～就学前(28.3%)」、「小学校1～3年生(10.2%)」などであり、就学前が81.5%となっています。(図表 27)

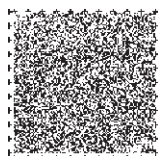
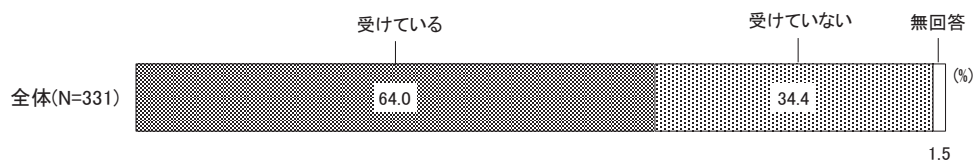
図表 27 最初に不安や疑問を感じた時期
＜気になることまたは心配なことのある人＞



◆育ちや発達についての診断の有無

育ちや発達についての診断の有無は、診断（「〇〇の疑い」、「〇〇の傾向」なども含む）を「受けた(64.0%)」、「受けていない(34.4%)」となっています。(図表 28)

図表 28 育ちや発達についての診断の有無
＜全体＞

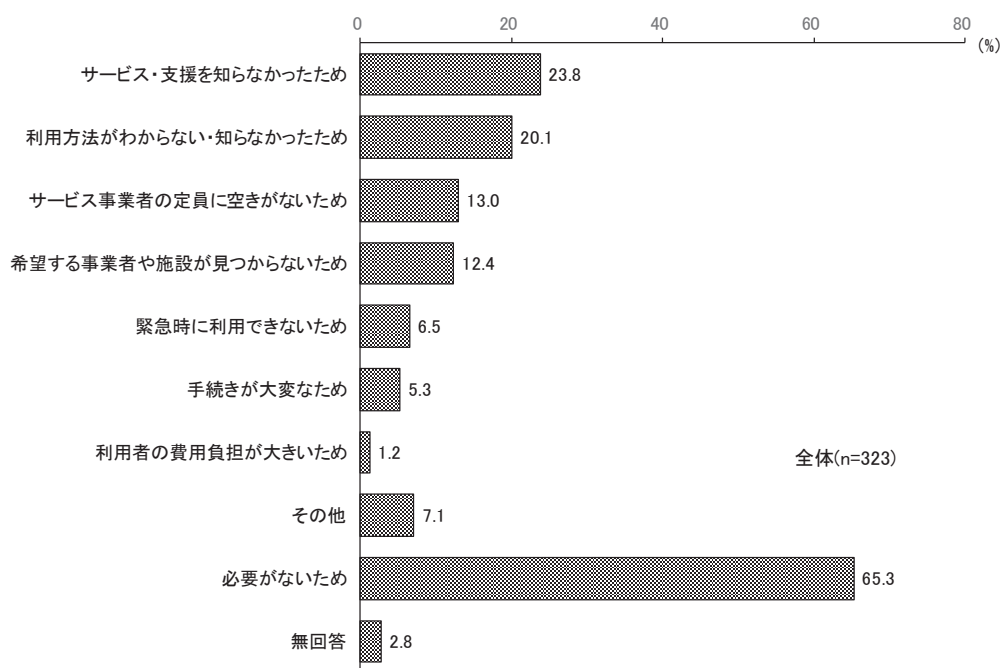


③サービスの利用状況について

◆福祉サービス・支援を利用していない理由

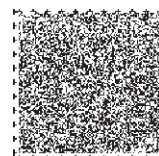
福祉サービス・支援を利用していない理由は、「必要がないため（65.3%）」を除くと、「サービス・支援を知らなかったため（23.8%）」が最も多く、次いで「利用方法がわからない・知らなかったため（20.1%）」、「サービス事業者の定員に空きがないため（13.0%）」、「希望する事業者や施設が見つからないため（12.4%）」などとなっています。（図表 29）

図表 29 福祉サービス・支援を利用していない理由（複数回答）
 ＜1 つでも「知っているが、利用していない」、「知らなかった・利用していない」と回答した方＞

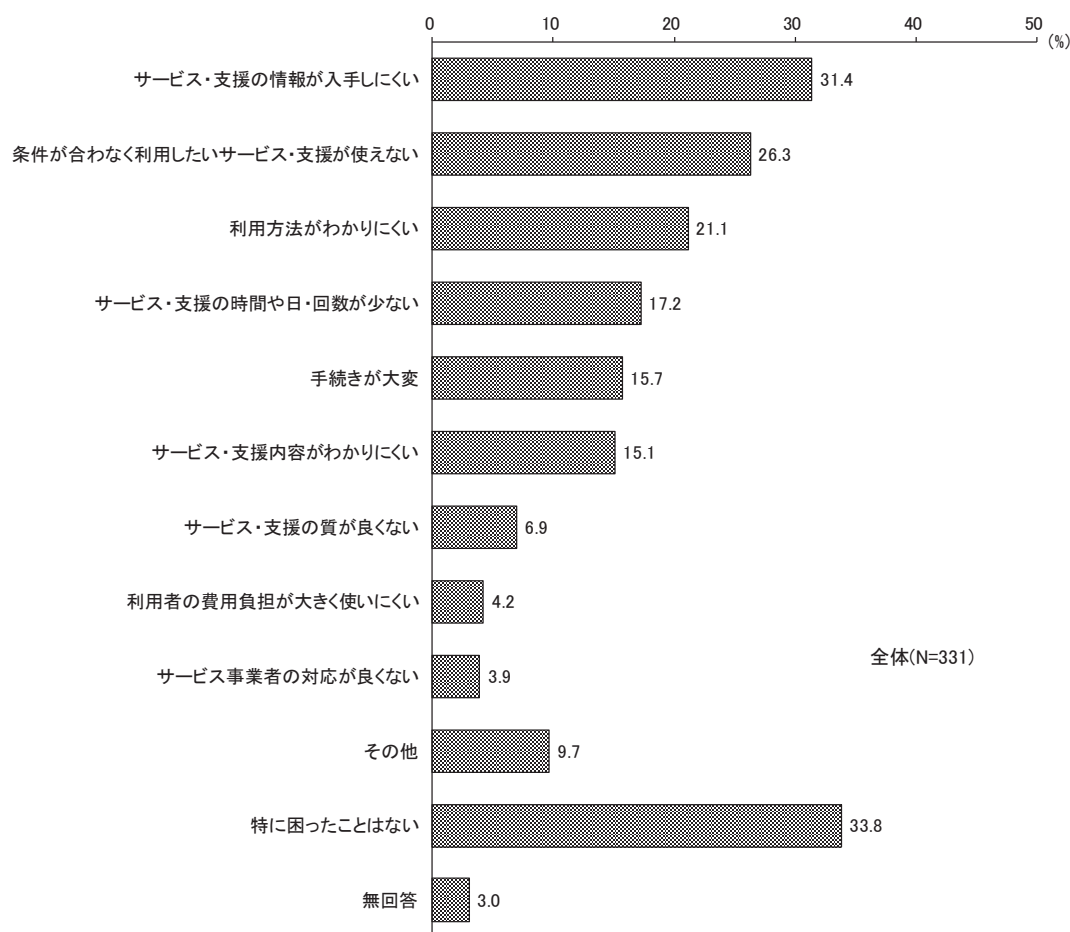


◆福祉サービス・支援を利用する上で困っていること

福祉サービス・支援を利用する上で困っていることは、「特に困ったことはない（33.8%）」を除くと、「サービス・支援の情報が入手しにくい（31.4%）」が最も多く、次いで「条件が合わなく利用したいサービス・支援が使えない（26.3%）」、「利用方法がわかりにくい（21.1%）」などとなっています。（図表 30）



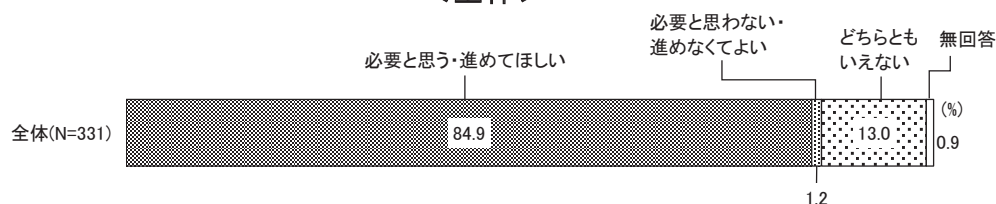
図表 30 福祉サービス・支援を利用する上で困っていること(複数回答)
＜全体＞



◆切れ目のない一貫した支援をどう思うか

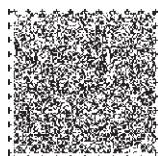
育ちに支援が必要な子どもへの切れ目のない一貫した支援を目指す中央区の取組をどう思うかは、「必要と思う・進めてほしい」が84.9%となっています。（図表 31）

図表 31 切れ目のない一貫した支援をどう思うか
＜全体＞

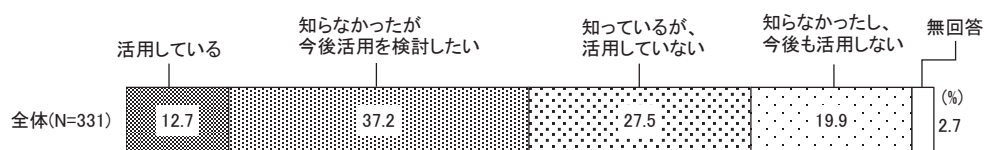


◆育ちのサポートカルテの活用状況

「育ちのサポートカルテ」の活用状況は、「活用している（12.7%）」と「知らなかったが今後活用を検討したい（37.2%）」を合わせた＜活用している＞は49.9%、「知っているが、活用していない（27.5%）」と「知らなかったし、今後も活用しない（19.9%）」を合わせた＜活用していない＞は47.4%となっています。（図表 32）



図表 32 育ちのサポートカルテの活用状況
＜全体＞



④主たる養育者の状況について

◆近所の人に子どもの育ちや発達について理解されていると感じるか

近所の人に、お子さんの育ちや発達のことについて理解されていると感じるかは、「感じる（43.5%）」、「感じない（55.0%）」となっています。（図表 33）

図表 33 近所の人に子どもの育ちや発達について理解されていると感じる
＜全体＞



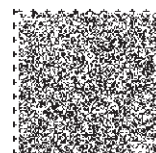
⑤今後の区の取組について

◆育ちに支援を必要とする子どもへの施策・サービスの満足度

中央区で実施している育ちに支援を必要とする子ども達に対する施策・サービスの満足度は、「大変満足（13.0%）」と「やや満足（48.0%）」を合わせた＜満足＞は61.0%、「やや不満（31.4%）」と「非常に不満（6.0%）」を合わせた＜不満＞は37.4%となっています。（図表 34）

図表 34 育ちに支援を必要とする子どもへの施策・サービスの満足度
＜全体、診断カテゴリ別、医療的ケアのニーズ別＞

		(上段: 人、下段: %)				
		満足		不満		無回答
		大変満足	やや満足	やや不満	非常に不満	
全体 (N=331)		43	159	104	20	5
		100.0	13.0	48.0	31.4	6.0
診断カテゴリ別	発達障害 (n=118)	9	61	40	8	0
		100.0	7.6	51.7	33.9	6.8
	知的障害 (n=52)	4	16	25	6	1
		100.0	7.7	30.8	48.1	11.5
	身体障害 (n=16)	2	9	5	0	0
		100.0	12.5	56.3	31.3	0.0
	その他 (n=26)	4	12	9	1	0
		100.0	15.4	46.2	34.6	3.8
医療的ケアのニーズ別	必要としている (n=17)	1	4	9	2	1
		100.0	5.9	23.5	52.9	11.8



第3章

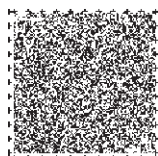
第5期中央区障害福祉計画・第1期中央区障害児福祉計画の取組状況

1 施策の方向性の取組状況

前計画である第5期中央区障害福祉計画・第1期中央区障害児福祉計画は、3つの施策の方向性、9つの施策、27の主な取組で構成されています。

■第5期中央区障害福祉計画・第1期中央区障害児福祉計画の体系 ■

施策の方向性	施策	主な取組
1 個のニーズに基づくサービスの提供	施策1 在宅サービス等の充実	(1) 在宅サービス等の情報提供の充実 (2) 自立生活を支援するサービスの充実 重点 (3) 高齢障害者の介護保険サービスの円滑な利用促進
	施策2 相談支援体制の充実	(1) 相談支援の利用促進 (2) 基幹相談支援センターの機能の充実 重点
2 地域生活を支える環境づくり	施策3 地域移行・地域定着支援の充実	(1) 地域生活支援拠点の整備 重点 (2) 居住支援体制の充実 (3) グループホームの充実 (4) 精神障害者支援のための関係機関の連携
	施策4 障害者の支援事業の充実	(1) 障害者の通所事業の拡充 重点 (2) 高次脳機能障害者の支援事業の充実
	施策5 就労支援の充実	(1) 一般就労への移行の促進 (2) 就労定着支援の推進 重点 (3) 障害者優先調達の推進
	施策6 障害児の支援事業の充実	(1) 障害児通所支援の充実 重点 (2) 重症心身障害児の支援 (3) 医療的ケア児支援のための関係機関の連携
	施策7 「中央区育ちのサポートシステム」の推進	(1) 子ども発達支援センターを中心とした支援体制の確立 (2) 「育ちのサポートカルテ」の運用 重点 (3) 早期発見・早期支援の充実 (4) 発達障害に対する理解の促進
3 地域での共生社会の実現	施策8 心のバリアフリーの推進	(1) 障害者差別解消の推進 重点 (2) 障害と障害者の理解のための意識啓発 (3) 「健康福祉まつり」等による地域交流の促進 (4) 障害者福祉団体との連携
	施策9 障害者の権利擁護と虐待防止	(1) 成年後見制度や権利擁護の推進 (2) 障害者虐待防止の推進



施策の方向性 1 「個のニーズに基づくサービスの提供」の評価

施策 1 在宅サービス等の充実

「（１）在宅サービス等の情報提供の充実」では、区が所管する移動支援事業所や相談支援事業所の一覧を作成し、利用者が選択しやすいようホームページの掲載や案内の配布など情報提供を行いました。引き続き、他の障害福祉サービスについてもホームページのレイアウトなどを工夫し、情報提供の充実に取り組みます。

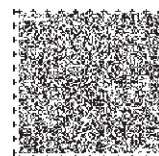
「（２）自立生活を支援するサービスの充実」では、基幹相談支援センターと精神障害者地域活動支援センター「ポケット中央」が連携し、居宅介護サービスなどの利用を通じて一人暮らしの生活面における助言や支援を行いました。法改正により新たに開始された自立生活援助については、区内でサービスを提供できる事業所が令和2（2020）年3月に1カ所開設されました。移動支援は、平成30（2018）年4月から対象となる外出の範囲を拡大し、特別支援学校、特別支援学級の通学に利用できるようになりました。

「（３）高齢障害者の介護保険サービスの円滑な利用促進」では、おとしより相談センターと特定相談支援事業所との連携により、介護保険サービスと障害福祉サービスを組み合わせ、適切なサービス提供が行われるように努めました。

施策 2 相談支援体制の充実

「（１）相談支援の利用促進」では、平成30（2018）年度、令和元（2019）年度ともに、保健所等複合施設内に拠点化を図った基幹相談支援センター、子ども発達支援センター、精神障害者地域活動支援センター「ポケット中央」の3センターが、ケース会議や事例検討会などを通じて連携強化を図りながら、障害に関するあらゆる相談に対応し適切な支援につなげる体制づくりを進めました。また、それぞれのセンターがリーフレットの配布やホームページへの掲載に加え、講演会などの開催に合わせた周知に努め、利用の促進を図りました。

「（２）基幹相談支援センターの機能の充実」では、平成30（2018）年度、令和元（2019）年度ともに、基幹相談支援センターが中心となり、相談支援事業所連絡会や事例検討会などを通じて地域全体の相談スキルの向上に取り組みました。また、「地域生活支援拠点」（面的整備型）のネットワークづくりの一環として、入所施設・グループホーム連絡会や専門性を高める研修会などを開催し、事業所間の連携の強化を図りました。



施策の方向性 2 「地域生活を支える環境づくり」の評価

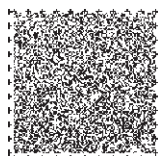
施策 3 地域移行・地域定着支援の充実

「（１）地域生活支援拠点の整備」では、地域生活支援拠点は、障害者等の地域における生活の維持および継続が図られるよう、相談、一人暮らしやグループホームなどの体験の機会や場、緊急時の受け入れ・対応などの機能を集約してグループホームまたは障害者支援施設に付加した拠点であり、区市町村または各保健圏域において少なくとも１カ所は整備することが基本とされています。本区においては、障害者の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据え、課題に応じてどのような機能を整備すべきかについて検討し、地域における複数の機関が分担して機能を担う面的整備型の地域生活支援拠点として整備を進める方針を固め、面的整備の基本となるネットワークを整備しました。平成 30（2018）年度からはネットワークを構成する事業所に対し、国が示している「地域生活拠点等について」初版を元に取り組の検討を開始しました。

「（２）居住支援体制の充実」では、親元からの自立、施設などから地域へ戻った障害者の居住支援体制構築に向けて、基幹相談支援センターが主催して平成 30（2018）年度に入所施設・グループホーム連絡会を開催しました（令和元（2019）年度は新型コロナウイルスの影響で開催延期となりました）。連絡会では、中央区の入所施設・グループホームの現状や課題について情報共有を図るとともに、居住支援体制構築に向けた仕組みづくりについて意見交換を行いました。

「（３）グループホームの充実」では、平成 29（2017）年度に高齢化・重度化を見据えた今後のグループホームの検討を行い、知的障害者グループホームの改築を「中央区基本計画 2018」の事業計画として位置付けました。平成 30（2018）年度は東京都および区内関係機関と施設整備などについて検討会を実施しました。令和元（2019）年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため検討会は中止とし、区内関係機関に資料の郵送で各施設の入所者数や設備状況など情報共有を行いました。

「（４）精神障害者支援のための関係機関の連携」では、平成 30（2018）年度、令和元（2019）年度ともに、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築に向けて、関係者などによる協議の場と位置付けた自立支援協議会の地域移行・地域定着部会において、長期入院から地域に戻る精神障害者が安心して暮らすための具体的支援策の検討を進めました。また、精神障害者地域活動支援センター「ポケット中央」が中心となり、基幹相談支援センターや関係機関などと連携を図りながら、精神障害者が地域で自立した生活が送れるよう支援に取り組みました。



施策4 障害者の支援事業の充実

「（１）障害者の通所事業の拡充」では、平成30（2018）年度に、福祉センターの成人室を生活介護（法定事業）へと移行し、重症心身障害や医療的ケアに対する支援の充実を図りました。令和元（2019）年度には、看護職員の増員とともに、都立東部療育センターとの医療連携（巡回指導・研修派遣）や聖路加国際病院を加えた連絡会を開催するなど、医療的ケアが必要な障害者への対応力の強化に取り組みました。

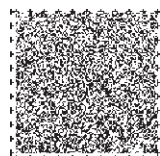
「（２）高次脳機能障害者の支援事業の充実」では、平成30（2018）年度に、交流会の拡充（土曜日年4回から土曜日と平日の年6回へ）とともに、リハビリテーション医師による専門相談を開始し、医学的な相談にも対応できる支援体制の充実を図りました。平成30（2018）年度、令和元（2019）年度ともに、交流会や個別相談の実施、地域の理解を促進する普及啓発や講演会の開催、関係機関が連携を強化するための連絡会議などを通じて、高次脳機能障害者とその家族を支援しました。

施策5 就労支援の充実

「（１）一般就労への移行の促進」では、平成30（2018）年4月に施行された法定雇用率の引き上げや精神障害者の利用増加に伴う計画相談支援の件数の伸びを受け、平成31（2019）年4月から中央区障害者就労支援センターの相談支援専門員を1名増員し、受付可能な件数を50件から100件に拡大しました。その結果、計画相談支援等の件数の実績が約60%増加しました。また、福祉センターの特定相談支援事業所においても相談支援専門員を1名増員し、受付可能な件数を120件から160件に拡大しました。

「（２）就労定着支援の推進」では、中央区障害者就労支援事業所ネットワークに参加する就労支援事業所のうち2事業所において、平成30（2018）年4月から新たに創設された「就労定着支援事業」を開始しました。就労移行支援から引き続き就労定着支援を利用する方が多く、今後も一般就労への移行後の支援に取り組めます。

「（３）障害者優先調達推進の推進」では、障害者就労施設などで就労する障害者の自立を促進するため、本区の事業に必要な物品の購入や外部委託を行う際に、障害者就労施設などからの調達を行い、その実績額を毎年度上回ることを目標として設定しました。区の事務事業全般にわたり、優先調達が進むよう契約部署との連携を図るとともに、障害者就労支援施設との業務の履行期間、発注量、仕様や規格などの協議を重ねて受注機会の拡大に努めていきます。また、障害者就労施設などで就労する障害者の工賃向上を目指して、中央区障害者就労支援事業所ネットワークに参加する就労支援事業所とともに共同受注体制の構築に向けて検討を行っています。



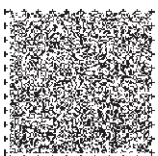
施策6 障害児の支援事業の充実

「（１）障害児通所支援の充実」では、平成30（2018）年度に、「子ども発達支援センター ゆりのき」を開設し、それまで福祉センターで行っていた児童発達支援（集団療育）と放課後等デイサービスの利用定員を拡大するとともに、ワゴン車（車いす乗車用スロープ付き）による送迎、児童発達支援（集団療育）における給食の提供やきょうだい児一時預かり（生後7カ月から就学前まで）を開始するなど、通所支援の充実を図りました。令和元（2019）年度には、「こどもの発達相談」において言語聴覚士を増員し、個別療育における質の向上に取り組みました。

「（２）重症心身障害児の支援」では、授業の終了後または学校の休業日に生活能力の向上に必要な訓練を提供するとともに社会との交流を支援するため、重症心身障害児（医療的ケア児を含む）を対象とした民間の放課後等デイサービス事業所の開設を支援し、平成31（2019）年4月に十思スクエア内に開設しました。今後は運営事業者への事業運営費補助を通じて、重症心身障害児（医療的ケア児を含む）に対し、身近な地域での通所支援を提供していきます。

また、子ども発達支援センターの児童発達支援（集団療育）において、重症心身障害児（医療的ケア児を含む）の増加に対応して、平成30（2018）年度に親子で通所するクラスの利用定員を拡大しました。平成30（2018）年度、令和元（2019）年度ともに、日常的に医療的ケアを必要とする重症心身障害児などの居宅に訪問看護師を派遣して一定時間医療的ケアなどを代替するレスパイト事業を通じて、当該障害児の健康の保持と家族の介護負担の軽減を図りました。

「（３）医療的ケア児支援のための関係機関の連携」では、平成30（2018）年度から、自立支援協議会に「医療的ケア児等支援連携部会」を設置し、保健・医療・障害福祉・保育・教育などの関係機関が連携を図りながら身近な地域で医療的ケア児を支援する体制づくりを進めました。令和元（2019）年度には、多分野にまたがる支援を調整し、総合的かつ包括的に提供するため、子ども発達支援センターに医療的ケア児等コーディネーターを配置しました。



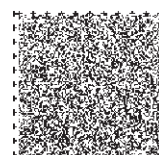
施策7 「中央区育ちのサポートシステム」の推進

「（１）子ども発達支援センターを中心とした支援体制の確立」では、発達障害など育ちに支援を必要とする子どもとその家族を支援する地域の療育拠点「子ども発達支援センター ゆりのき」を平成 30（2018）年4月に開設しました。平成 30（2018）年度、令和元（2019）年度を通して、保健・福祉・教育の各コーディネーターが、保健・医療・障害福祉・保育・教育などの関係機関の連絡調整を図りながら支援に取り組みました。

「（２）「育ちのサポートカルテ」の運用」では、平成 30（2018）年度から、子どもに関わる機関が支援方法や課題を共有し、ライフステージに応じた切れ目のない一貫した支援を提供するため、子ども発達支援センターが「育ちのサポートカルテ」を一括管理して関係機関と調整しながら円滑な引き継ぎを行っています。また、令和元（2019）年度には、「育ちのサポートカルテ」がより簡便で有益なツールとなるよう、保護者と教職員を対象にアンケート調査を実施しました。

「（３）早期発見・早期支援の充実」では、平成 30（2018）年度から、「ゆりのき連携発達相談」として、臨床心理士および保健コーディネーターを保健所・保健センターの乳幼児健診や健診後の経過観察の場に派遣し、支援が必要な子どもを直接把握して早期療育につなげています。また、令和元（2019）年度に、臨床心理士などが区内保育所・こども園などを巡回し、在園児の発達に関する相談を受け助言などを行う「保育園巡回相談」において相談員を1名増員する充実を図りました。

「（４）発達障害に対する理解の促進」では、平成 30（2018）年度、令和元（2019）年度ともに、講演会の実施やリーフレットの配布などを通じて、保護者をはじめ広く地域へ発達障害に関する正しい知識の普及を図りました。また、教職員向け研修会や学識経験のあるアドバイザーからの助言などを通じて、支援に携わる職員（教員、保育士などを含む）のスキルの向上に取り組みました。



施策の方向性 3 「地域での共生社会の実現」の評価

施策8 心のバリアフリーの推進

「（１）障害者差別解消の推進」では、「職員対応要領」に基づき区の事務事業における障害者差別の解消に取り組むとともに、広報紙、区独自の啓発用リーフレットの区民および事業者への配布や講演会などを通じて、区民などへの普及啓発に取り組んでいます。

「（２）障害と障害者の理解のための意識啓発」では、さまざまな障害特性に対する理解や支援方法などを記載した「中央区障害者サポートマニュアル」を区立小・中学校に配布し福祉教育などに活用するとともに、窓口や区内イベントでの配布、ホームページへの掲載などを通じて、意識啓発に取り組んでいます。

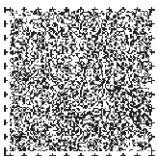
「（３）「健康福祉まつり」等による地域交流の促進」では、平成30（2018）年度、令和元（2019）年度ともに、「出会いとふれあいと感動と」をテーマに「健康福祉まつり」を開催するとともに、町会などの協力を得て、福祉センターでは「福祉センターまつり」、レインボーハウス明石では「なないろ祭」を開催するなど、区民とふれあう交流と親睦の機会を通じて、「心のバリアフリー」の推進を図りました。

「（４）障害者福祉団体との連携」では、引き続き、障害者団体に対し運営費や交流事業に伴うバス借上費の一部助成、懇談会などによる情報提供や意見交換を行い、活動の支援に取り組みました。

施策9 障害者の権利擁護と虐待防止

「（１）成年後見制度や権利擁護の推進」では、中央区社会福祉協議会成年後見支援センター「すてっぴ中央」と連携して成年後見制度や権利擁護事業の普及啓発を図り、利用の促進に取り組みました。

「（２）障害者虐待防止の推進」では24時間365日対応可能な虐待通報・相談窓口専用電話を設置し、通報や相談の受付を行うとともに、保健・医療・福祉・警察などの関係機関が連携して虐待の早期発見や発生時の適切な対応を行うべく取り組みました。また、区のおしらせ、ホームページやパンフレットなどを通じて虐待防止について普及啓発を行い、幅広く区民・事業者に周知を図りました。



2 成果目標の取組状況

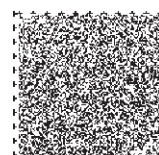
国の「障害福祉計画及び障害児福祉計画に係る基本指針」を踏まえ、前計画である第5期中央区障害福祉計画・第1期中央区障害児福祉計画にて設定した、障害福祉サービス等および障害児通所支援等の提供体制の確保に係る成果目標の取組状況は、次のとおりとなっています。

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

① 施設入所者のうち、地域生活に移行する者の数

第5期計画では、国の指針に基づき、平成28(2016)年度末時点の福祉施設入所者数(73人)の9%以上が令和2(2020)年度末に地域生活へ移行することを目指して、目標値を設定しました。しかし、入所者の障害の重度化や高齢化の進行など、地域移行が難しい状況となっていることから、実績はありませんでした。今後とも地域での支援体制づくりを進め、自己選択・自己決定による地域移行につなげていきます。

項目		数値等
平成28(2016)年度末時点の施設入所者数		73人
【目標】令和2(2020)年度末時点の地域生活移行者数		7人(9.6%)
第4期計画 (実績)	平成27(2015)年度	
	平成28(2016)年度	0人
	平成29(2017)年度	0人
第5期計画 (実績)	平成30(2018)年度	0人
	令和元(2019)年度	0人



②施設入所者の地域生活への移行に関する目標

国の指針に基づき、平成28(2016)年度末時点の福祉施設入所者数(73人)から2%以上削減することを目指し、令和2(2020)年度末の入所者数を71人に設定しました。令和元(2019)年度は前年度と同様に72人となりました。

項目		数値等
平成28(2016)年度末時点の施設入所者数		73人
【目標】令和2(2020)年度末時点の施設入所者数		71人
【目標】施設入所者削減見込み数		2人(2.7%)
第4期計画 (実績)	平成27(2015)年度	
	平成28(2016)年度	73人
	平成29(2017)年度	74人
第5期計画 (実績)	平成30(2018)年度	72人
	令和元(2019)年度	72人

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

都道府県において目標を設定することとなっていることから、本区では目標値の設定を行っていません。本区では「入院中の精神障害者の地域生活への移行」を推進するため、自立支援協議会の「地域移行・地域定着部会」を精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた協議の場として位置付け、保健・医療・福祉関係者による具体的な協議を行っています。



(3) 地域生活支援拠点等の整備

地域生活支援拠点は、障害者等の地域における生活の維持および継続が図られるよう、相談、一人暮らしやグループホームなどの体験の機会や場、緊急時の受け入れ・対応などの機能を集約してグループホームまたは障害者支援施設に付加した拠点であり、区市町村または各保健圏域において、少なくとも1カ所は整備することが基本とされています。

本区においては、障害者の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据え、課題に応じてどのような機能をどれだけ整備すべきかについて検討し、令和2（2020）年度までに面的整備型を1カ所整備することを目標としました。平成30（2018）年度からは、面的整備に向け、相談支援事業所連絡会や就労支援事業所ネットワーク会議、入所・グループホーム連絡会などに参加する事業者に登録を依頼して、基本となるネットワークの強化を図るなど、取組を進めています。

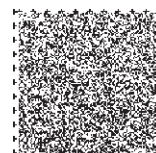
項目		数値等
【目標】令和2（2020）年度末時点の設置箇所数		1カ所
第5期計画 （実績）	平成30（2018）年度	0カ所
	令和元（2019）年度	0カ所

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

①一般就労への移行者数

令和2（2020）年度の一般就労への移行者数を平成28（2016）年度実績（10人）の1.5倍以上とすることを目標とし、第5期計画最終年度の目標値は15人に設定しました。

平成30（2018）年4月に法定雇用率の引き上げが施行されたことから、企業からの就労に向けた相談件数は増加傾向にあります。また、中央区障害者就労支援センターの登録者も増加傾向にあり、就労に向けて職業訓練や職場でのコミュニケーションなどを学び、一般就労に向けた個々のスキルアップに取り組んでいます。今後、企業とのマッチングを行い、一般就労への移行につなげていきます。



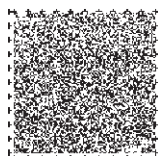
項目		数値等
平成28(2016)年度の一般就労への移行者数		10人
【目標】令和2(2020)年度の一般就労への移行者数		15人(150.0%)
第4期計画 (実績)	平成27(2015)年度	
	平成28(2016)年度	10人
	平成29(2017)年度	9人
第5期計画 (実績)	平成30(2018)年度	12人
	令和元(2019)年度	6人

②就労移行支援事業を利用する者の数

令和2(2020)年度の就労移行支援事業の利用者数を平成28(2016)年度の利用者数(29人)の1.2倍以上とすることを目標とし、第5期計画最終年度の目標値は35人に設定しました。

区内の障害者手帳交付者数は増加傾向にあり相談支援事業所の利用者も増えてきています。就労に向けて動き出す前の心構えなど段階を踏んで学んでいるケースも多く、今後、就労への準備ができた方から利用が増えていくことが予想されます。

項目		数値等
平成28(2016)年度の就労移行支援事業利用者数		29人
【目標】令和2(2020)年度の就労移行支援事業利用者数		35人(120.7%)
第4期計画 (実績)	平成27(2015)年度	
	平成28(2016)年度	29人
	平成29(2017)年度	26人
第5期計画 (実績)	平成30(2018)年度	33人
	令和元(2019)年度	23人



③就労移行率が3割以上の事業所の割合

令和2（2020）年度には就労移行率が3割以上の就労移行支援事業所を全体の50%以上とすることを目指します。

平成30（2018）年度には就労に向けて職場でのコミュニケーションなどを学んでいる方が多く、移行率が3割以上の事業所は25%に留まっていました。令和元（2019）年度においては、利用者が減少したことに伴い、就労先が決まりやすくなったことで、目標を超えて全ての事業所が3割以上を達成しました。今後とも就労移行支援事業の利用者を増やすとともに、就労につなげていけるよう支援を続けていきます。

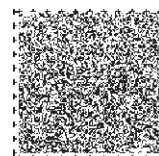
項目		数値等
【目標】令和2（2020）年度末における就労移行率が30%以上の就労移行支援事業所の割合		50.0%
第5期計画 （実績）	平成30（2018）年度（全4事業所）	25.0%（1事業所）
	令和元（2019）年度（全3事業所）	100.0%（3事業所）

④就労定着支援による支援開始1年後の職場定着率

就労定着支援事業は、平成30（2018）年4月から始まった新規サービスで就労支援等のサービスを受けて一般就労へ移行した障害者等に対して、就労定着に向けた支援（企業・家族との連絡調整や生活面の支援など）を行っています。

令和元（2019）年度において、対象者13人のうち、就労定着支援の利用以前からアフターケアを行っていた利用者8人については、3年6カ月を経過し、就労定着につながったことにより支援を終了しました。

項目		数値等
【目標】令和元（2019）年度末、令和2（2020）年度末現在の就労定着支援による支援開始1年後の職場定着率		80.0%
第5期計画 （実績）	平成30（2018）年度（対象者1人）	100%（1人）
	令和元（2019）年度（対象者13人）	38.5%（5人）



(5) 障害児支援の提供体制の整備等

①児童発達支援センターの設置数

発達障害や育ちに支援が必要な子どもとその家族に対して、適切な相談や支援を行う地域の療育の拠点として「子ども発達支援センター ゆりのき」を平成30（2018）年4月に開設しました。

項目		数値等
【目標】令和2（2020）年度末時点の設置箇所数		1カ所
第5期計画 （実績）	平成30（2018）年度	1カ所
	令和元（2019）年度	1カ所

②保育所等訪問支援を利用できる体制

本区では、平成27（2015）年度から保育所等訪問支援が利用できる体制にあるため、引き続き保育所等訪問支援を利用できる体制を維持しました。

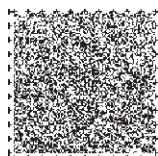
項目		数値等
【目標】令和2（2020）年度末における保育所等訪問支援を提供することができる体制		整備済み
第5期計画 （実績）	平成30（2018）年度	整備済み
	令和元（2019）年度	整備済み

③重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所および放課後等デイサービス事業所の数

子ども発達支援センターの児童発達支援事業（集団療育）において、重症心身障害児（医療的ケア児を含む）が親子で通所するクラスを週1回実施しました。

また、平成30（2018）年度には放課後等デイサービス事業所の開設に向けて、都の指定が受けられるよう基準を満たすための運営などの話し合いを事業所と重ねて、区独自の補助制度を利用し、平成31（2019）年4月に重症心身障害児（医療的ケア児を含む）対象の放課後等デイサービス事業所を十思スクエア内に開設しました。

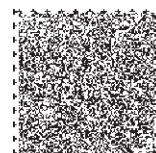
項目		数値等
【目標】令和2（2020）年度末における重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所および放課後等デイサービス事業所の数		1事業所
第5期計画 （実績）	平成30（2018）年度	1事業所
	令和元（2019）年度	1事業所



④保健・医療・障害福祉・保育・教育等の関係機関が連携を図るための協議の場

「医療的ケア児支援のための関係機関の連携」では、医療的ケアが必要な障害児等が、身近な地域で心身の状況に応じた適切な支援が受けられるよう、自立支援協議会の一部会として「医療的ケア児等支援連携部会」を設置しました。

項目		数値等
【目標】令和2(2020)年度末における保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場		設置済み
第5期計画 (実績)	平成30(2018)年度	設置済み
	令和元(2019)年度	設置済み



1 地域で暮らし続けるために必要なこと

(1) 相談支援体制

本区では、人口の増加に伴い障害者等も増えており、ニーズの多様化とともに、これまでの障害福祉サービス等だけでは支援が難しい、家族の高齢化や生活困窮など複合的な課題を抱えるケースも多く見られます。

本区の相談支援については、基幹相談支援センターが中核的な役割を担い、相談支援事業者間のネットワークの構築に取り組んでいます。また、平成30(2018)年4月には、「子ども発達支援センター ゆりのき」を開設し、基幹相談支援センター、精神障害者地域活動支援センター「ポケット中央」を併せた3センターを中央区保健所等複合施設内に集約し、障害に関するあらゆる相談に応じて必要なサービスや支援につなげていく体制を整えました。

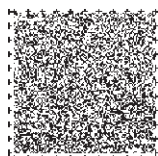
しかしながら、障害者・難病患者の実態調査結果によると、本区の各相談支援機関の認知度・利用状況は、知的障害者で比較的高いものの、いずれの障害者も「知らない」割合が多くなっています。また、知っているが利用しない理由としては、現在「利用する必要がある」が最も多く、若干ですが「施設までの行き方がわからない」という理由も見られました。

このため、引き続き基幹相談支援センターを中心としたネットワークの強化を図り、相談支援体制の充実に取り組むとともに、区の相談支援機関について、さまざまな工夫を図りながら周知に努めていく必要があります。

また、障害者とその家族が抱える複合的な課題に対して適切な支援を行うため、関係機関等の連携を一層強化していくことが求められています。

(2) 生活を支えるサービス等

本区では、障害者等の地域における日常生活を支えるため、一人一人に適した障害福祉サービス等を提供するとともに、高齢化や重度化、医療的ケアへの対応など、複雑多様化するニーズを踏まえて各種事業の充実に取り組んでいます。



しかしながら、障害者・難病患者の実態調査結果によると、障害福祉サービス利用者のサービス支給量について、いずれの障害者も「足りない」と感じている人は1割台となっていますが、「十分である」との回答も、身体障害者・難病患者や知的障害者で2割台、精神障害者等は3割台にとどまっています。

福祉サービス等の情報入手先については、いずれの障害者も区の広報紙が最も多いものの、身体障害者・難病患者と精神障害者等では「特になし」との回答も高い割合となっています。また、子どもの育ちや発達の相談に関する実態調査結果によると、福祉サービス・支援を利用していない理由として、「サービス・支援を知らなかったため」、「利用方法がわからない・知らなかったため」がそれぞれ2割台となっています。

このため、今後とも障害特性や一人一人のニーズの把握に努め、その人に合った適切な障害福祉サービス等を提供していく必要があります。

また、具体的なサービス内容や利用方法について、必要とする障害者等に確実に届くよう、情報提供の充実に努めていく必要があります。

さらに、令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症により、日常生活や社会経済活動が大きな影響を受ける中、障害福祉サービス等については、感染防止対策を徹底した上でのサービス提供の継続が求められました。通所事業所では、在宅でのサービス提供に切り替えるなど、コロナ禍での柔軟な対応がとられましたが、引き続き障害者等の体調や心理面、家庭環境等への影響を考慮しつつ、サービスの提供体制の確保に努める必要があります。

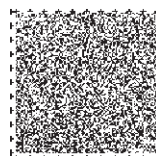
(3) 重度障害者等の支援

本区では、福祉センターにおいて、身体と知的の重度障害者の通所事業をはじめ、病気や交通事故等による脳損傷後の後遺症がある高次脳機能障害者に対する支援事業などを実施しています。

平成30（2018）年度には、同センター成人室を常時介護が必要な重度の障害者を支援する生活介護（法定事業）へ移行し、支援体制の充実を図りました。

しかしながら、現在、身体と知的の障害が重複する重症心身障害者や医療的ケアを必要とする重度身体障害者が増加傾向にあり、従来の介助技術だけでは支援が困難なケースが増えてきています。

このため、一人一人の障害の特性や重度化に対応し適切な支援を提供できるよう、介護にあたる職員のスキルの向上を図り、受け入れ体制の充実に取り組む必要があります。



また、高次脳機能障害者については、周囲からの理解と支援が得られるよう、引き続き啓発事業に取り組むとともに、当事者の症状やニーズの把握に努め、適切な支援につなげていく必要があります。

(4) 育ちを支えるサービス

本区では、近年 2,000 人を超える出生数を背景として、保育所などに通う未就学の子ども、区立の小・中学校や特別支援学校に通う児童・生徒が増加傾向にあり、その中には、育ちに支援を必要とする子どもやさまざまな障害がある児童・生徒も増えています。

平成 30（2018）年度には、地域の療育の拠点「子ども発達支援センター ゆりのき」を開設し、児童発達支援や放課後等デイサービス、保育所等訪問支援など、育ちに支援を必要とする子どもを支援する各種の事業を展開しています。また、自立支援協議会に「医療的ケア児等支援連携部会」を設置し、日常的に医療的ケアを必要とする子どもとその家族が安心して地域で過ごせるよう、保健・医療・福祉・教育等の関係機関による連携体制づくりやコーディネーターの配置・活用に取り組んでいます。

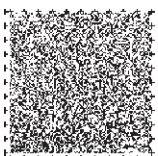
しかしながら、子どもの育ちや発達の相談に関する実態調査結果によると、通園・通学・通所をしている子どもは9割を超えているものの、放課後の居場所として「ほとんど自宅にいる」子どもの割合も5割台と高くなっています。また、区の施策・サービスへの満足度については、医療的ケア児の保護者では「やや不満」と「非常に不満」の合計が6割台となっています。

このため、障害の有無にかかわらず子どもが地域の中で健やかに成長していけるよう、引き続き通所支援の充実に取り組む必要があります。

また、医療的ケア児については、実態やニーズの把握に努めるとともに、関係機関の連携を強化し、適切な支援につなげていく必要があります。

(5) 安心して住み続けるための支援

本区では、障害者等が住み慣れた地域で安心して暮らすための居住支援として、区内のグループホームの開設や運営に対する助成を行うとともに、基幹相談支援センターをはじめ、関係機関や福祉サービス事業者等のネットワークの強化を図り、「地域生活支援拠点等（面的整備型）」の体制づくりを進めています。また、平成 30（2018）年度からは、自立支援協議会「地域移行・地域定着部会」において、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築に向けた検討を開始しました。



しかしながら、障害者・難病患者の実態調査結果によると、将来の不安として、身体・難病、知的、精神等いずれの障害者も「高齢になった時のこと」をあげており、知的障害者では「親が亡くなった後の生活のこと」が最も多く、今後の暮らし方として施設やグループホームなどの希望が多くなっています。また、施設入所者や長期入院の精神障害者の地域生活への移行は、障害の重度化や高齢化などにより進んでいない状況にあります。

このため、障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えて、グループホームの確保や居住支援の充実に取り組む必要があります。

また、障害者の自立した生活を地域全体で支えるため、引き続き支援体制づくりを進め、関係機関や福祉サービス事業者等の有機的な連携を強化していく必要があります。

(6) サービスの質

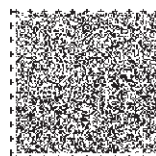
本区では、総人口の増加に伴い障害者手帳交付者数も増加傾向にあり、今後も障害福祉サービス等の需要の拡大が見込まれています。これまで、区では利用者が質の高いサービスを選択できるよう、事業者に対して、計画的に実地指導検査を実施するとともに、助成制度を活用した福祉サービス第三者評価の受審を勧奨してきました。

しかしながら、現在、福祉サービス第三者評価制度の利用が一部事業者に限られる中、区内には新規に開設する福祉サービス事業所が増えてきている状況にあります。

また、国の基本指針の新たな目標として、利用者が真に必要とする障害福祉サービス等について、その質を向上させるための取組に係る体制を構築していくことが求められています。

このため、区内事業者に対する実地指導検査において指導・助言の充実に取り組むとともに、福祉サービス第三者評価の受審を一層促進していく必要があります。

また、新たに、障害福祉サービス等の質を向上させる取組を効果的に進めるための体制づくりを行う必要があります。



(1) 就労支援

本区では、障害者就労支援センターにおいて、「地域開拓」、「就労支援」、「生活支援」の各専任コーディネーターを配置し、就労面と生活面の支援を一体的に提供するとともに、関係機関や就労支援事業所と連携を図りながら障害者の就労支援を推進しています。

障害者・難病患者の実態調査結果によると、就労状況として、身体障害者・難病患者の3割台、精神障害者等の4割台が働いていて、共に「常勤の会社員（一般企業）」が最も多く、知的障害者は6割台が働いていて、「就労継続支援（A型・B型）事業所など」が最も多くなっています。

しかしながら、同調査における就労先での配慮については、知的障害者に比べて身体障害者・難病患者と精神障害者等で「特に配慮はされていない」と感じている割合が高く、障害者が働くために必要な環境として、「健康状態に合わせた働き方ができること」が最も多くなっています。

このため、引き続き関係機関や就労支援事業所間の連携を強化しながら、障害特性やニーズ等を踏まえた就労支援の充実に取り組む必要があります。

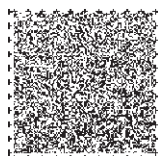
また、障害者が安定的に継続して働き続けることができるよう、障害者雇用を行う企業や職場に対して、障害特性に応じたさまざまな配慮の必要性について働きかけ、一人一人の課題に応じた調整に取り組む必要があります。

(2) 多様な活動に対する支援

本区では、障害者の文化芸術やスポーツ活動などを支援するため、「中央区文化振興プラン」や「中央区スポーツ推進ビジョン」等に基づき、文化施設、生涯学習施設、スポーツ施設などのバリアフリー化を進めるとともに、さまざまな障害特性に配慮しながら活動への参加促進に取り組んでいます。

また、国においては、平成30（2018）年度に「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」が施行され、令和元（2019）年度には「障害者の学びに関する当面の強化策 2019―2022」が通知されるなど、文化芸術や生涯学習の活動を通じて、障害者の社会参加を促進する方向性が示されました。

しかしながら、障害者・難病患者の実態調査結果によると、文化・芸術・余暇活動の参加状況については、いずれの障害者も、「買物、映画、コンサートなど」や「旅行」のほ



か、「美術館、博物館めぐり」などが多いものの、一方でこれらの「活動をしたいと思うができない」方も1割程度いました。

このため、文化芸術、生涯学習、スポーツなど、障害者が多様な活動に参加する機会を充実させるとともに、障害の有無や障害特性にかかわらず、だれもが参加しやすい環境づくりを推進していく必要があります。

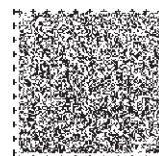
(3) 育ちのサポートシステム

本区では、育ちに支援を必要とする子どものライフステージに応じた切れ目のない一貫した支援を行うため、療育の拠点「子ども発達支援センター ゆりのき」において、保健・福祉・教育のコーディネーターを配置し関係機関と連携を図りながら、「育ちのサポートカルテ」を活用した「育ちのサポートシステム」を推進しています。

しかしながら、子どもの育ちや発達の相談に関する実態調査結果によると、切れ目のない一貫した支援については、8割以上が望んでいる一方で、実際に「育ちのサポートカルテ」を活用している割合は1割台となっています。また、育ちや発達で不安や疑問を感じた経験は、就学前の時期が8割以上で、具体的な項目では「行動面」、「学習面」、「性格」などで7割を超えていますが、実際に診断を受けた子どもは6割台となっています。

このため、引き続き関係機関の連携のもと「育ちのサポートシステム」を推進するとともに、発達障害に対する正しい知識と「育ちのサポートカルテ」を普及させる取組を強化していく必要があります。

また、育ちや発達に不安や疑問を感じる就学前の段階から、適切な診断や療育につなげることができるよう、早期発見・早期支援の取組を充実させる必要があります。



(1) 障害者の権利擁護と虐待防止

本区では、障害者が尊厳と権利を守られ安心して生活できるよう、区と成年後見支援センター「すてっぷ中央」が連携して成年後見制度や権利擁護支援事業を推進しています。また、虐待防止については、24 時間 365 日対応可能な「虐待通報・相談窓口」を設置し、保健・医療・福祉・警察等の関係機関が連携を図りながら早期発見と発生時の適切な対応に取り組んでいます。

しかしながら、障害者・難病患者の実態調査結果によると、知的障害者と精神障害者等の成年後見制度、権利擁護支援事業に対する認知状況や今後の利用意向は低く、成年後見制度を利用したいと思わない理由としては、「家族（親・親族）がまだ元気だから」が最も多くなっています。

また、「虐待通報・相談窓口」の認知状況については、知的障害者で2割台、身体障害者・難病患者と精神障害者等が1割台にとどまっています。

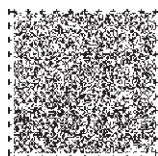
このため、障害者の高齢化や障害の重度化、「親亡き後」も見据えて、日頃から成年後見制度と権利擁護支援事業の内容や必要性を理解してもらえよう、関係機関の連携強化を図りながら普及啓発に取り組む必要があります。

また、虐待防止の重要性についても、広く区民、事業者等に普及啓発を図るとともに、「虐待通報・相談窓口」を障害者をはじめ、多くの区民に知ってもらえよう、効果的な広報に取り組む必要があります。

(2) 心のバリアフリー

本区では、「障害者差別解消法」が目指す、障害の有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会（共生社会）を実現するため、障害を理由とする不当な差別の事例や「合理的配慮」の好事例などの情報共有に努め、区の事務事業における障害者差別の解消に取り組んでいます。また、広く区民や事業者等へ同法の趣旨を伝えるとともに、障害と障害者に対する理解を促進するため、啓発事業や交流事業などの取組を推進しています。

しかしながら、地域住民の障害者への理解は十分であるとはいえず、障害者・難病患者の実態調査結果によると、区民に「理解されている」と感じている割合は、身体障害者・難病患者で3割台、知的障害者で4割台、精神障害者等で2割台にとどまり、「差別を感



じたことがある」については、それぞれ2割台、5割台、4割台と高い割合となっています。

このため、差別や偏見のない共生社会の実現に向けて、学校、家庭、職場、地域などあらゆる場に「心のバリアフリー」を広げていく取組を一層推進していく必要があります。

(3) 安全・安心なまちづくり

本区では、高齢者、障害者、子育て世代、外国人などだれもが安全・安心に暮らすことができる福祉のまちづくりを実現するため、ユニバーサルデザインの理念を取り入れた「中央区福祉のまちづくり実施方針 2011」に基づき、公共的施設等のバリアフリー化や各種広報における情報バリアフリー化など、総合的な施策を推進しています。

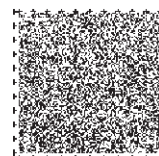
また、災害時に高齢者、障害者等の要配慮者に対し適切な支援が行われるよう、「災害時地域たすけあい名簿」を避難支援関係者に提供するとともに、福祉避難所の開設・運営訓練を実施しています。

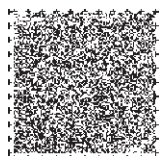
しかしながら、障害者・難病患者の実態調査結果によると、外出の際の困りごとについては、身体障害者・難病患者では「道路の段差や駅などの階段」が4割台と最も多く、知的障害者では「目的地までの行き方がわからない」が2割台となっています。

災害時の対策については、「災害時に援助してくれる人がいる」割合が、身体障害者・難病患者では6割台、知的障害者では8割台、精神障害者等では5割台となっており、災害時に不安なことは、いずれの障害者も「避難するときに適切に行動や移動ができるか」、「災害の内容や避難指示などの情報を入手できるか」の割合が高くなっています。また、「災害時地域たすけあい名簿」の情報提供に同意していない理由については、いずれの障害者も「内容がよくわからない」の割合が高くなっています。

このため、障害の有無にかかわらず、だれもが地域の中で安心して暮らし、社会参加ができるよう、公共的施設や情報のバリアフリー化を計画的に推進していく必要があります。

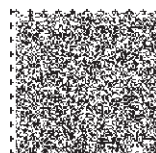
また、災害時に障害者が身近な地域で必要な支援が得られるよう、「災害時地域たすけあい名簿」を活用した支援体制の充実に取り組むとともに、名簿情報の提供の仕組みや福祉避難所に関する情報などを障害特性に配慮して効果的に提供していく必要があります。

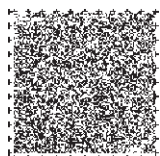




第2部

施策の方向性 (中央区障害者計画)





1 計画の基本的考え方

(1) 本区の障害者施策に関する基本理念

第1部であげた計画策定にあたっての課題、国や東京都の動向、中央区基本構想や中央区保健医療福祉計画2020などの上位・関連計画を踏まえた上で、第5期中央区障害福祉計画・第1期中央区障害児福祉計画の基本理念「だれもが個性豊かに輝き 共に暮らせるまち 中央区」を本区の障害者施策に関する基本理念として引き継ぎます。

基本理念のもと、施策の方向性として「地域で暮らし続けるための仕組みづくり」、「個性豊かに輝ける環境づくり」、「だれもが共に暮らせるまちづくり」の3つを掲げ、障害者施策を推進します。

<本区の障害者施策に関する基本理念>

だれもが個性豊かに輝き 共に暮らせるまち 中央区

<施策の方向性1>

地域で暮らし続ける
ための仕組みづくり

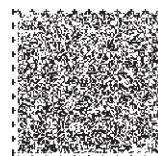
<施策の方向性2>

個性豊かに輝ける
環境づくり

<施策の方向性3>

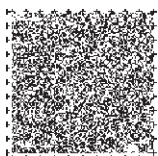
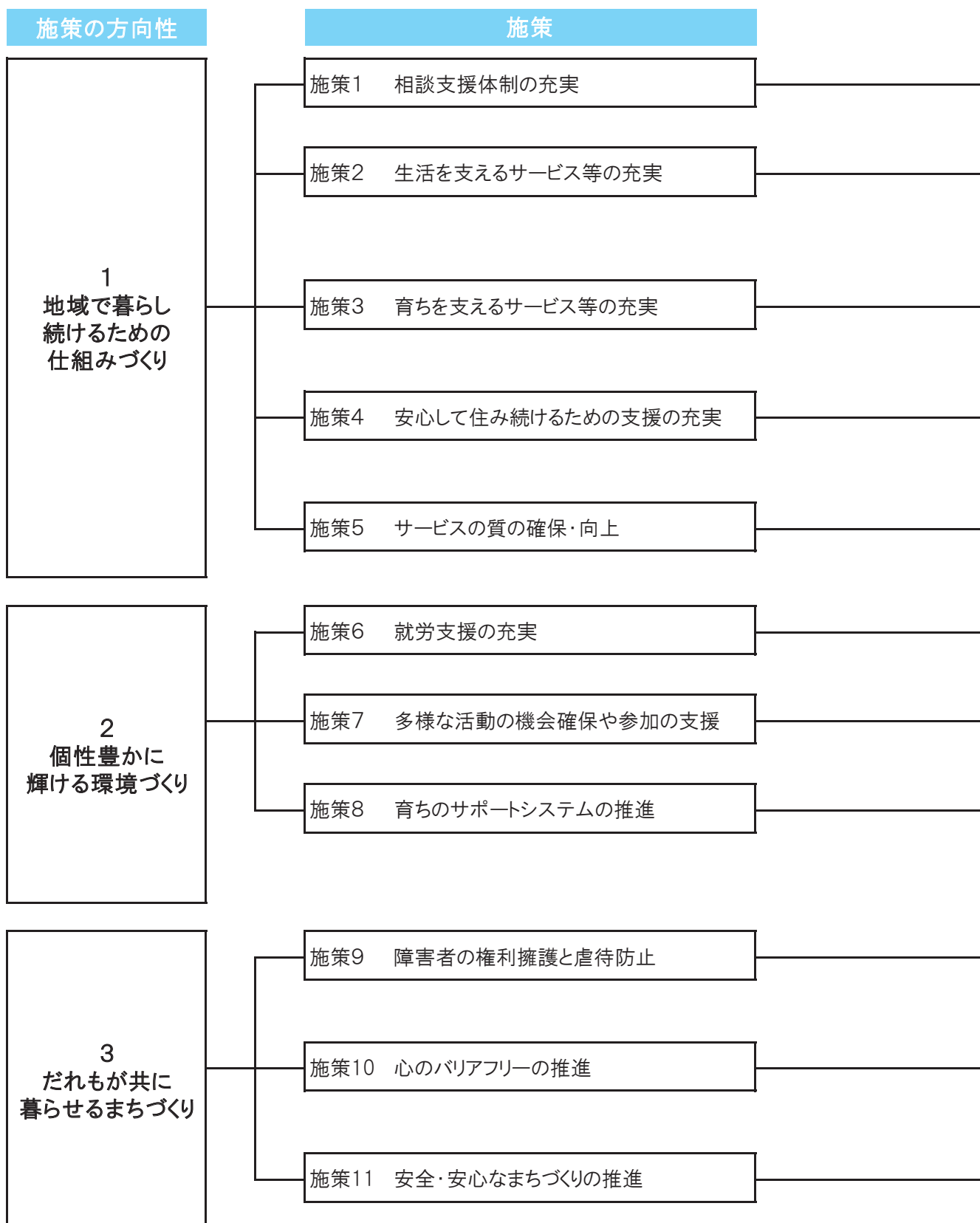
だれもが共に
暮らせるまちづくり

施策



2

施策体系



主な取組

- (1) 相談支援の利用促進
- (2) 基幹相談支援センターの機能の充実
- (3) 相談支援包括化のための多機関連携強化

- (1) 在宅サービス等の情報提供の充実
- (2) 自立生活を支援するサービスの充実
- (3) 高齢障害者の介護保険サービスの円滑な利用促進
- (4) 障害者の通所事業の充実
- (5) 高次脳機能障害者の支援事業の充実

- (1) 障害児通所支援の充実
- (2) 重症心身障害児の支援
- (3) 医療的ケア児等支援のための関係機関の連携
- (4) 医療的ケア児等の早期把握と成長に合わせた支援

- (1) 地域生活支援拠点の充実
- (2) 居住支援体制の充実
- (3) グループホームの充実
- (4) 精神障害者支援のための関係機関の連携

- (1) サービス事業者の支援・指導の強化
- (2) 第三者評価、指定管理者評価等によるサービスの質の向上
- (3) サービス提供事業者間ネットワークの構築・支援

- (1) 一般就労への移行の促進
- (2) 就労定着支援の推進
- (3) 障害者優先調達の推進

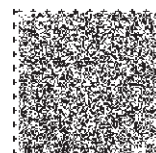
- (1) 障害者の生涯学習活動の推進
- (2) 利用しやすい図書館の整備
- (3) 障害者のスポーツ活動の推進

- (1) 子ども発達支援センターを中心とした支援体制の確立
- (2) 発達支援に携わる職員のスキルアップ
- (3) 個別の教育支援計画・「育ちのサポートカルテ」を活用した切れ目のない支援
- (4) 早期発見・早期支援の充実
- (5) 発達障害に対する理解の促進

- (1) 権利擁護支援事業の推進
- (2) 成年後見制度の利用促進
- (3) 地域連携ネットワークの構築
- (4) 障害者虐待防止の推進

- (1) 障害者差別解消の推進
- (2) 障害と障害者の理解のための意識啓発
- (3) 「健康福祉まつり」等による地域交流の促進
- (4) 障害者福祉団体との連携

- (1) 災害時の支援体制の充実
- (2) 情報バリアフリーの強化
- (3) 人にやさしい空間づくり



第2章 施策の方向性

施策の方向性 1

地域で暮らし続けるための仕組みづくり

障害者が住み慣れた地域で一人一人のニーズに応じた適切な支援を受けながら暮らし続けることができるよう、制度・サービスなどの情報提供の充実、基幹相談支援センターを中心とした相談支援体制の充実、日常生活や社会生活を支えるサービス、子どもやその家族に向けた育ちを支えるサービスなどの充実を図ります。サービスの充実に当たっては、同時に質の確保・向上も図ります。

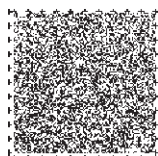
また、地域における暮らし・生活を支えるために、グループホームの拡充や居住に関する支援の充実、地域生活支援拠点等の地域生活を支える体制の強化を推進します。

【施策の方向性 1 の各施策】

- 施策1 相談支援体制の充実
- 施策2 生活を支えるサービス等の充実
- 施策3 育ちを支えるサービス等の充実
- 施策4 安心して住み続けるための支援の充実
- 施策5 サービスの質の確保・向上



■ 中央区立福祉センター ■



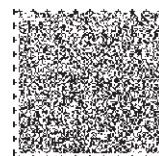
施策1 相談支援体制の充実

一人一人のニーズに応じた障害福祉サービス等の利用につなげ、障害者等の地域における自立と社会生活を支援するため、基幹相談支援センターが中心となり、関係機関や事業者等との連携強化、地域全体の相談支援のスキルアップ、地域生活支援拠点（面的整備型）の支援体制づくりに取り組みます。

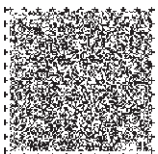
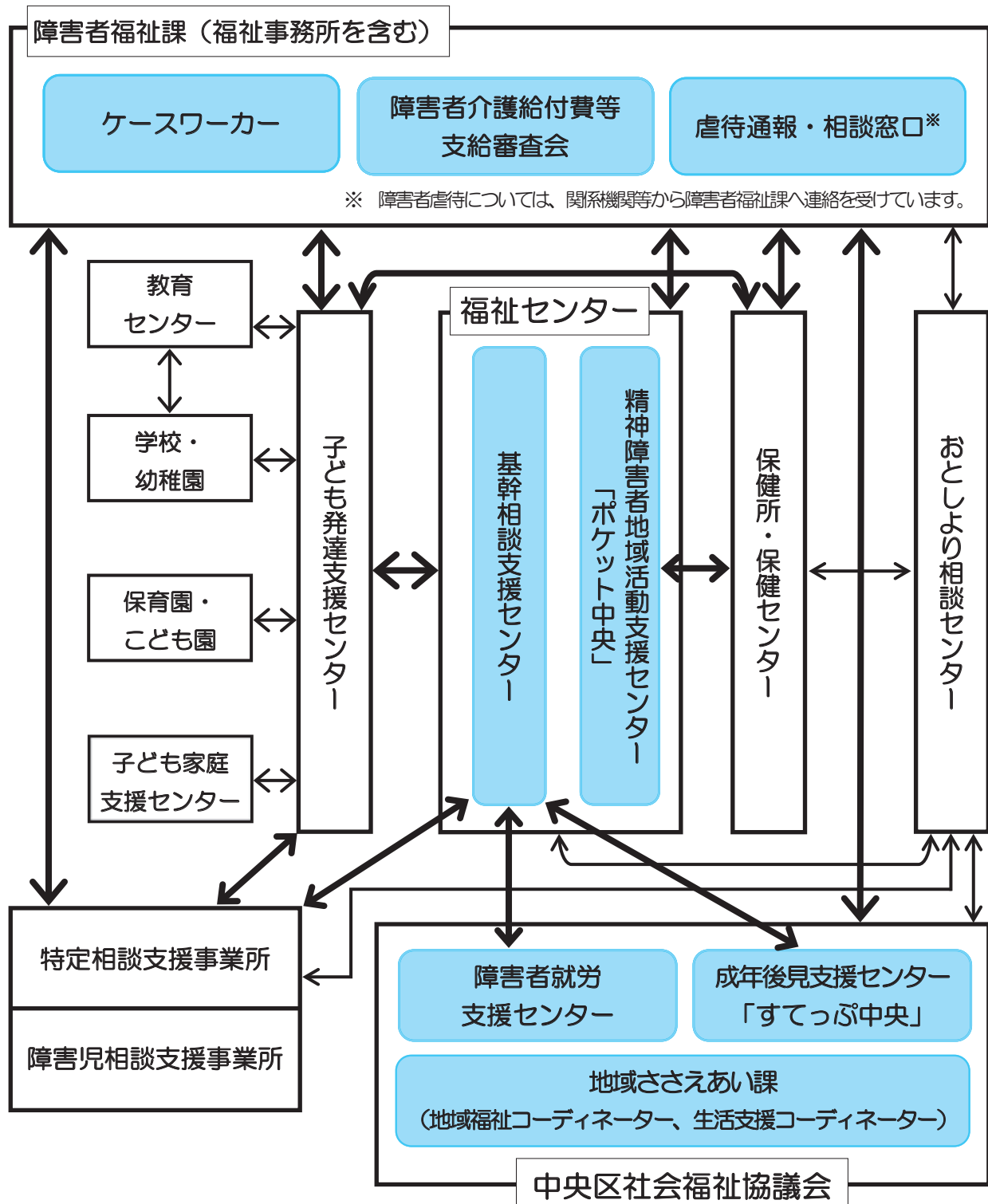
また、障害者等とその家族が抱える複合的な課題を解決するため、保健・医療・福祉にかかわる多機関が連携を図る包括的な相談支援体制を構築します。

<主な取組>

	取組名	取組内容
(1)	相談支援の利用促進	障害に関するあらゆる相談に対応して適切な支援につなげるため、保健所等複合施設内に拠点として集約した基幹相談支援センター、子ども発達支援センター、精神障害者地域活動支援センター「ポケット中央」が、支援会議等を通じて関係機関や事業者などと密接な連携を図り、相談支援体制のさらなる充実に取り組みます。 また、各センターの機能や役割について、引き続き広報紙やホームページへの掲載、講演会等の機会を捉えて、分かりやすい周知に努め、利用の促進を図ります。
(2)	基幹相談支援センターの機能の充実	相談支援の中核機関である基幹相談支援センターが、相談支援事業所間のネットワークを活用して、引き続き地域全体の相談支援のスキルアップに取り組みます。 また、地域生活支援拠点（面的整備型）のコーディネーターの役割を担い、区内の福祉関係事業者などに対する助言、専門的な研修会、人材育成、事例検討会などを通じて障害者の地域生活を支える支援体制づくりを進めます。
(3)	相談支援包括化のための多機関連携強化	各相談支援機関や区の関係部署で受けた複合的な相談や地域福祉コーディネーター・生活支援コーディネーターからつながれたケースについて、世帯全体の課題として受け止め、中核となる組織が調整を行い、各相談支援機関が積極的に連携して支援を行うことができる体制を構築します。



■ 本区における相談支援体制 ■



施策2 生活を支えるサービス等の充実

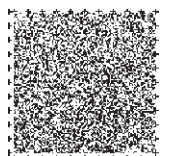
障害者が安心して日常生活や社会生活を送れるように、一人一人にあったサービスの提供に努めるとともに、サービス内容や仕組みなどについて、分かりやすい情報提供・発信の充実を図ります。

また、生活介護事業において重度障害者に対する適切な支援を提供するとともに、高齢障害者や高次脳機能障害者など障害特性に応じたサービスの充実を図ります。

さらに、新型コロナウイルスをはじめとする感染症予防・対策については、必要なサービスの提供が継続できるよう、適切な情報提供・共有などにより関係機関との連携を強化するとともに、サービス提供体制の確保に努めます。

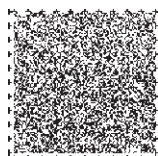
<主な取組>

	取組名	取組内容
(1)	在宅サービス等の情報提供の充実	必要とする在宅サービスなどの情報が利用者へ確実に届くよう、窓口案内を配布するとともに、広報紙やホームページ等において視覚障害や聴覚障害などの障害特性に配慮した情報提供に取り組みます。 また、障害者が個々のニーズに応じた良質なサービスを選択できるよう、障害福祉サービスなどの情報をホームページに分かりやすく掲載するなど、情報提供の充実を図ります。
(2)	自立生活を支援するサービスの充実	障害者の自立した生活を支援するため、居宅介護などの在宅サービス等の活用により、一人暮らしの生活面における助言や支援の充実を図ります。 また、移動支援事業の活用により、個々の障害者の状況やニーズに応じて外出や余暇活動などの社会参加を一層促進する取組を進めます。
(3)	高齢障害者の介護保険サービスの円滑な利用促進	高齢障害者が地域で安心して暮らせるよう、おとしより相談センターと特定相談支援事業所などが連携を強化し、介護保険サービスと障害福祉サービスを適切に組み合わせた支援を行っています。 また、65歳に達するまで長期間障害福祉サービスを受けていた一定の高齢障害者を対象に、利用者負担を軽減する制度を活用しながら介護保険サービスの円滑な利用を促進します。



<主な取組>

	取組名	取組内容
(4)	障害者の通所事業の充実	特別支援学校を卒業する重度障害者が通所する福祉センターの生活介護において、今後も増加が見込まれる強度行動障害者や医療的ケアが必要な重症心身障害者などに対する適切な支援を提供するため、専門的な研修への派遣や医療機関との連携などを通じて、職員のスキルの向上に取り組めます。
(5)	高次脳機能障害者の支援事業の充実	脳の病気や交通事故などによる脳損傷の後遺症としてさまざまな症状を抱える高次脳機能障害者を支援するため、当事者と家族の交流会を開催し、個別の相談に対応するとともに、広く区民の理解と支援が得られるよう、普及啓発に取り組めます。 また、関係機関と事業者などによるネットワークの強化を図り、当事者の症状やニーズに応じて機能訓練や専門機関などの適切な支援につなげる取組を推進します。



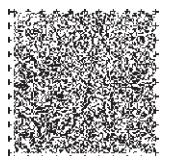
施策3 育ちを支えるサービス等の充実

育ちに支援が必要な子どもや障害がある児童が、健やかに成長し、家族とともに安心して暮らせるよう、児童発達支援や放課後等デイサービスなどの通所支援の充実を図るとともに、家族の介護負担を軽減するためレスパイト事業を推進します。

また、重症心身障害児や医療的ケア児が身近な地域で必要な支援が受けられるよう、関係機関による支援体制づくりに取り組むとともに、医療的ケア児等コーディネーターが対象児童の早期把握に努め、多分野にまたがる支援を切れ目なくつなげる仕組みづくりを進めます。

<主な取組>

	取組名	取組内容
(1)	障害児通所支援の充実	地域の療育拠点である子ども発達支援センターが、育ちに支援が必要な子どもの成長に合わせたきめ細かな支援を提供するため、児童発達支援において柔軟なクラス編成や療育内容の充実を図ります。 また、放課後等デイサービスと保育所等訪問支援については、登録する児童・生徒の発達や障害の特性を踏まえて、利用しやすい通所支援となるよう、充実に取り組めます。
(2)	重症心身障害児の支援	重症心身障害児が身近な地域で児童発達支援や放課後等デイサービスなどの通所支援が受けられるよう、支援体制の充実に取り組みます。 また、介護者である家族に対しては、看護師を派遣して医療的ケア等を一定時間代行する「重症心身障害児（者）在宅レスパイト事業」を通じて介護負担を軽減します。
(3)	医療的ケア児等支援のための関係機関の連携	重症心身障害児や医療的ケア児が身近な地域で必要な支援を受けられるよう、保健・医療・障害福祉・保育・教育などの関係機関が、自立支援協議会「医療的ケア児等支援連携部会」において、対象者数やニーズなどの情報の共有化を図り、連携を行う支援体制づくりに取り組みます。
(4)	医療的ケア児等の早期把握と成長に合わせた支援	子ども発達支援センターの「医療的ケア児等コーディネーター」が、対象児童の出生や転出入、成長に伴う障害の変化などについて定期的に情報を集約し、支援が必要な重症心身障害児や医療的ケア児の早期把握に努めます。 また、多分野にまたがる支援を子どもの成長や発達に合わせて切れ目なくつなげる仕組みづくりについて検討を進めます。



子ども発達支援センター ゆりのき

子ども発達支援センターは、育ちに支援を必要とするお子さんやご家族の相談をお受けし、お子さんの発達状況に応じて、さまざまな支援を行う地域の療育の拠点です。

通園・通学先が変わっても、お子さんへの適切な支援が一貫して継続されるよう、保健・福祉・教育をつなぐ「中央区育ちのサポートシステム」の中心的役割を担い、すべての子どもたちののびやかな育ちを応援します。

【子ども発達支援センターで実施する事業】

●こどもの発達相談

なかなかひとり歩きしない

主治医や通園先の先生に療育を勧められた

友だちとうまく関われない

動作がぎこちなかったりとても不器用

こだわりが強い
興味関心にかたよがりがある

ことばが遅い
発音がはっきりしない



このようなご相談をお受けし、お子さんの発達状況に応じて、心理面接、個別療育（理学療法、作業療法、言語療法）、集団療育や児童精神科などの専門相談を活用し、継続的な支援を行います。

対象者 0歳から高校生までのお子さん ※新規相談は、原則として就学前までのお子さん
日 時 平日 午前9時～午後5時まで

●保育園巡回相談

相談員が、保育所、認定こども園などを訪問し、在園するお子さんの発達状況についての助言を行います。

●児童発達支援（幼児室） ※

小グループでの遊びや課題を通して、基本的生活習慣、運動機能や人と関わる力を育てます。幼稚園や保育園という大きな集団でも、意欲や自信を持って適応できるよう支援します。

●保育所等訪問支援 ※

集団生活に課題のあるお子さんについて、相談員が、保育所、幼稚園、認定こども園、小学校、特別支援学校などを訪問し、お子さんが集団生活に適応できるよう専門的な支援を行います。

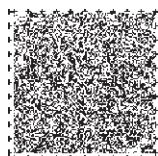
●放課後等デイサービス ※

小学生から高校生までの障害児の放課後や夏休みなどの居場所づくりの支援を行います。

●障害児相談支援

障害福祉サービスを利用する障害児または保護者に対し、支援計画を作成し、情報提供や関係機関との連絡調整などを行います。

※ 障害児通所支援の支給決定を受けた方が対象となります。



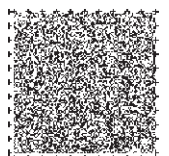
施策 4 安心して住み続けるための支援の充実

障害者等が障害の重度化や高齢になっても住み慣れた地域で安心して住み続けられるよう、地域の生活の場となるグループホームの拡充や地域生活支援拠点の取組を推進します。

また、施設入所者や精神障害者が病院から安心して地域生活に移行できるよう、関係機関が連携を図りながら、地域生活を支える体制の強化を推進します。

<主な取組>

	取組名	取組内容
(1)	地域生活支援拠点の充実	基幹相談支援センターをはじめ、障害者支援施設や障害福祉サービス事業所などが分担して機能を担う地域生活支援拠点（面的整備型）の登録事業者を各連絡会を通じて募るなど、取組の充実を図ります。さらに、相談や居住支援のための機能を集約した多機能拠点整備型の整備に取り組みます。
(2)	居住支援体制の充実	親元から自立した障害者や施設などから地域へ戻った障害者の地域生活を関係機関や障害福祉サービス事業者などが連携して支えるため、基幹相談支援センターのコーディネート機能を強化し、居住支援体制の充実を図ります。
(3)	グループホームの充実	社会福祉法人やNPO法人などが設置・運営するグループホームに対し、引き続き整備費や運営費の助成を行い、居住の場の確保と安定的な運営の支援に取り組みます。 また、これまでの知的障害者や精神障害者に加え、障害者の重度化・高齢化にも対応したグループホームの整備について、検討を進めます。
(4)	精神障害者支援のための関係機関の連携	長期入院をしている精神障害者の退院を促進し、地域での生活を支えるため、地域の医療機関・保健所・保健センター・障害者福祉課・精神障害者地域活動支援センター「ポケット中央」などの関係機関が連携を図りながら、自立支援協議会「地域移行・地域定着部会」において、ピアサポートの活用を推進するための体制整備など「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築に向けた協議を進めます。



■ 中央区地域生活支援拠点の整備について ■

地域生活支援拠点とは

障害者とその介護者の高齢化や「親亡き後」を見据え、住み慣れた地域で安心して暮らせるための居住支援機能を備えた地域生活支援拠点等は、第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の基本指針において、整備期限が令和5（2023）年度末までに延長されました。本区においては面的整備型の整備に取り組み、登録業者も増加しています。

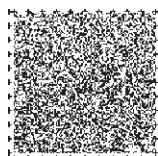
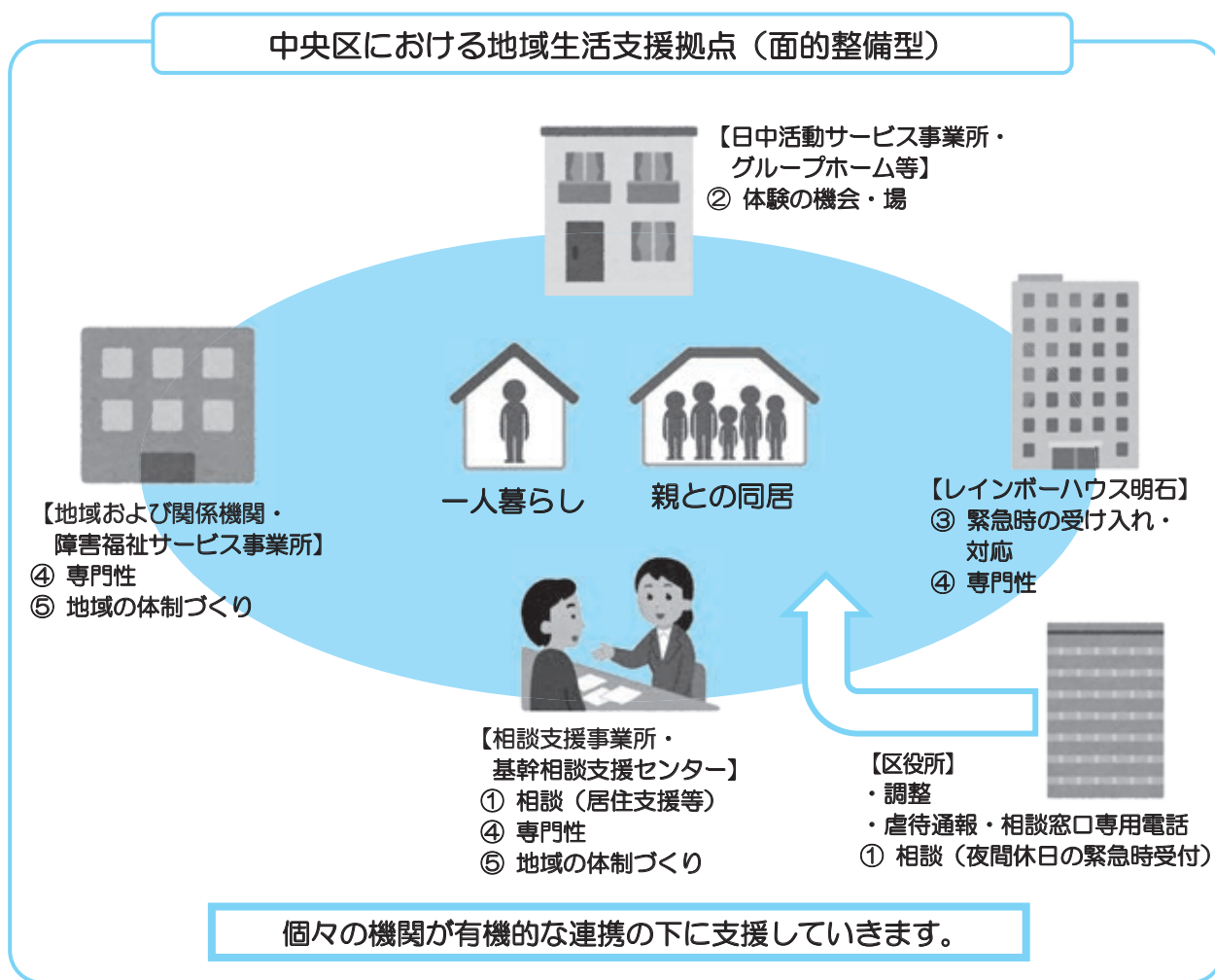
（１）求められる機能

- ① 相談（地域移行・親元からの自立等）
- ② 体験の機会・場（一人暮らし・グループホーム等）
- ③ 緊急時の受け入れ・対応（ショートステイの利便性・対応力の向上等）
- ④ 専門性（人材の確保・養成、連携等）
- ⑤ 地域の体制づくり（サービス拠点、コーディネーターの配置等）

（２）整備手法

- ① 面的整備型：地域における複数の機関が分担して機能を担う体制
- ② 多機能拠点整備型：グループホームまたは障害者支援施設に併設して機能を付加した拠点

中央区における地域生活支援拠点（面的整備型）



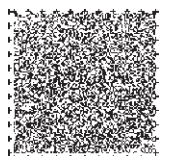
施策 5 サービスの質の確保・向上

利用者が良質な障害福祉サービス等を利用できるよう、サービス提供事業者への支援や指導、福祉サービス第三者評価の受審促進などを通じてサービスの質の確保・向上を図ります。

また、基幹相談支援センターによるネットワークづくりを通じて、サービス提供事業者間の連携強化を支援します。

<主な取組>

	取組名	取組内容
(1)	サービス事業者の支援・指導の強化	障害福祉の各サービス事業者の実地指導検査を実施し、事業所の運営や良質なサービスの提供などに関して指導・助言を行います。
(2)	第三者評価、指定管理者評価等によるサービスの質の向上	指定管理者による施設運営の状況を毎年度評価し、評価結果を今後の施設運営に反映させることにより利用者サービスの向上を図ります。 また、福祉サービス第三者評価の受審費用の助成により、引き続き事業者の受審を促進します。
(3)	サービス提供事業者間ネットワークの構築・支援	相談支援の中核を担う基幹相談支援センターが、相談支援事業所などとの連絡会や事例検討会、権利擁護や障害者差別解消法の講演会などを通じて、障害福祉サービスを提供する事業者間の連携強化に取り組みます。



だれもが個性豊かに輝けることができるように、育ちの支援、就労支援、多様な活動への参加支援を行います。

一人一人の障害特性やニーズ、適性や能力に応じた就労に向けた支援を行うとともに、生涯学習、文化芸術活動、スポーツ活動など、障害者が多様な活動に参加できる機会の確保や参加しやすい環境づくりなどに取り組みます。

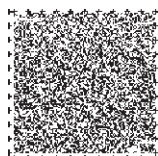
また、「育ちのサポートシステム」を推進し、育ちに支援を必要とする子どもたちが、早期から適切な支援を受けられ、通園・通学先が替わっても、その支援が切れ目なく一貫して継続される体制づくりを進めます。

【施策の方向性2の各施策】

- 施策6 就労支援の充実
- 施策7 多様な活動の機会確保や参加の支援
- 施策8 育ちのサポートシステムの推進



■ 中央区立福祉センター 作業室 ■



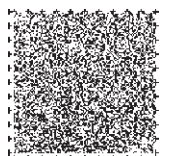
施策 6 就労支援の充実

障害者の福祉施設から一般就労への移行と就労定着を進めるために、障害者就労支援センターを中心とした関係機関の連携の強化を図るとともに、障害者を雇用する企業に対して、障害の理解や職場での配慮などの普及啓発に努めます。

また、一般企業に雇用されることが困難な障害者の自立を促進するため、区の事務事業において障害者就労施設等からの優先調達を推進します。

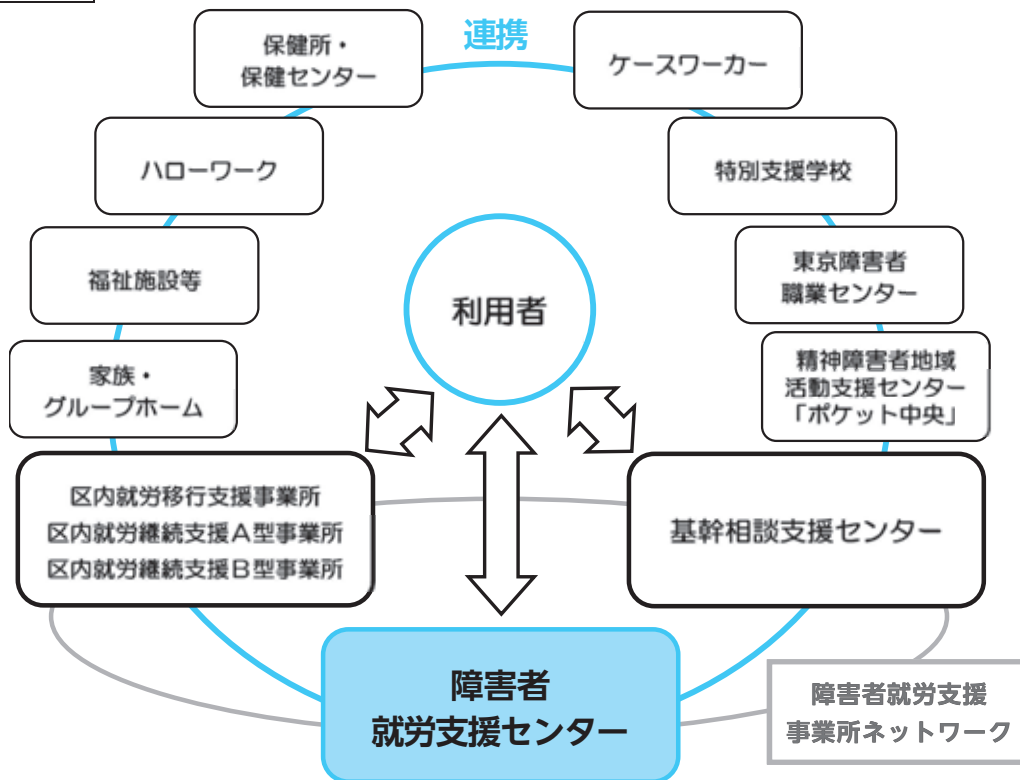
<主な取組>

	取組名	取組内容
(1)	一般就労への移行の促進	障害者が地域で自立した生活が営めるよう、障害者就労支援センターの専任コーディネーターが、障害特性や一人一人のニーズ、適性や能力に応じた就労面と生活面のきめ細かな支援を一体的に提供するとともに、「障害者雇用促進法」の趣旨を踏まえ、事業者の障害者雇用における合理的配慮や働きやすい環境整備について助言を行います。 また、障害者の就労機会の拡充を図るため、区内の障害者就労支援事業所ネットワークをはじめ、ハローワークや障害者雇用に取り組む企業などと「就労パスポート」の活用についても検討しながら連携を進めます。
(2)	就労定着支援の推進	障害者が喜びと生きがいを持って働き続けられるよう、これまでの障害者就労支援センターの職場定着支援に加え、就労面と就労に伴う生活面の課題に対応するため、就労定着支援事業を実施する新規事業者の参入を呼びかけ、企業や家族との連絡調整などの支援の充実に取り組みます。
(3)	障害者優先調達の推進	障害者就労施設等で就労する障害者の自立を促進するため、区の物品等の契約に際し障害者就労施設等からの調達を推進するとともに、発注機会を増やせるよう区の関係部署にも働きかけて、調達先と業務の履行期間や供給可能量、仕様や規格などの調整に取り組みます。 また、区内の障害者就労施設等で製作する自主製品の販売機会の拡充に取り組みます。

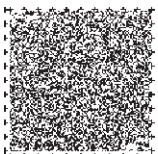
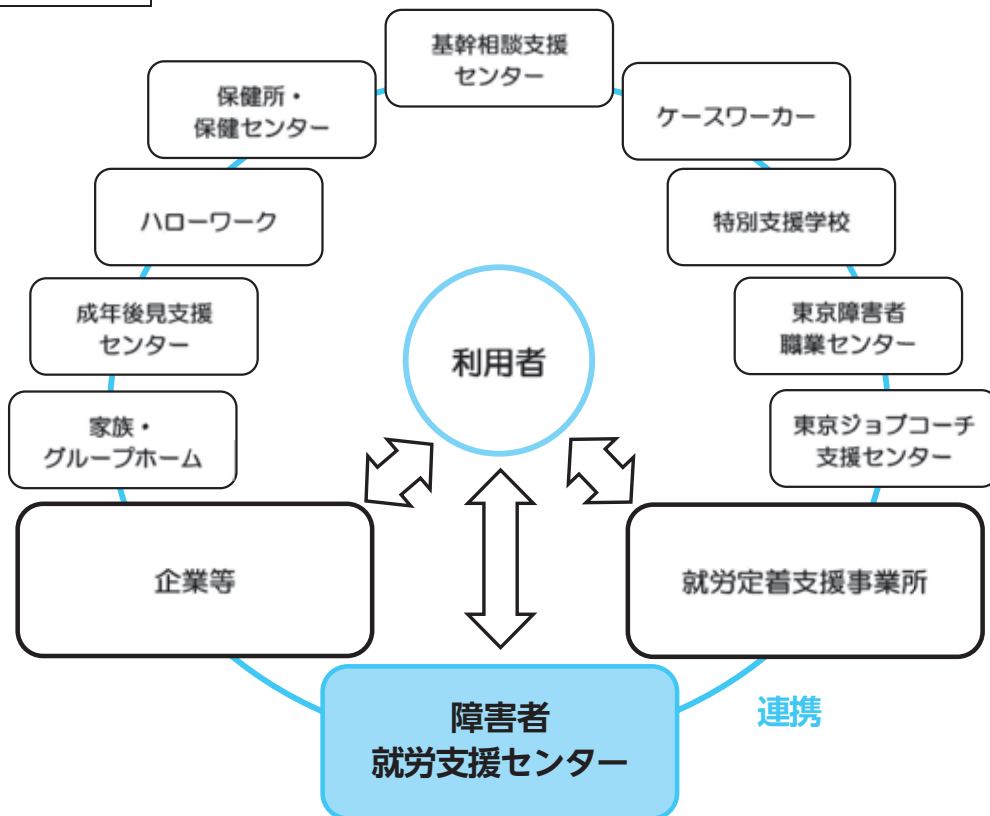


■ 本区における就労支援の体制 ■

就労前



一般就労中

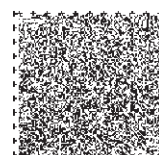


施策 7 多様な活動の機会確保や参加の支援

障害者の社会参加を促進し、生涯を通じて、学習や文化活動、スポーツ活動などの多様な活動に参加できるよう、障害の有無にかかわらず参加できる機会の確保、参加しやすい環境づくりなどを推進します。

<主な取組>

	取組名	取組内容
(1)	障害者の生涯学習活動の推進	障害者の生涯学習活動や文化芸術活動を支援するため、講座やサークル活動などの場において、手話通訳者の派遣や移動支援の活用など、障害の有無にかかわらず共に学べる環境づくりを推進します。 また、福祉センター主催の講習・講座において、障害特性やニーズなどを踏まえたプログラムの充実を図り、参加を促進するとともに、知的障害者の生涯学習の場である「中央区かえで学級」において、自立して生きていく力を身につけるための学習機会の提供を引き続き行います。
(2)	利用しやすい図書館の整備	図書館のバリアフリー化を推進するとともに、障害などにより印刷文字による読書が困難な方や、図書館に来館することが困難な方に対して、録音図書の貸出、さまざまな情報を点字や音声データなどで提供するサピエ図書館の利用、点字による刊行物の貸出、郵送貸出などを引き続き推進します。
(3)	障害者のスポーツ活動の推進	スポーツ施設のバリアフリー化など誰もが利用しやすい環境づくりを推進するとともに、障害者スポーツ体験会などのイベントの機会を通じて、障害者のスポーツ活動への参加を促進します。 また、障害者スポーツのスポーツ指導者の育成を図ります。

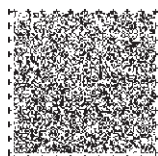


施策 8 育ちのサポートシステムの推進

育ちに支援を必要とする子どもが早期から成長に合わせた適切な支援が受けられるよう、地域の療育拠点「子ども発達支援センター ゆりのき」が子どもにかかわる関係機関と連携し、支援情報などを円滑に引き継ぎながら、ライフステージに応じた切れ目のない一貫した支援を提供する「育ちのサポートシステム」を推進します。

<主な取組>

	取組名	取組内容
(1)	子ども発達支援センターを中心とした支援体制の確立	地域の療育拠点「子ども発達支援センター ゆりのき」が中心となり、子どもの発達や育ちに関する総合的な相談を受け、適切な療育につなげるとともに、保健・福祉・教育などの関係機関が連携してライフステージに応じた切れ目のない一貫した支援を提供する体制を確立するため、「育ちのサポートシステム」を推進します。
(2)	発達支援に携わる職員のスキルアップ	子ども発達支援センターの療育の現場において、発達障害に精通した学識経験のあるアドバイザーから、育ちに支援を必要とする子どもの支援方法や困難事例への対応などについて助言を得ることで職員のスキルアップを図ります。 また、支援に携わる職員（教員、保育士などを含む）が発達障害に対する理解と認識を深め、円滑に連携が図れるよう、合同研修を実施し、地域の支援力を向上させます。
(3)	個別の教育支援計画・「育ちのサポートカルテ」を活用した切れ目のない支援	育ちに支援を必要とする子どもの発達特性に応じた適切な支援を提供するため、保護者と保健・医療・福祉・教育などの関係機関が連携して「育ちのサポートカルテ」（支援情報等）を作成し、就学などの切り替え時に支援の一貫性が途切れないよう、子ども発達支援センターのコーディネーターが連絡調整を図りながら、カルテの円滑な引き継ぎを行っていきます。 また、個別の教育支援計画と「育ちのサポートカルテ」を共通のツールとして位置付け、幼児期から高校生まで一貫した支援を推進します。



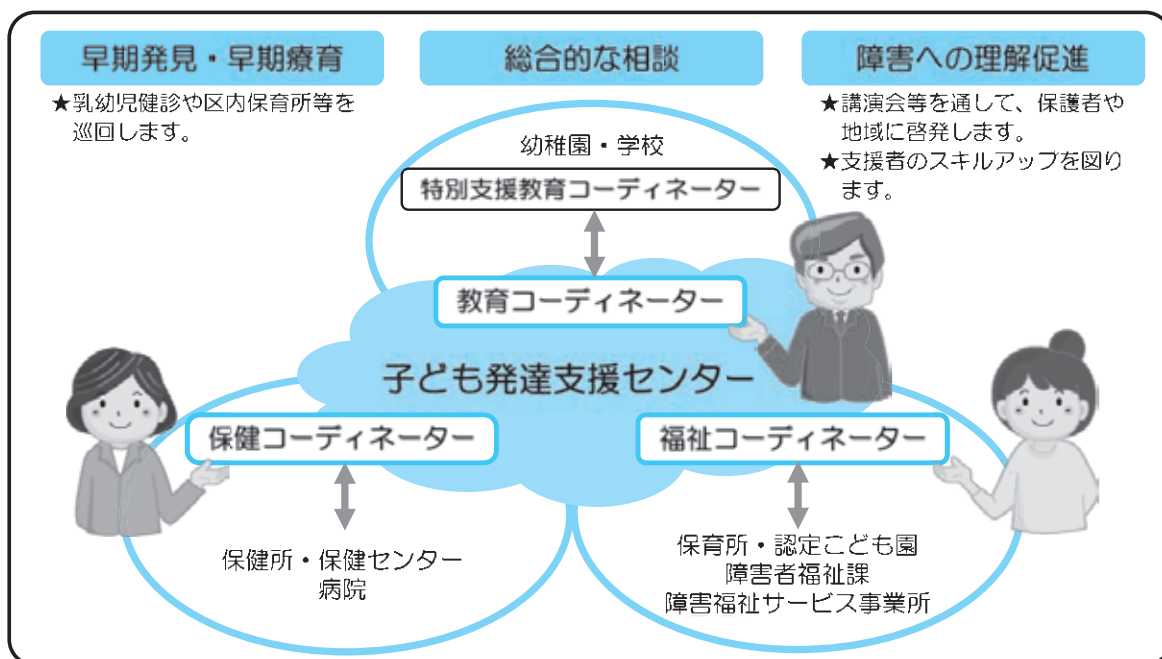
<主な取組>

	取組名	取組内容
(4)	早期発見・早期支援の充実	保健所・保健センターが実施する乳幼児健診や健診後の経過観察の場に、子ども発達支援センターの保健コーディネーターや臨床心理士を派遣する「ゆりのき連携発達相談」を通じて、支援の必要な子どもを直接把握し、早期支援につなげます。 また、臨床心理士などが区内の保育所やこども園などを巡回し、在園の育ちに支援を必要とする子どもの対応や発達に関する相談に応じて、必要な助言を行います。
(5)	発達障害に対する理解の促進	家庭や地域における発達障害に対する理解を促進するため、リーフレットの配布やホームページへの掲載、講演会の開催などを通じて、障害特性や支援方法などの正しい知識の普及に取り組みます。 また、「育ちのサポートカルテ」を普及させ、円滑な運用を図るため、定期的に保護者向けの説明会と教職員等の研修会を開催します。



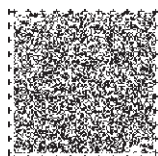
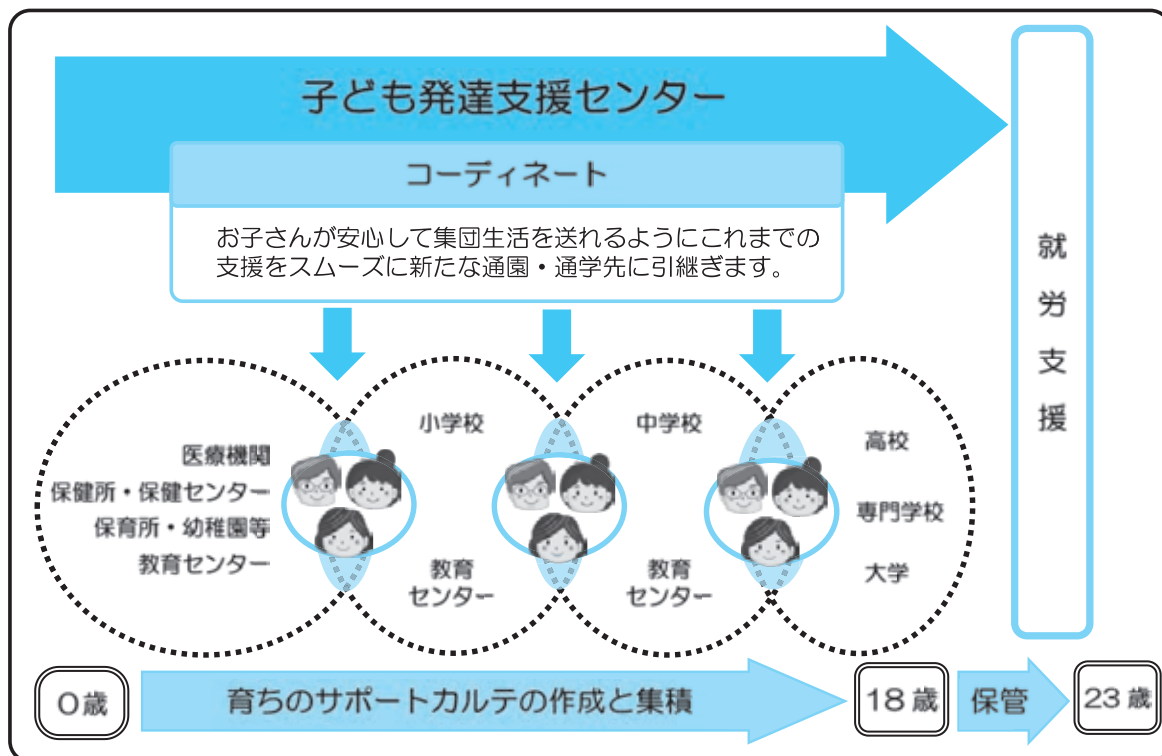
■ 中央区育ちのサポートシステム ■

横の連携



※保健・福祉・教育コーディネーターは、子ども発達支援センターに配置されたその分野に精通した専門職でお子さんに関わる他機関との連携調整を行います。

縦の連携



「障害者差別解消法」が目的とする、全ての国民が、かけがえのない個人として尊重され、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会（共生社会）の実現を目指します。

そのため、共生社会の趣旨について幅広く区民や事業者に普及啓発を図るとともに、地域の中で障害のある人も含め、だれもが触れ合い交流する場や機会の拡充を図り、心のバリアフリーを推進します。

また、障害者が尊厳と権利を守られ安全・安心に生活できるよう、障害者の権利擁護と虐待防止の取組を推進するとともに、災害時や緊急時の障害者の安全・安心の確保に向けた取組、物理的なバリアフリー、情報のバリアフリーの推進によるユニバーサルデザインのまちづくりに取り組みます。

【施策の方向性3の各施策】

- 施策 9 障害者の権利擁護と虐待防止
- 施策 10 心のバリアフリーの推進
- 施策 11 安全・安心なまちづくりの推進

ヘルプカード



ヘルプカードは手助けを必要とする人と手助けをする人を結びつけます

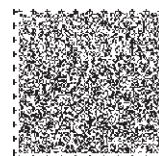
【ヘルプカードとは】

障害のある方の中には、自分から「困っている」となかなか伝えられない方がいます。

ヘルプカードは障害のある方が災害時や日常生活の中で困ったときに、周囲に手助けを求めるために普段から身につけているカードです。

【障害のある方が困っていたら】

- ・「どうしましたか」、「何かお手伝いすることはありますか」と声をかけてください。
（相手に伝わっているかを確認しながらゆっくり話しかけてください。）
- ・「ヘルプカード」を提示されたら、カードに書いてある内容に沿った手助けや緊急連絡先への連絡などをお願いします。



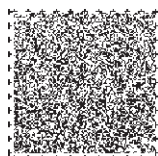
施策 9 障害者の権利擁護と虐待防止

判断能力に不安を抱える障害者等の高齢化や親亡き後を見据え、権利や財産を将来にわたって守り地域で安心して生活が続けられるように、区と中央区社会福祉協議会成年後見支援センター「すてっぴ中央」が連携して、権利擁護支援事業や成年後見制度の利用促進を図ります。

また、「虐待通報・相談窓口」の周知を図るとともに、区民・事業者などへ虐待防止の重要性についての普及啓発に取り組み、障害者の虐待防止を推進します。

<主な取組>

	取組名	取組内容
(1)	権利擁護支援事業の推進	成年後見支援センター「すてっぴ中央」において、権利擁護支援事業に係る情報提供、相談への対応、利用の手続、利用料支払の援助などのサービスを提供します。
(2)	成年後見制度の利用促進	区と成年後見支援センター「すてっぴ中央」が連携し、成年後見制度の普及啓発、適時・適切な成年後見制度の利用促進、法人後見の実施検討などを行います。
(3)	地域連携ネットワークの構築	法律・福祉の専門職団体、関係機関などが連携して本人や後見人などを支えるチームに対して必要な支援ができる体制を強化するため、地域連携ネットワークを構築します。
(4)	障害者虐待防止の推進	障害者福祉課が中心となり、虐待通報・相談窓口専用電話で24時間365日の通報・相談対応を行うとともに、保健・医療・福祉・警察などの関係機関が連携を図りながら、虐待防止、早期発見、発生時の適切な対応などの総合的取組を推進します。 また、虐待防止の重要性について広報紙やホームページ、パンフレットなどによる普及啓発を通じて、幅広く区民・事業者などの理解を促進します。



■ 成年後見制度について ■

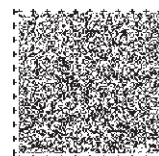
成年後見制度は、認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力が不十分なため、不動産や預貯金などの財産を管理したり、身のまわりの世話のために介護などのサービスや施設への入所に関する契約を結んだりすることが難しい人を後見人等が代理し、財産を管理したり必要な契約を締結したりして本人を法律的に支援する制度です。

成年後見制度は、大きく分けると「法定後見制度」と「任意後見制度」の2つがあります。

法定後見制度は、既に判断能力が不十分となっているときに、家庭裁判所に申立てをすることにより、家庭裁判所によって選ばれた成年後見人が、本人を代理して財産や権利を守り、本人を保護・支援する制度です。法定後見は、判断能力の程度など本人の事情に応じて、「後見」「保佐」「補助」の3つに分かれています。

任意後見制度は、本人が十分な判断能力があるうちに、将来、判断能力が不十分な状態になった場合に備えて、あらかじめ自らが選んだ代理人（任意後見人）に、自分の生活、療養看護や財産管理に関する事務について代理権を与える契約（任意後見契約）を結んでおく制度です。

	後 見	保 佐	補 助
対象者	判断能力が全くない人	判断能力が著しく不十分な人	判断能力が不十分な人
申立てができる者	本人、配偶者、4親等内の親族、区市町村長等		
同意又は取り消すことができる行為	原則として全ての法律行為 （日常生活に関する行為を除く。）	借金、相続の承認など 民法第13条第1項に規定する行為のほか、裁判所が定める行為 （日常生活に関する行為を除く。）	申立てにより裁判所が定める行為 （民法第13条第1項に規定する行為の一部に限る。日常生活に関する行為を除く。）
代理することができる行為	原則として全ての法律行為	申立てにより裁判所が定める行為	申立てにより裁判所が定める行為



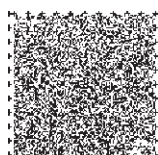
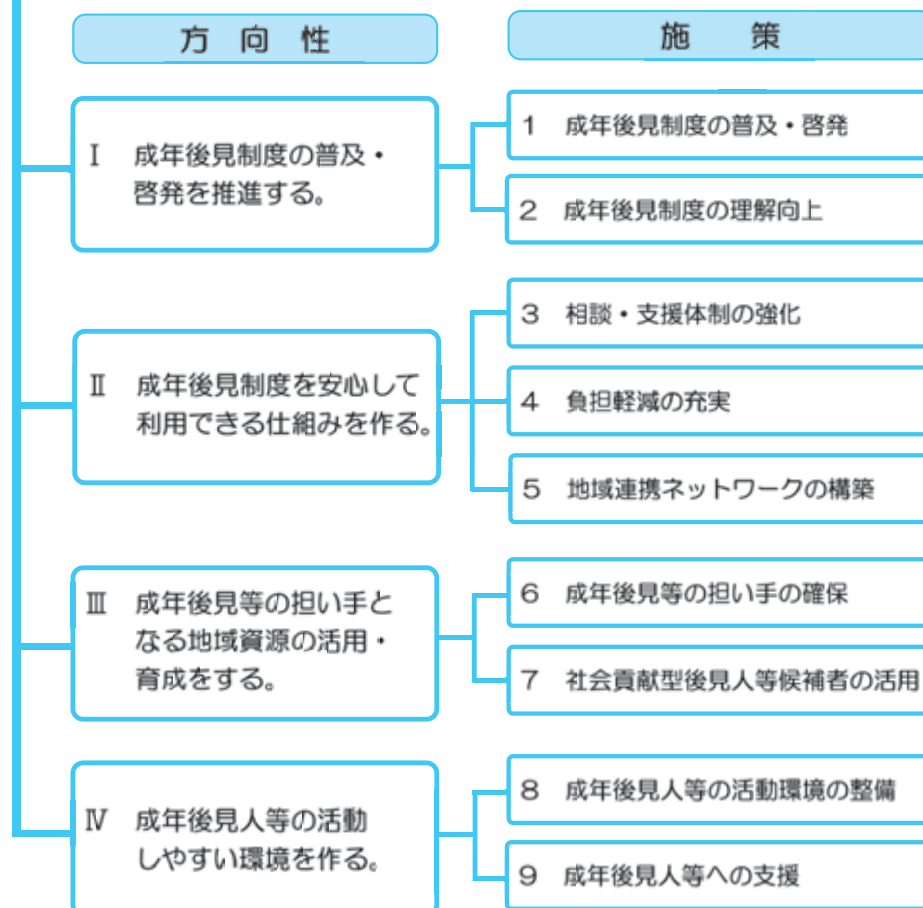
■【参考】中央区成年後見制度利用促進計画に盛り込むべき施策の方針(抜粋) ■

令和2(2020)年2月から、学識経験者、医師、弁護士、相談支援機関、民生・児童委員等で構成される「中央区成年後見制度利用促進検討委員会」を設置し、成年後見制度利用促進計画の策定に向けた施策の方向性や取組等について検討を行い、「成年後見制度利用促進計画に盛り込むべき施策の方針」をまとめました。

方針では、「中央区成年後見制度利用促進計画」は障害者計画等に包含するものと位置付けるとともに、当該計画に盛り込むべき施策の体系を次のとおりまとめました。

目指す姿

誰もが住み慣れた地域の中で家族や地域の人々に支えられながら、成年後見制度の適切な利用により本人の意思が最大限尊重され、尊厳をもってその人らしい生活を継続することができています。



施策 10 心のバリアフリーの推進

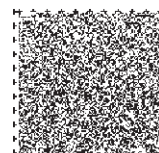
障害の有無や性別、年齢にかかわらず、だれもが互いの人格と個性を尊重し、支えあいながら暮らす共生社会の実現に向けて、福祉教育や地域との交流を通じた心のバリアフリーを促進するとともに、障害者差別解消に取り組みます。

また、地域における障害者理解を深め、障害者の社会参加を促進するために、障害者福祉団体への支援や連携を推進します。

第2部

<主な取組>

	取組名	取組内容
(1)	障害者差別解消の推進	地域における共生社会の実現に向けて、区の事務事業において障害を理由とする差別の解消と合理的配慮の提供に取り組みます。 また、区民や事業者の理解を促進するため、リーフレットの配布や講演会の開催など、さまざまな機会を通じて普及啓発を推進します。
(2)	障害と障害者の理解のための意識啓発	「障害者サポートマニュアル」の配布や「ヘルプマーク・ヘルプカード」の普及啓発、さらには、福祉センターにおける作業訓練の一環として作成したモザイク平板を区施設へ設置することなどを通じて、障害と障害者に対する区民の理解を促進します。
(3)	「健康福祉まつり」等による地域交流の促進	多くの区民が集う「健康福祉まつり」をはじめ、福祉センターやレインボーハウス明石が町会などと協働して開催する施設行事、また、地域の行事や花壇ボランティア活動などへ障害者が参加することを通じて、地域の人々との触れ合いと交流を促進し、「心のバリアフリー」を推進します。
(4)	障害者福祉団体との連携	地域の障害者理解を深め、障害者の社会参加を促進するため、障害者福祉団体の活動を支援するとともに、障害者福祉施策の充実に向けて、連携・協力を推進します。



障害者差別解消法

～誰もが安心して暮らせる思いやりのあるまちをめざして～



障害者差別解消法（正式名称：障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）では、障害のある人もない人もお互いにその人らしさを認め合いながら、共に生きる社会をつくることを目指しています。

この法律は、役所や会社、お店などを対象としていますが、誰もが暮らしやすい社会をつくるためには、地域で暮らす皆さん一人一人に障害に対する理解を深めていただくことが求められています。

どんな法律なの？

この法律では、国・都道府県・市区町村などの役所や、会社やお店などの事業者が、障害のある人に対して、正当な理由なく、障害を理由として、サービスの提供を拒否したり、制限したり、条件をつけたりする「不当な差別的取扱い」を禁止しています。

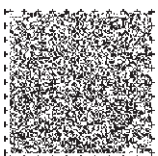
また、障害のある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの配慮が必要と伝えられたとき、負担が重すぎない範囲で対応する「合理的配慮の提供」を求めています。

	不当な差別的取扱い	合理的配慮の提供
役所 (国・地方公共団体)	してはいけない	しなければならない
民間事業者 (会社・お店など)	してはいけない	するように努める※

※平成 30（2018）年 10 月 1 日施行の「東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例」では、「努力義務」ではなく「義務」とされています。

対象となる「障害のある人」とは

障害者基本法で定められている、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）、その他の心や体のはたらきに障害がある人で、障害や社会の中にあるバリアによって、継続的に日常生活や社会生活に相当な制限を受けている人です。障害者手帳を持っていない人も含まれます。



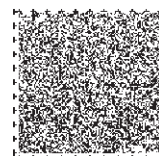
施策 11 安全・安心なまちづくりの推進

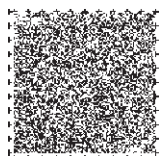
災害時や緊急時の障害者の安全・安心が確保できるよう、「災害時地域たすけあい名簿」の周知を図るとともに、関係機関や事業所と連携し福祉避難所の体制整備に努めます。

また、障害者が安心して地域で暮らし、積極的に社会参加できるよう、「中央区福祉のまちづくり実施方針 2011」に基づき、公共施設や歩道のバリアフリー化、だれもが情報にアクセスできる情報バリアフリー化の充実を図り、ユニバーサルデザインのまちづくりを推進します。

<主な取組>

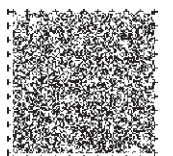
	取組名	取組内容
(1)	災害時の支援体制の充実	災害時に自力で避難したり生活することが困難な方を「災害時地域たすけあい名簿」に登録し、災害に備えて避難支援等関係者に本人の同意がある方の名簿情報をあらかじめ提供します。この名簿情報などを活用した支援体制の充実に向けて引き続き防災区民組織等の地域とともに取り組みます。 また、一般避難所において生活が困難な方のために福祉避難所の整備を引き続き行います。
(2)	情報バリアフリーの強化	点字や声の広報などによる分かりやすい情報提供に努めるとともに、特に支援を必要とする人に対し、手話や筆談などの伝達方法に配慮した情報提供を行います。 また、誰もがいつでも必要とする情報に簡単にたどりつけ、手軽に利用できるよう情報アクセシビリティを強化します。
(3)	人にやさしい空間づくり	障害者を含む全ての人が安全かつ快適に施設を利用し、社会参加できるよう、公共施設などの建築物・公共交通機関・道路・公園・公衆便所などのバリアフリー化を進めます。

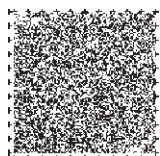




第3部

障害福祉サービス等の提供体制の確保 (第6期中央区障害福祉計画・ 第2期中央区障害児福祉計画)





第1章 成果目標

1 第6期中央区障害福祉計画・第2期中央区障害児福祉計画の成果目標

本計画の基本理念、国の「障害福祉計画及び障害児福祉計画に係る基本指針」、地域の実情を踏まえ、第6期中央区障害福祉計画・第2期中央区障害児福祉計画における障害福祉サービス等および障害児通所支援等の提供体制の確保に係る成果目標を次のように設定します。

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

①施設入所者のうち、地域生活への移行に関する目標

令和元（2019）年度末時点の施設入所者数※72人のうち、令和5（2023）年度末までに地域生活に移行する人数を3人とすることを本区の成果目標として設定します。

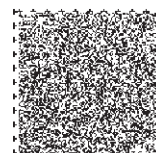
※施設入所者数とは、本区で施設入所の支給決定を行った人数であり、レインボーハウス明石入所者のほか区外の施設に入所している人を含みます。

項目	数値等
令和元（2019）年度末時点の施設入所者数	72人
【目標】令和5（2023）年度末の地域生活移行者数	3人

②施設入所者数に関する目標

令和元（2019）年度末時点の施設入所者数は72人となっていますが、令和5（2023）年度末時点において72人を維持することを本区の成果目標として設定します。

項目	数値等
令和元（2019）年度末時点の施設入所者数	72人
【目標】令和5（2023）年度末時点の施設入所者数	72人



(2) 地域生活支援拠点等の整備

①地域生活支援拠点等の整備および運用状況の検証

国の基本指針では、令和5（2023）年度末までに地域生活支援拠点等を各市町村に1カ所以上整備することを定めています。また、地域生活支援拠点等の機能の充実のため、年1回以上運用状況の検証および検討を実施することを定めています。

以上に従って、本区における成果目標を設定します。

項目	数値等
令和元(2019)年度末時点の地域生活支援拠点等の整備力所数	0カ所
【目標】令和5(2023)年度末時点の地域生活支援拠点等整備力所数	1カ所
【目標】令和5(2023)年度末時点の運用状況の検証・検討回数	年1回

(3) 福祉施設から一般就労への移行等

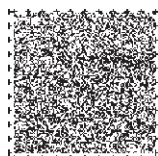
①一般就労への移行者数

令和5（2023）年度の一般就労への移行者数を12人とするを、本区の成果目標として設定します。

なお、一般就労への移行者数12人のうち、就労移行支援事業の利用者を8人、就労継続支援A型事業の利用者を3人、就労継続支援B型事業の利用者を1人とするを成果目標とします。

項目	数値等
令和元(2019)年度の一般就労への移行者数	6人
【目標】令和5(2023)年度の一般就労への移行者数	12人

項目		数値等
就労移行支援事業	令和元(2019)年度の一般就労への移行者数	4人
	【目標】令和5(2023)年度の一般就労への移行者数	8人
就労継続支援A型事業	令和元(2019)年度の一般就労への移行者数	2人
	【目標】令和5(2023)年度の一般就労への移行者数	3人
就労継続支援B型事業	令和元(2019)年度の一般就労への移行者数	0人
	【目標】令和5(2023)年度の一般就労への移行者数	1人



②就労定着支援事業を利用する者の数

国の基本指針では、令和5（2023）年度の就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、70%が就労定着支援事業を利用することを定めています。

以上に従って、本区における成果目標を設定します。

項目	数値等
令和5(2023)年度の就労移行支援事業等を利用した一般就労移行者数 ※①の成果目標	12人
【目標】令和5(2023)年度の就労移行支援事業等を利用した一般就労移行者のうち就労定着支援事業の利用者数	9人 (75.0%)

③就労定着率が8割以上の就労定着支援事業所の割合

国の基本指針では、令和5（2023）年度において、区内の就労定着支援事業所のうち、就労定着率が80%以上の事業所を全体の70%以上とすることを定めています。

以上に従って、本区における成果目標を設定します。

項目	数値等
令和元(2019)年度の就労定着率が80%以上の就労定着支援事業所の割合(全2事業所)	50% (1事業所)
【目標】令和5(2023)年度の就労定着率が80%以上の就労定着支援事業所の割合(全2事業所)	100% (2事業所)

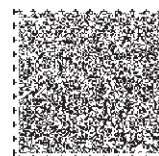
④区市町村障害者就労支援事業利用による一般就労者数

国の成果目標とは別に、令和5（2023）年度の東京都の独自事業である「区市町村障害者就労支援事業※」を利用して一般就労した人数の目標を設定します。

本区においては、「中央区障害者就労支援センター」事業が該当します。利用者については、センターの利用登録した方が対象となります。

※就労支援・生活支援コーディネーターなどを配置し、職業相談、職業準備支援、職場開拓、職場定着支援等とともに、日常生活及び社会生活上必要な生活支援を行うものです。

項目	数値等
令和元(2019)年度の中央区障害者就労支援センター登録者の一般就労者数	27人
【目標】令和5(2023)年度の中央区障害者就労支援センター登録者の一般就労者数	29人



(4) 障害児支援の提供体制の整備等

① 児童発達支援センターの設置数

国の基本指針では、令和5（2023）年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1カ所以上設置することを定めていますが、本区では既に平成30（2018）年度に「子ども発達支援センター ゆりのき」を開設しています。

項目	数値等
令和元（2019）年度末時点の設置箇所数	1カ所
【目標】令和5（2023）年度末時点の設置箇所数	1カ所 （設置済み）

② 保育所等訪問支援を利用できる体制

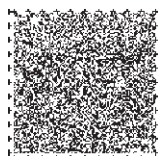
国の基本指針では、令和5（2023）年度末までに、保育所等訪問支援を利用できる体制の整備が定められていますが、本区では平成27（2015）年度から体制を整備しています。

項目	数値等
令和元（2019）年度末における保育所等訪問支援を提供することができる体制	整備済み
【目標】令和5（2023）年度末における保育所等訪問支援を提供することができる体制	整備済み

③ 重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の数

国の基本指針では、令和5（2023）年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所を各市町村に少なくとも1カ所以上確保することを定めていますが、本区では既に子ども発達支援センターにおいて児童発達支援事業（集団療育）を実施しています。

項目	数値等
令和元（2019）年度末における重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の数	1事業所
【目標】令和5（2023）年度末における重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の数	1事業所 （確保済み）



④重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の数

国の基本指針では、令和5（2023）年度末までに、主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1カ所以上確保することを定めていますが、本区では既に1事業所を確保しています。

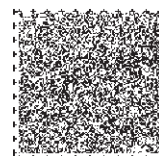
項目	数値等
令和元（2019）年度末における重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の数	1事業所
【目標】令和5（2023）年度末における重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の数	1事業所 （確保済み）

⑤医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置およびコーディネーターの配置

国の基本指針では、令和5（2023）年度末までに、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場の設置が定められていますが、本区では既に協議の場を「医療的ケア児等支援連携部会」として設置しています。

また、国の基本指針では、令和5（2023）年度末までに、医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置が定められていますが、本区では既に子ども発達支援センターに配置しています。

項目	数値等
令和元（2019）年度末における保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場の設置状況	設置済み
【目標】令和5（2023）年度末における保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場の設置状況	設置済み
令和元（2019）年度末における医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置状況	配置済み
【目標】令和5（2023）年度末における医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置状況	配置済み



(5) 相談支援体制の充実・強化等

国の基本指針では、令和5（2023）年度末までに、基幹相談支援センターなどの総合的・専門的な相談支援の実施および地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することが定められています。

本区では既に基幹相談支援センターにおいて総合的・専門的な相談支援を実施しているとともに、関係機関・相談支援事業所との連携によって地域の相談支援体制の強化を図っています。

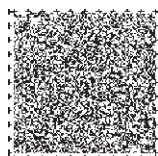
項目	数値等
令和元（2019）年度末時点における総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制	確保済み （基幹相談支援センターの設置）
【目標】令和5（2023）年度末時点における総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制	確保済み （基幹相談支援センターの設置体制の維持・取組の充実）

(6) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

国の基本指針では、利用者が真に必要とする障害福祉サービス等を提供していくため、令和5（2023）年度末までに障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を構築することが定められています。

本区では、障害福祉サービス等提供事業所に対する指導検査体制を構築しており、障害者自立支援審査支払等システムの審査結果などを踏まえ、質の向上に取り組んでいます。

項目	数値等
令和元（2019）年度末時点における障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制	有
【目標】令和5（2023）年度末時点における障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制	有



第2章 活動指標

1 活動指標の設定

国の「障害福祉計画及び障害児福祉計画に係る基本指針」では成果目標の設定と合わせて、目標の達成に向けて定期的な状況確認を行うための活動指標の設定が求められています。

本区における取組や国の基本指針などを踏まえて、以下の活動指標を設定します。

(1) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

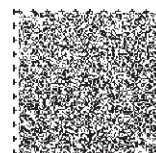
本区では、精神障害者が地域の中で安心して生活できるよう、地域の医療機関、保健所・保健センターや障害者福祉課、精神障害者地域活動支援センター「ポケット中央」など区内関係機関が連携して支援を行う「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築に向けて、自立支援協議会「地域移行・地域定着部会」において協議を行っています。

このため、活動指標として、関係者による協議の場の開催回数や参加者数などを設定するとともに、精神障害者の地域移行、地域定着を進めるため、相談支援、居住系サービスの利用者数の見込量を設定します。

①保健、医療および福祉関係者による協議の場の開催回数

自立支援協議会「地域移行・地域定着部会」における、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、保健、医療および福祉関係者による協議の場の1年間の開催回数を設定します。

計画期間			第6期		
年度			R3	R4	R5
保健、医療および福祉関係者による協議の場の開催回数	回／年	計画値	3	3	3



②保健、医療および福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数

自立支援協議会「地域移行・地域定着部会」（保健、医療および福祉関係者による協議の場）への保健、医療、福祉、当事者および家族等の関係者の参加者数を設定します。

計画期間				第6期		
年度				R3	R4	R5
保健、医療および福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	保健	人／年	計画値	1	1	1
	医療（精神科）	人／年	計画値	1	1	1
	医療（精神科以外）	人／年	計画値	0	0	0
	福祉	人／年	計画値	5	5	5
	当事者	人／年	計画値	1	1	1
	家族	人／年	計画値	1	1	1
	その他	人／年	計画値	2	2	2

③保健、医療および福祉関係者による協議の場における目標設定に対する評価の実施回数

自立支援協議会「地域移行・地域定着部会」（保健、医療および福祉関係者による協議の場）における目標設定に対する評価の実施回数を設定します。

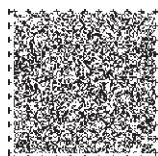
計画期間			第6期		
年度			R3	R4	R5
保健、医療および福祉関係者による協議の場における目標設定に対する評価の実施回数	回／年	計画値	1	1	1

④精神障害者の相談支援、居住系サービスの利用者数

入院中の精神障害者の地域移行を見込んで、相談支援、居住系サービスの利用者数の見込量を設定します。

計画期間			第6期		
年度			R3	R4	R5
精神障害者が利用する地域移行支援	人／年	計画値	1	1	1
精神障害者が利用する地域定着支援	人／年	計画値	1	1	1
精神障害者が利用する共同生活援助	人／年	計画値	1	1	1
精神障害者が利用する自立生活援助	人／年	計画値	1	1	1

※116 ページから 127 ページまでの障害福祉サービスの見込量のうち、精神障害者が利用する相談支援、居住系サービスの利用の見込みを掲載しています。



(2) 相談支援体制の充実・強化のための取組

一層の相談支援体制の充実・強化を図るために、総合的・専門的な相談支援の実施状況や、相談支援事業所への支援件数等を設定します。

①総合的・専門的な相談支援

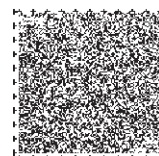
基幹相談支援センターの機能強化を図るとともに、引き続き総合的・専門的な相談支援を実施することの有無を設定します。

	計画期間		第6期		
	年度		R3	R4	R5
総合的・専門的な相談支援の実施の有無	計画値		有	有	有

②地域の相談支援体制の強化

基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業者への専門的な指導・助言、人材育成の支援件数、相談機関との連携強化のための連絡会の回数を設定します。

	計画期間		第6期		
	年度		R3	R4	R5
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	件／年	計画値	20	25	30
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	件／年	計画値	6	6	6
地域の相談機関との連携強化のための連絡会の回数	回／年	計画値	4	4	4



(3) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組

障害福祉サービス等の質を向上させるための取組として、障害福祉サービス等に係る各種研修への参加人数や、障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有の状況などについて設定します。

①障害福祉サービス等に係る各種研修の活用

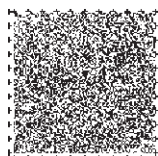
障害福祉サービス等の質の向上に向けて、東京都が実施する障害福祉サービス等に係る研修への中央区職員の参加人数を設定します。

		計画期間		第6期		
		年度		R3	R4	R5
東京都が実施する障害福祉サービス等に係る各種研修への区職員の参加人数	障害者区分認定調査員研修	人／年	計画値	3	3	3
	障害者虐待防止対策支援研修	人／年	計画値	3	3	3

②障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有

障害福祉サービス等の質の向上に向けて、障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果を分析するとともに、その結果について、指導検査を通じて区と障害福祉サービス事業所等が共有する体制の有無と回数を設定します。

		計画期間		第6期		
		年度		R3	R4	R5
障害者自立支援審査支払等システムでの審査結果を分析してその結果を活用し、事業所等と共有する体制の有無		計画値		有	有	有
障害者自立支援審査支払等システムでの審査結果を分析してその結果を活用し、事業所等と共有する回数		回／年	計画値	12	12	12



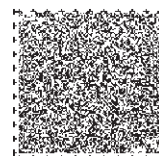
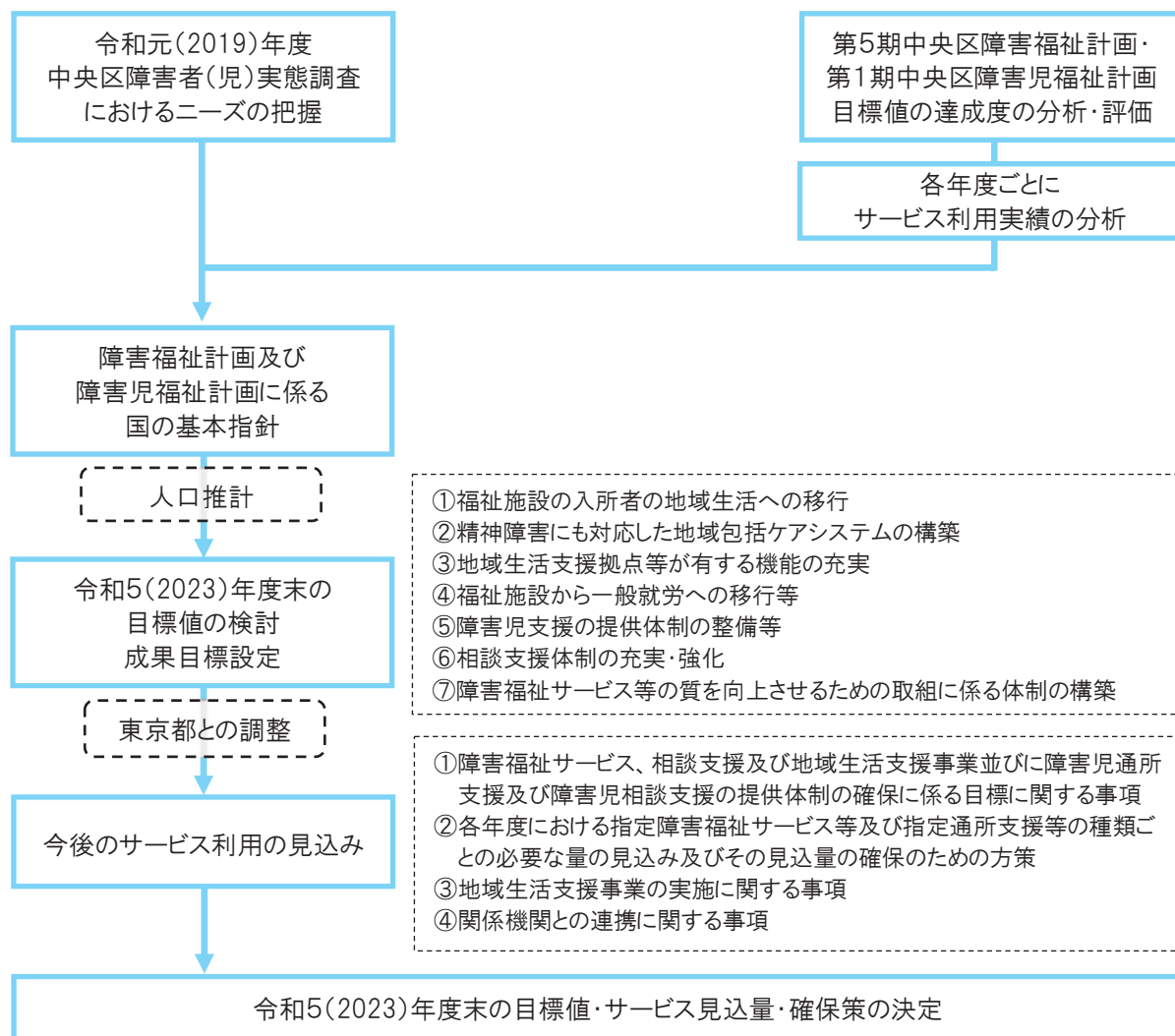
1

サービス見込量の基本的考え方

国の基本指針に基づき、第5期中央区障害福祉計画・第1期中央区障害児福祉計画の進捗状況および目標値の達成度の分析・評価、サービス利用実績を基礎とし、令和元(2019)年度の中央区障害者(児)実態調査などで把握したニーズを見込むとともに、人口推計による増加率等を勘案し、サービスの必要見込量を推計します。

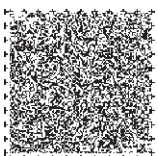
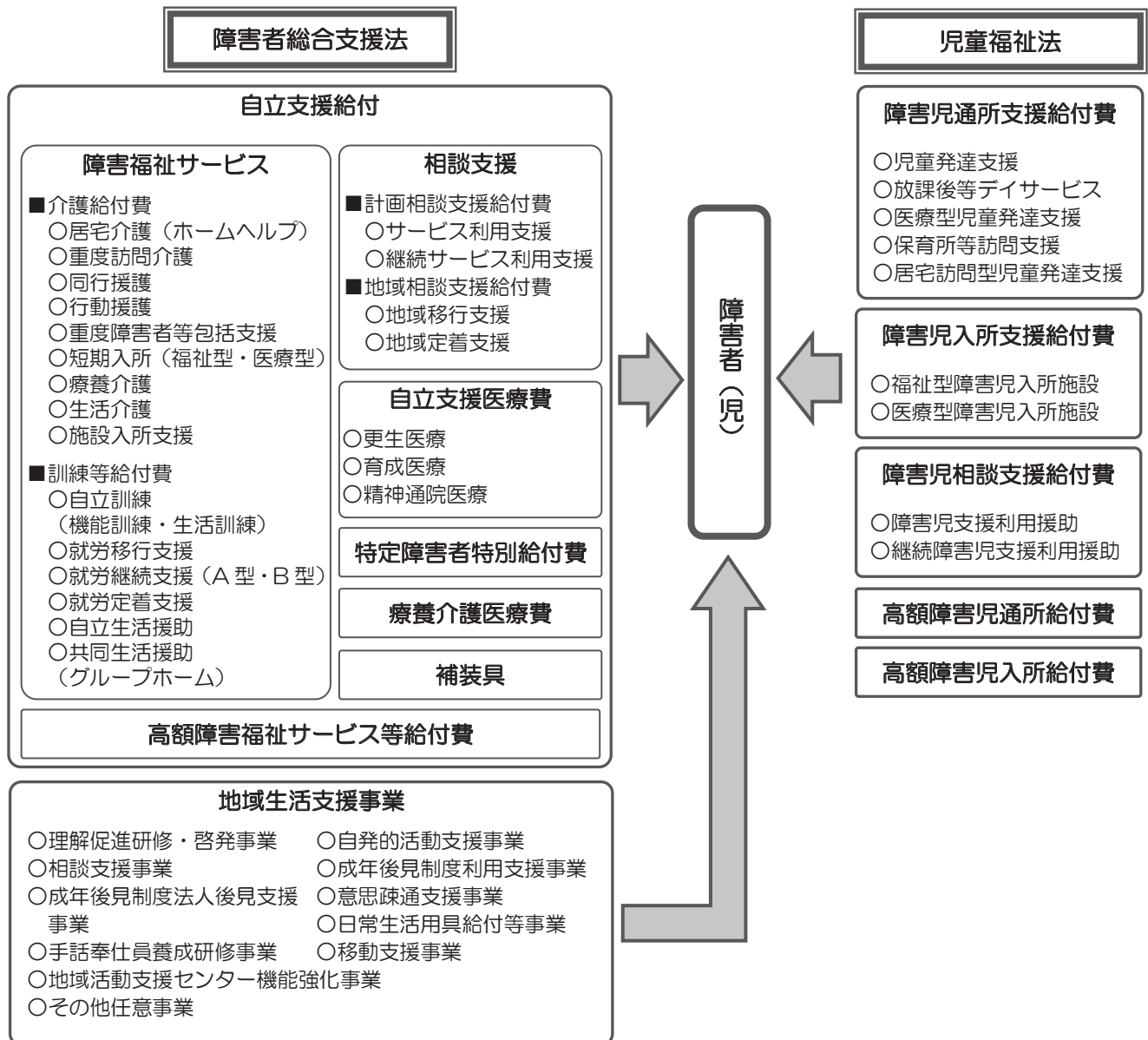
※なお、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2(2020)年度の実績が減少していると想定されるサービスの見込量の推計については、その影響を控除するなどの対応を行っています。

■ サービス必要見込量推計の流れ ■



障害者総合支援法と児童福祉法に基づくサービスの全体像は次のとおりです。

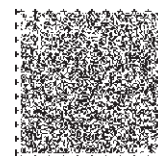
■ 障害者総合支援法、児童福祉法におけるサービスの全体像 ■



本計画で見込量を設定するサービスは、次のとおりです。なお、実績（116 ページ以降）については、平成 30（2018）年度から令和元（2019）年度までは年間利用実績、令和 2（2020）年度は4月～8月の利用実績を基に算出しています。

■ 障害福祉サービス等一覧 ■

サービス			身体	知的	精神	難病	児童
障害福祉サービス	(1)訪問系サービス (P116)	①居宅介護(ホームヘルプ)	○	○	○	○	○
		②重度訪問介護	重度の肢体不自由				
		③同行援護	○			○	○
		④行動援護		○	○		○
		⑤重度障害者等包括支援	常時介護を要する障害者				
	(2)日中活動系サービス (P119)	①生活介護	○	○	○	○	
		②自立訓練(機能訓練)	○			○	
		③自立訓練(生活訓練)		○	○		
		④就労移行支援	○	○	○	○	
		⑤就労継続支援(A型)	○	○	○	○	
		⑥就労継続支援(B型)	○	○	○	○	
		⑦就労定着支援	○	○	○	○	
		⑧療養介護	○			○	
		⑨短期入所(福祉型・医療型)	○	○	○	○	○
	(3)居住系サービス (P124)	①自立生活援助	○	○	○	○	
		②共同生活援助(グループホーム)	○	○	○	○	
		③施設入所支援	○	○	○	○	
	(4)相談支援 (P126)	①計画相談支援	○	○	○	○	○
		②地域移行支援	○	○	○	○	
		③地域定着支援	○	○	○	○	
障害児福祉サービス	(1)障害児通所支援等 (P128)	①児童発達支援					○
		②医療型児童発達支援					○
		③放課後等デイサービス					○
		④保育所等訪問支援					○
		⑤居宅訪問型児童発達支援					○
	(2)障害児相談支援 (P131)	①障害児相談支援					○
		②医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置					○



4

障害福祉サービスの実績と見込量の設定

障害福祉サービスの各サービスの実績を掲載するとともに、各サービスの見込量と見込量確保のための方策を示しています。

(1) 訪問系サービス

訪問系サービスには、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援のサービスがあります。

①居宅介護（ホームヘルプ）

居宅において、①入浴や排せつ、食事等の介護、②調理や洗濯、掃除等の家事、③生活等に関する相談・助言等の生活全般にわたる援助を行います。

サービスの見込量

計画期間		第4期	第5期			第6期		
年度		H29	H30	H31/R1	R2	R3	R4	R5
実人数／月	計画値	156	167	172	177	174	180	186
	実績値	142	160	151	168			
	計画比	91.0%	95.8%	87.8%	94.9%			
時間／月	計画値	3,930	4,487	4,621	4,755	4,142	4,285	4,428
	実績値	3,379	3,516	3,872	3,782			
	計画比	86.0%	78.4%	83.8%	79.5%			

※令和2(2020)年度は見込み

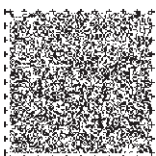
②重度訪問介護

重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、居宅等において、①入浴や排せつ、食事等の介護、②調理や洗濯、掃除等の家事、③生活等に関する相談・助言等の生活全般にわたる援助と外出時における移動中の介護を総合的に行います。

サービスの見込量

計画期間		第4期	第5期			第6期		
年度		H29	H30	H31/R1	R2	R3	R4	R5
実人数／月	計画値	3	6	6	6	10	10	10
	実績値	5	7	10	10			
	計画比	166.7%	116.7%	166.7%	166.7%			
時間／月	計画値	1,000	1,200	1,200	1,200	2,679	2,679	2,679
	実績値	1,150	1,422	2,061	2,679			
	計画比	115.0%	118.5%	171.8%	223.3%			

※令和2(2020)年度は見込み



③同行援護

視覚障害のため移動が著しく困難な障害者（児）等に対して、外出時の同行により移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、排せつや食事の介護等の必要な援助を行います。

サービスの見込量

計画期間		第4期		第5期		第6期		
年度		H29	H30	H31/R1	R2	R3	R4	R5
実人数／月	計画値	21	24	25	26	18	18	18
	実績値	19	18	18	19			
	計画比	90.5%	75.0%	72.0%	73.1%			
時間／月	計画値	646	624	650	676	443	443	443
	実績値	495	412	443	217			
	計画比	76.6%	66.0%	68.2%	32.1%			

※令和2(2020)年度は見込み

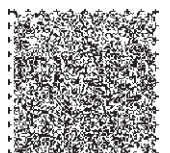
④行動援護

障害者（児）が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつや食事の介護等の必要な援助を行います。

サービスの見込量

計画期間		第4期		第5期		第6期		
年度		H29	H30	H31/R1	R2	R3	R4	R5
実人数／月	計画値	2	4	5	5	10	11	12
	実績値	3	6	7	9			
	計画比	150.0%	150.0%	140.0%	180.0%			
時間／月	計画値	80	240	300	300	1,314	1,445	1,577
	実績値	360	759	1,034	1,200			
	計画比	450.0%	316.3%	344.7%	400.0%			

※令和2(2020)年度は見込み



⑤重度障害者等包括支援

重度障害者に対し、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所、共同生活援助、自立訓練、就労移行支援や就労継続支援を包括的にを行います。

サービスの見込み

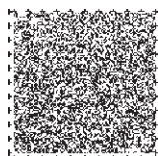
計画期間		第4期	第5期				第6期		
年度		H29	H30	H31/R1	R2		R3	R4	R5
実人数／月	計画値	1	0	0	1		0	0	1
	実績値	0	0	0	0				
	計画比	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%				
時間／月	計画値	420	0	0	420		0	0	420
	実績値	0	0	0	0				
	計画比	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%				

※令和2(2020)年度は見込み

【訪問系サービスの見込み確保のための方策】

訪問系サービスについては、見込みを確保するため、サービスの利用状況を注視しつつ、民間事業者等と連携してサービス提供体制を確保していくとともに、事業者への指導・助言を通じて、良質なサービス提供に努めます。

なお、重度障害者等包括支援については、サービスを提供する事業者が区内になく、利用実績もない状況が続いています。



(2) 日中活動系サービス

日中活動系サービスには、生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型）、就労継続支援（B型）、就労定着支援、療養介護、短期入所（福祉型）、短期入所（医療型）のサービスがあります。

①生活介護

障害者支援施設等において、常時介護を要する障害者等に対して、主に昼間における①入浴や排せつ、食事等の介護、②調理や洗濯、掃除等の家事、③生活等に関する相談・助言、④創作的活動または生産活動の機会の提供等の必要な援助を行います。

サービスの見込み

計画期間		第4期	第5期			第6期		
年度		H29	H30	H31/R1	R2	R3	R4	R5
実人数／月	計画値	74	106	110	115	100	103	105
	実績値	71	81	97	98			
	計画比	95.9%	76.4%	88.2%	85.2%			
延日数／月	計画値	1,447	2,109	2,189	2,288	1,956	2,015	2,054
	実績値	1,391	1,584	1,895	1,744			
	計画比	96.1%	75.1%	86.6%	76.2%			

※令和2(2020)年度は見込み

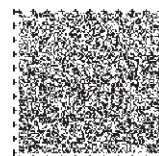
②自立訓練（機能訓練）

身体障害者等に対して、通所または居宅訪問によって、理学療法、作業療法等のリハビリテーションや生活に関する相談・助言等の必要な支援を行います。

サービスの見込み

計画期間		第4期	第5期			第6期		
年度		H29	H30	H31/R1	R2	R3	R4	R5
実人数／月	計画値	5	8	8	8	1	1	1
	実績値	6	1	1	1			
	計画比	120.0%	12.5%	12.5%	12.5%			
延日数／月	計画値	21	49	49	49	18	18	18
	実績値	41	9	18	11			
	計画比	195.2%	18.4%	36.7%	22.4%			

※令和2(2020)年度は見込み



③自立訓練（生活訓練）

知的障害者や精神障害者に対して、通所または居宅訪問によって、入浴や排せつ、食事等の自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活に関する相談・助言等の必要な支援を行います。

サービスの見込量

計画期間		第4期	第5期			第6期		
年度		H29	H30	H31/R1	R2	R3	R4	R5
実人数／月	計画値	8	6	6	6	5	5	5
	実績値	5	6	5	5			
	計画比	62.5%	100.0%	83.3%	83.3%			
延日数／月	計画値	160	95	95	95	47	47	47
	実績値	59	63	47	30			
	計画比	36.9%	66.3%	49.5%	31.6%			

※令和2(2020)年度は見込み

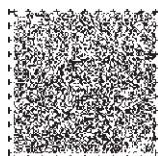
④就労移行支援

就労を希望する65歳未満の障害者等で、一般の事業所に雇用されることが可能と見込まれる人に対して、生産活動、職場体験等の機会の提供、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、その適性に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談・助言等の支援を行います。

サービスの見込量

計画期間		第4期	第5期			第6期		
年度		H29	H30	H31/R1	R2	R3	R4	R5
実人数／月	計画値	15	31	33	35	29	30	31
	実績値	29	28	24	28			
	計画比	193.3%	90.3%	72.7%	80.0%			
延日数／月	計画値	279	530	564	599	462	478	493
	実績値	453	460	377	424			
	計画比	162.4%	86.8%	66.8%	70.8%			

※令和2(2020)年度は見込み



⑤就労継続支援（A型）

企業等に就労することが困難な65歳未満の障害者等に対して、雇用契約に基づき、生産活動の機会の提供、就労に必要な知識や能力の向上のための訓練等の支援を行います。

サービスの見込量

計画期間		第4期	第5期			第6期		
年度		H29	H30	H31/R1	R2	R3	R4	R5
実人数／月	計画値	15	17	17	17	15	16	17
	実績値	13	14	13	15			
	計画比	86.7%	82.4%	76.5%	88.2%			
延日数／月	計画値	313	330	330	330	276	295	313
	実績値	247	256	234	241			
	計画比	78.9%	77.6%	70.9%	73.0%			

※令和2(2020)年度は見込み

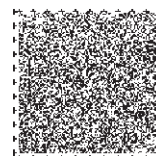
⑥就労継続支援（B型）

年齢、心身の状態等の事情により、一般の事業所に雇用されることが困難な障害者等や、就労移行支援によっても一般の事業所に雇用されるに至らなかった障害者等に対して、生産活動の機会の提供、就労に必要な知識や能力の向上のための訓練等の支援を行います。

サービスの見込量

計画期間		第4期	第5期			第6期		
年度		H29	H30	H31/R1	R2	R3	R4	R5
実人数／月	計画値	98	102	104	106	106	108	110
	実績値	98	104	104	102			
	計画比	100.0%	102.0%	100.0%	96.2%			
延日数／月	計画値	1,718	1,673	1,706	1,738	1,640	1,671	1,702
	実績値	1,546	1,639	1,548	1,286			
	計画比	90.0%	98.0%	90.7%	74.0%			

※令和2(2020)年度は見込み



⑦就労定着支援

就労支援等のサービスを受けていた障害者等に対して、就労定着に向けた支援（企業・家族との連絡調整や生活面の支援等）を行います。平成 30（2018）年度からのサービスです。

サービスの見込量

計画期間		第4期	第5期			第6期		
年度		H29	H30	H31/R1	R2	R3	R4	R5
延人数／月	計画値	-	10	11	13	14	16	18
	実績値	-	4	9	12			
	計画比	-	40.0%	81.8%	92.3%			

※令和2(2020)年度は見込み

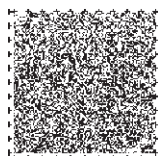
⑧療養介護

病院において日常生活上の世話等の常時介護が必要な障害者等に対して、主に昼間における機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理下における介護や日常生活上の支援を行います。また、療養介護のうち医療に係るものについては、療養介護医療を行います。

サービスの見込量

計画期間		第4期	第5期			第6期		
年度		H29	H30	H31/R1	R2	R3	R4	R5
実人数／月	計画値	16	15	15	15	17	17	17
	実績値	15	16	16	17			
	計画比	93.8%	106.7%	106.7%	113.3%			

※令和2(2020)年度は見込み



⑨短期入所（福祉型・医療型）

居宅において生活する障害者（児）等の介護者が疾病等の理由で日常の支援を行えない際に、障害者支援施設等への短期間の入所をすることにより、入浴や排せつ、食事の介護等の必要な支援を行います。

サービスの見込量

計画期間		第4期	第5期			第6期		
年度		H29	H30	H31/R1	R2	R3	R4	R5
実人数／月	計画値	22	27	28	29	17	18	19
	実績値	19	26	16	15			
	計画比	86.4%	96.3%	57.1%	51.7%			
延日数／月	計画値	260	230	238	247	154	163	172
	実績値	193	190	156	109			
	計画比	74.2%	82.6%	65.5%	44.1%			

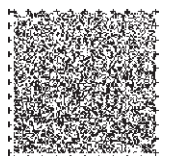
※令和2(2020)年度は見込み

【日中活動系サービスの見込量確保のための方策】

日中活動系サービスについては、引き続きサービス提供事業者との連携・調整により、見込量の確保に努めます。

また、福祉センターでは、重度心身障害者（医療的ケアが必要な方を含む）への対応を強化するため、研修への派遣や医療機関との連携などを通じて、職員のスキルの向上に取り組みます。

就労移行支援や就労定着支援等については、区内で提供する事業者数が少ないため、事業者参入の呼びかけや情報提供を行うなど、サービス提供体制の確保に努めます。



(3) 居住系サービス

居住系サービスには、自立生活援助、共同生活援助（グループホーム）、施設入所支援のサービスがあります。

① 自立生活援助

障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する障害者等に対して、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、相談・助言等を行います。平成 30（2018）年度からのサービスです。

サービスの見込み

計画期間		第4期	第5期			第6期		
年度		H29	H30	H31/R1	R2	R3	R4	R5
実人数／年	計画値	-	3	3	3	3	3	3
	実績値	-	0	0	1			
	計画比	-	0.0%	0.0%	33.3%			
延日数／年	計画値	-	48	48	48	72	72	72
	実績値	-	0	0	18			
	計画比	-	0.0%	0.0%	37.5%			

※令和2(2020)年度は見込み

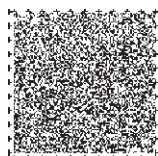
② 共同生活援助（グループホーム）

地域で共同生活を営むことができる障害者等に対して、主に夜間における共同生活を営む住居において相談等の日常生活上の援助を行います。

サービスの見込み

計画期間		第4期	第5期			第6期		
年度		H29	H30	H31/R1	R2	R3	R4	R5
実人数／月	計画値	54	58	61	63	70	72	74
	実績値	58	60	62	68			
	計画比	107.4%	103.4%	101.6%	107.9%			

※令和2(2020)年度は見込み



③施設入所支援

施設に入所する障害者等に対し、主に夜間における入浴や排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談・助言等の日常生活上に必要な支援を行います。

サービスの見込量

計画期間		第4期	第5期			第6期		
年度		H29	H30	H31/R1	R2	R3	R4	R5
実人数／月	計画値	72	73	72	71	72	72	72
	実績値	72	72	71	70			
	計画比	100.0%	98.6%	98.6%	98.6%			

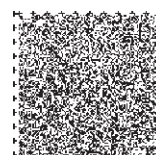
※令和2(2020)年度は見込み

【居住系サービスの見込量確保のための方策】

施設入所支援については、施設入所者の高齢化や障害の重度化といった状況を踏まえつつ、現行のサービス提供体制を確保した上で、成果目標に掲げる施設入所者の地域移行の取組を進めます。

自立生活援助、共同生活援助については、地域移行が見込まれる施設入所者や入院中の精神障害者の人数を把握しつつ、新たに利用が見込まれる人数を踏まえて、サービス提供体制の確保に努めていきます。

また、共同生活援助については、グループホーム運営事業者に対する家賃助成による運営支援を行うとともに、障害者の重度化・高齢化にも対応したグループホームの整備も含め、今後ともグループホームの確保に向けた取組を進めます。



(4) 相談支援

相談支援には計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援のサービスがあります。

①計画相談支援

サービス等利用計画についての相談や作成等の支援が必要と認められる場合に、障害者（児）等が自立した生活を営むうえで、抱えている課題の解決や適切なサービスの利用に向けて、ケアマネジメントによるきめ細かな支援を行います。

障害福祉サービスまたは地域生活支援を利用する障害者（児）等については、特定相談支援事業所・障害児相談支援事業所がサービス等利用計画案または障害児支援利用計画案を作成し、この計画案を勘案して支給決定を受けることができます。この計画については、区が定める一定期間ごとに計画の見直し（モニタリング）を行います。

サービスの見込量

計画期間		第4期	第5期			第6期		
年度		H29	H30	H31/R1	R2	R3	R4	R5
延人数／年	計画値	378	580	615	650	932	1,003	1,079
	実績値	862	880	995	866			
	計画比	228.0%	151.7%	161.8%	133.2%			

※令和2(2020)年度は見込み。第4期・第5期の計画値は実人数、実績値は延人数を記載。

②地域移行支援

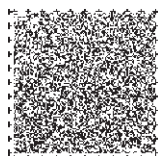
入所施設や精神科病院等からの退所・退院にあたって支援を必要とする人に対して、個別住居の確保や地域における生活に移行するための活動に関する相談、外出の際の同行、障害福祉サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援）の体験的な利用支援、体験的な宿泊支援等を行います。

第6期は、成果目標の福祉施設から地域に移行する人数に、精神障害者の地域移行支援の利用人数を加えた数を見込量として設定します。

サービスの見込量

計画期間		第4期	第5期			第6期		
年度		H29	H30	H31/R1	R2	R3	R4	R5
実人数／年	計画値	17	2	2	3	2	2	2
	実績値	0	1	1	1			
	計画比	0.0%	50.0%	50.0%	33.3%			

※令和2(2020)年度は見込み



③地域定着支援

入所施設や精神科病院から退所・退院した人、家族との同居から一人暮らしに移行した人、地域での生活が不安定な人などに対して、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に必要な支援を行います。

第6期は、入所施設や精神科病院から退所・退院した人の地域定着を進めていくことから、一定の利用を見込みます。

サービスの見込み

計画期間		第4期	第5期				第6期		
年度		H29	H30	H31/R1	R2		R3	R4	R5
実人数／年	計画値	10	1	2	2		2	2	2
	実績値	0	0	0	0				
	計画比	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%				

※令和2(2020)年度は見込み

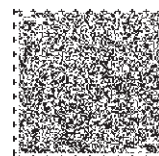
【相談支援の見込み確保のための方策】

計画相談支援は、今後とも障害者等の増加に伴い、利用も大幅に増えることが予想されることから、見込みを確保するため、区内で開設する新たな特定相談支援事業所や障害児相談支援事業所の確保に努めるとともに、既存事業所に対して相談員の増員を働きかけます。

また、入所施設や精神科病院から退所・退院する人の地域移行・地域定着を進めるため、相談関係機関が連携を図りながら、地域生活に対する意向や希望の把握に努め、精神障害者地域活動支援センター「ポケット中央」等が実施する地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）につなげていきます。



■ 精神障害者地域活動支援センター「ポケット中央」 ■



障害児福祉サービスの各サービスの実績を掲載するとともに、各サービスの見込量と見込量確保のための方策を示しています。

(1) 障害児通所支援等

障害児通所支援等には、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援のサービスがあります。

①児童発達支援

未就学の障害児が児童発達支援センターなどの施設に通所し、日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練等を行います。

サービスの見込量

計画期間		第4期	第5期			第6期		
年度		H29	H30	H31/R1	R2	R3	R4	R5
実人数／月	計画値	23	57	60	62	124	172	238
	実績値	60	87	117	110			
	計画比	260.9%	152.6%	195.0%	177.4%			
延日数／月	計画値	106	427	450	465	901	1,249	1,728
	実績値	431	631	860	857			
	計画比	406.6%	147.8%	191.1%	184.3%			

※令和2(2020)年度は見込み

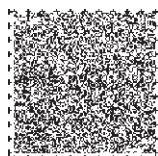
②医療型児童発達支援

肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練または医学的管理下での支援が必要と認められた未就学の障害児に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行うとともに、身体状況により治療も行います。

サービスの見込量

計画期間		第4期	第5期			第6期		
年度		H29	H30	H31/R1	R2	R3	R4	R5
実人数／月	計画値	1	3	3	3	3	3	3
	実績値	1	1	1	0			
	計画比	100.0%	33.3%	33.3%	0.0%			
延日数／月	計画値	5	7	7	7	7	7	7
	実績値	3	4	2	0			
	計画比	60.0%	57.1%	28.6%	0.0%			

※令和2(2020)年度は見込み



③放課後等デイサービス

在学中の障害児に対して、放課後や夏休みなどの長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを行います。

サービスの見込量

計画期間		第4期	第5期			第6期		
年度		H29	H30	H31/R1	R2	R3	R4	R5
実人数／月	計画値	45	122	132	142	179	215	257
	実績値	119	146	174	169			
	計画比	264.4%	119.7%	131.8%	119.0%			
延日数／月	計画値	218	1,410	1,525	1,635	2,003	2,405	2,875
	実績値	1,323	1,686	1,896	1,751			
	計画比	606.9%	119.6%	124.3%	107.1%			

※令和2(2020)年度は見込み

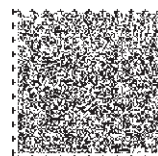
④保育所等訪問支援

保育園、幼稚園、認定こども園、小学校、特別支援学校等に通う障害児が、集団生活の適応のための支援を必要とする場合に、訪問支援員がその施設を訪問し、専門的な支援等を行います。

サービスの見込量

計画期間		第4期	第5期			第6期		
年度		H29	H30	H31/R1	R2	R3	R4	R5
実人数／年	計画値	54	11	12	13	12	12	12
	実績値	43	58	34	12			
	計画比	79.6%	527.3%	283.3%	92.3%			
延日数／年	計画値	54	30	33	36	12	12	12
	実績値	49	62	37	12			
	計画比	90.7%	206.7%	112.1%	33.3%			

※令和2(2020)年度は見込み



⑤居宅訪問型児童発達支援

重度の障害等により外出が著しく困難な障害児に対し、居宅を訪問して日常生活における基本的な動作の指導や生活能力向上のために必要な訓練を行います。平成 30（2018）年度からのサービスです。

サービスの見込量

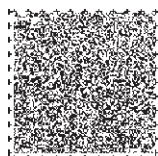
計画期間		第4期	第5期			第6期		
年度		H29	H30	H31/R1	R2	R3	R4	R5
実人数／月	計画値	-	1	1	1	2	2	2
	実績値	1	0	1	2			
	計画比	-	0.0%	100.0%	200.0%			
延日数／月	計画値	-	12	12	12	19	19	19
	実績値	9	0	9	19			
	計画比	-	0.0%	75.0%	158.3%			

※令和2(2020)年度は見込み

【障害児通所支援等の見込量確保のための方策】

児童発達支援および放課後等デイサービスについては、引き続きサービス提供事業者との連携・調整により、見込量の確保に努めるとともに、新たな事業者の参入の呼びかけを行うなどにより、サービス提供体制の確保に努めます。

重症心身障害児や医療的ケア児等向けの児童発達支援については、子ども発達支援センターが提供していますが、引き続きニーズ等を適切に把握し、サービス提供体制の充実を図ります。



(2) 障害児相談支援

① 障害児相談支援

障害児支援利用計画についての相談や作成等の支援が必要と認められる場合に、障害児が自立した生活を営むうえで、抱えている課題の解決や適切なサービスの利用に向けて、ケアマネジメントによるきめ細かな支援を行います。

サービスの見込量

計画期間		第4期	第5期			第6期		
年度		H29	H30	H31/R1	R2	R3	R4	R5
延人数／年	計画値	111	280	300	320	842	882	918
	実績値	633	929	977	816			
	計画比	570.3%	331.8%	325.7%	255.0%			

※令和2(2020)年度は見込み。第4期・第5期の計画値は実人数、実績値は延人数を記載。

② 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置

医療的ケア児が、地域において必要な支援を円滑に受けることができるよう、保健・医療・福祉等の各関連分野の支援を調整する医療的ケア児等コーディネーターを子ども発達支援センターに配置します。

サービスの見込量

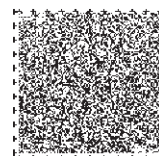
計画期間	実績(第4期)	実績(第5期)			計画値(第6期)		
年度	H29	H30	H31/R1	R2	R3	R4	R5
配置人数	—	1	1(1)	1(1)	1(1)	1(1)	1(1)

※()は、子ども発達支援センター委託先障害児相談支援事業所の医療的ケア児等コーディネーター人数
※令和2(2020)年度は見込み

【障害児相談支援の見込量確保のための方策】

障害児相談支援は、利用者の増加が見込まれることから、見込量を確保するため、今後とも事業者の確保に努めるとともに、既存事業所に対して相談員の増員を働きかけます。

医療的ケア児等コーディネーターは、対象児童に関する情報集約を行うとともに、重症心身障害児や医療的ケア児の早期把握・早期支援に努めます。



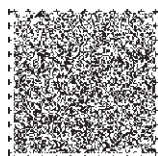
6

地域生活支援事業の一覧

本計画で見込量を設定する事業は次のとおりです。なお、実績（133 ページ以降）については、平成 30（2018）年度から令和元（2019）年度までは年間の利用実績、令和 2（2020）年度は4月～8月の利用実績を基に算出しています。

■ 地域生活支援事業一覧 ■

事業		身体	知的	精神	難病	児童
(1)理解促進研修・啓発事業（P133）		○	○	○	○	○
(2)自発的活動支援事業（P133）		○	○	○	○	○
(3)相談支援事業 （P134）	①障害者相談支援事業	○	○	○	○	○
	②自立支援協議会	○	○	○	○	○
	③基幹相談支援センター等機能強化事業	○	○	○	○	○
	④住宅入居等支援事業（居住サポート事業）	○	○	○	○	○
(4)成年後見制度利用支援事業（P136）			○	○		
(5)成年後見制度法人後見支援事業（P136）			○	○		
(6)意思疎通支援事業 （P137）	①手話通訳者派遣	○				○
	②要約筆記者派遣	○				○
	③手話通訳者設置事業	○				○
(7)日常生活用具給付 等事業 （P139）	①介護・訓練支援用具	○	○		○	○
	②自立生活支援用具	○	○	○	○	○
	③在宅療養等支援用具	○			○	○
	④情報・意思疎通支援用具	○				○
	⑤排泄管理支援用具	○				○
	⑥居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	○			○	○
(8)手話奉仕員養成研修事業（P141）		○				
(9)移動支援事業 （P142）	①個別支援型	○	○	○	○	○
	②車両移送型	○	○	○		○
(10)地域活動支援セン ター機能強化事業 （P143）	①地域活動支援センターⅠ型			○		
	②地域活動支援センターⅡ型	○				
(11)その他の任意事業 （P144）	①訪問入浴サービス	○	○			○
	②就職支度金給付	○	○	○	○	
	③日中一時支援	○	○	○		○
	④自動車運転免許取得・改造費助成	○	○			



地域生活支援事業の各事業の見込量を設定するとともに、見込量確保のための方策を示しています。

(1) 理解促進研修・啓発事業

障害者（児）等が日常生活や社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障害者（児）等の理解を深める研修・啓発を通じて地域住民への働きかけを強化することにより、共生社会の実現を図ります。

サービスの見込量

計画期間		第4期	第5期			第6期		
年度		H29	H30	H31/R1	R2	R3	R4	R5
箇所数	計画値	2	2	2	2	2	2	2
	実績値	2	2	2	2			
	計画比	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%			

【見込量確保のための方策】

中央区健康福祉まつりとレインボーハウス明石「なないろ祭」が対象です。感染症拡大防止を考慮して、目的に沿う効果的な啓発事業の検討や継続実施をしていきます。

(2) 自発的活動支援事業

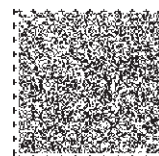
障害者（児）等が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、障害者（児）等による地域における自発的な取組を支援します。

サービスの見込量

計画期間		第4期	第5期			第6期		
年度		H29	H30	H31/R1	R2	R3	R4	R5
箇所数	計画値	2	1	1	1	1	1	1
	実績値	1	1	1	1			
	計画比	50.0%	100.0%	100.0%	100.0%			

【見込量確保のための方策】

障害者就労支援センター「2525（ニコニコ）ドットコム」を対象事業とし、これからも障害者等が自発的に行う公益的な活動の支援を継続していきます。



(3) 相談支援事業

① 障害者相談支援事業

障害者（児）等やその家族等からの相談に応じ、必要な情報の提供等や、権利擁護のために必要な援助を行うことにより、障害者（児）等が自立した日常生活と社会生活を営むことができるよう支援していきます。

サービスの見込量

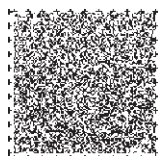
計画期間		第4期	第5期			第6期		
年度		H29	H30	H31/R1	R2	R3	R4	R5
箇所数	計画値	1	1	1	1	1	1	1
	実績値	1	1	1	1			
	計画比	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%			

② 自立支援協議会

相談支援事業を効果的に実施するためには、地域において障害者（児）等を支えるネットワークの構築が不可欠であることから、区が相談支援事業を実施するにあたり、学識経験者、民生・児童委員、医療・福祉関係団体や支援機関の代表者等で構成する協議会を設置し、中立・公平な相談支援事業の実施のほか、地域の関係機関の連携強化、社会資源の開発・改善等を推進します。

サービスの見込量

計画期間	実績（第4期）	実績（第5期）			計画値（第6期）		
年度	H29	H30	H31/R1	R2	R3	R4	R5
実施の有無	有	有	有	有	有	有	有



③基幹相談支援センター等機能強化事業

基幹相談支援センターは、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、障害者（児）等とその家族等に対して、総合的な相談支援を行います。基本的な役割としては、①総合相談・専門相談、②権利擁護・虐待防止、③地域相談支援体制の強化の取組、④地域移行・地域定着の取組があります。機能強化の取組として、専門的職員の配置や地域の相談支援事業者への専門的指導・助言をはじめとした地域の相談支援体制の強化、地域移行・地域定着促進の取組を行います。

サービスの見込量

計画期間		第4期	第5期			第6期		
年度		H29	H30	H31/R1	R2	R3	R4	R5
箇所数	計画値	1	1	1	1	1	1	1
	実績値	1	1	1	1			
	計画比	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%			

④住宅入居等支援事業（居住サポート事業）

賃貸契約による一般住宅（公営住宅および民間の賃貸住宅）への入居を希望していて、保証人がいないなどの理由により入居が困難な障害者等に対し、入居に必要な調整等に係る支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて障害者等の地域生活を支援します。

サービスの見込量

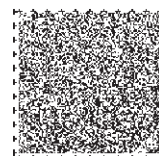
計画期間		第6期		
年度		R3	R4	R5
実施の有無	計画値	検討	有	有

【見込量確保のための方策】

障害者（児）等のニーズに応じた障害福祉サービス等の適切な提供につなげるため、基幹相談支援センターが相談支援の中核的機関として、関係機関との連携強化や区内の相談支援事業所への専門的な支援等を行うなど、地域の相談支援体制のさらなる充実、強化を図ります。

また、自立支援協議会を活用し、障害者施策の課題解決に向けた協議の内容を障害福祉サービスや支援体制等の整備に反映していくことで、本区の地域特性に応じた障害福祉の充実を図ります。

さらに、障害者等の住まいの確保を支援するための取組について、令和4（2022）年度からの実施に向け検討します。



(4) 成年後見制度利用支援事業

知的障害者または精神障害者が成年後見制度を利用することで適切な障害福祉サービス等の提供が受けられると認められる場合に、利用を支援することによって障害者の権利擁護を図ります。この事業は、中央区社会福祉協議会成年後見支援センター「すてっぴ中央」において実施しています。

サービスの見込量

計画期間	実績(第4期)	実績(第5期)			計画値(第6期)		
年度	H29	H30	H31/R1	R2	R3	R4	R5
実施の有無	有	有	有	有	有	有	有

【見込量確保のための方策】

成年後見制度利用支援事業については、「中央区成年後見制度利用促進計画」を踏まえた上で、基幹相談支援センターが中央区社会福祉協議会成年後見支援センター「すてっぴ中央」と連携し、本事業の利用を支援していきます。

(5) 成年後見制度法人後見支援事業

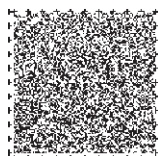
成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整えるとともに、法人後見の活動を支援することで、障害者の権利擁護を図ります。

サービスの見込量

計画期間		第6期		
年度		R3	R4	R5
実施の有無	計画値	検討	検討	有

【見込量確保のための方策】

成年後見制度法人後見支援事業については、ニーズの把握に努めながら、「中央区成年後見制度利用促進計画」に基づき、中央区社会福祉協議会成年後見支援センター「すてっぴ中央」と連携し、令和5（2023）年度からの実施に向け検討します。



(6) 意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能の障害により意思疎通が困難な障害者（児）に対して、手話通訳者、要約筆記者の派遣等を行うことで、意思疎通の円滑化を図ります。

①手話通訳者派遣

聴覚障害者等に対する手話通訳者の派遣や、区が主催する行事などへの手話通訳者の配置を行います。

サービスの見込量

計画期間		第4期	第5期			第6期		
年度		H29	H30	H31/R1	R2	R3	R4	R5
延人数／月	計画値	20	21	22	23	21	21	21
	実績値	20	22	20	14			
	計画比	100.0%	104.8%	90.9%	60.9%			
時間／月	計画値	61	64	66	69	65	65	65
	実績値	62	74	60	35			
	計画比	101.6%	115.6%	90.9%	50.7%			

※令和2(2020)年度は見込み

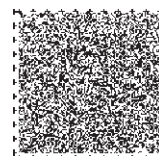
②要約筆記者派遣

聴覚障害者等に対する要約筆記者の派遣や、区が主催する行事等への要約筆記者の配置を行います。

サービスの見込量

計画期間		第4期	第5期			第6期		
年度		H29	H30	H31/R1	R2	R3	R4	R5
延人数／月	計画値	4	5	6	6	4	4	4
	実績値	4	4	3	1			
	計画比	100.0%	80.0%	50.0%	16.7%			
時間／月	計画値	16	19	21	23	11	11	11
	実績値	12	13	9	1			
	計画比	75.0%	68.4%	42.9%	4.3%			

※令和2(2020)年度は見込み



③手話通訳者設置事業

区役所に来所する聴覚障害者等に対し、手話通訳者が対応を行います。

サービスの見込量

計画期間		第4期	第5期			第6期		
年度		H29	H30	H31/R1	R2	R3	R4	R5
箇所数	計画値	1	1	1	1	1	1	1
	実績値	1	1	1	1			
	計画比	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%			

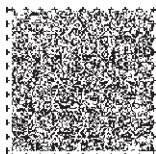
【見込量確保のための方策】

手話通訳者や要約筆記者派遣のニーズは、今後も見込まれるものの、区の登録手話通訳者は高齢化などにより減少傾向にあるため、持続的な供給体制の整備に努めます。

また、現行のサービス提供体制を維持しつつ、手話奉仕員養成研修事業を行うなど、登録手話通訳者の確保を進めます。



■ 中央区健康福祉まつり ■



(7) 日常生活用具給付等事業

障害者（児）等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付または貸与することにより、日常生活の便宜を図ることを目的としています。

①介護・訓練支援用具

特殊寝台、特殊マットなどの障害者等の身体介護を支援する用具や障害児が訓練に用いる椅子などを給付します。

サービスの見込み

計画期間		第4期	第5期			第6期		
年度		H29	H30	H31/R1	R2	R3	R4	R5
件数／年	計画値	7	6	6	6	6	6	6
	実績値	4	8	1	2			
	計画比	57.1%	133.3%	16.7%	33.3%			

※令和2(2020)年度は見込み

②自立生活支援用具

入浴、食事、移動等の障害者（児）等の自立生活を支援する用具を給付します。

サービスの見込み

計画期間		第4期	第5期			第6期		
年度		H29	H30	H31/R1	R2	R3	R4	R5
件数／年	計画値	16	17	17	18	18	18	18
	実績値	19	20	15	12			
	計画比	118.8%	117.6%	88.2%	66.7%			

※令和2(2020)年度は見込み

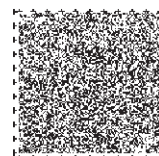
③在宅療養等支援用具

電気式たん吸引器、視覚障害者用体温計等の障害者（児）等の在宅療養を支援する用具を給付します。また、令和3（2021）年度より、在宅人工呼吸器使用者に対し、自然災害等による停電に対応するため、自家発電装置等を給付します。

サービスの見込み

計画期間		第4期	第5期			第6期		
年度		H29	H30	H31/R1	R2	R3	R4	R5
件数／年	計画値	10	24	25	27	37	26	27
	実績値	11	9	20	21			
	計画比	110.0%	37.5%	80.0%	77.8%			

※令和2(2020)年度は見込み



④情報・意思疎通支援用具

点字器、人工喉頭等の障害者（児）の情報収集、情報伝達、意思疎通等を支援する用具を給付します。

サービスの見込量

計画期間		第4期	第5期			第6期		
年度		H29	H30	H31/R1	R2	R3	R4	R5
件数／年	計画値	12	33	36	38	39	42	45
	実績値	49	46	55	36			
	計画比	408.3%	139.4%	152.8%	94.7%			

※令和2(2020)年度は見込み

⑤排泄管理支援用具

ストマ装具等の障害者（児）の排泄管理を支援する用具や衛生用品を給付します。

サービスの見込量

計画期間		第4期	第5期			第6期		
年度		H29	H30	H31/R1	R2	R3	R4	R5
件数／年	計画値	1,686	1,726	1,812	1,902	1,798	1,808	1,819
	実績値	1,534	1,713	1,723	1,788			
	計画比	91.0%	99.2%	95.1%	94.0%			

※令和2(2020)年度は見込み

⑥居宅生活動作補助用具（住宅改修費）

障害者（児）等の自宅での生活動作等を円滑にする用具であって、設置に小規模な住宅改修を伴う用具を給付します。

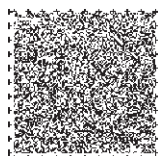
サービスの見込量

計画期間		第4期	第5期			第6期		
年度		H29	H30	H31/R1	R2	R3	R4	R5
件数／年	計画値	5	3	3	3	3	3	3
	実績値	1	0	4	5			
	計画比	20.0%	0.0%	133.3%	166.7%			

※令和2(2020)年度は見込み

【見込量確保のための方策】

日常生活用具給付等事業については、在宅療養等支援用具、情報・意思疎通支援用具、排泄管理支援用具の給付の増加を見込みつつ、利用者の意向やニーズを把握し、必要な給付用具を見極めながら、新たなニーズにも対応できるように内容の充実に努めます。



(8) 手話奉仕員養成研修事業

日常会話を行うのに必要な手話を習得した者を養成し、意思疎通を図ることに支障がある障害者（児）が自立した生活を営むことができるように支援することを目的とし、福祉センターにおいて手話講習会を実施しています。

習熟度に応じたクラス編成により、聴覚障害者等との基本的なコミュニケーションを図ることから、交流活動の促進および区の広報活動等の支援者として期待される手話表現技術の取得までを段階的に行い、中央区登録手話通訳者を養成します。

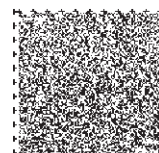
サービスの見込み

計画期間		第4期	第5期			第6期		
年度		H29	H30	H31/R1	R2	R3	R4	R5
登録者数／年	計画値	30	18	20	22	16	17	18
	実績値	16	15	15	15			
	計画比	53.3%	83.3%	75.0%	68.2%			

※令和2(2020)年度は見込み

【見込量確保のための方策】

手話通訳者や要約筆記者の派遣のニーズを踏まえ、区内の手話通訳者の確保に向けて、多様な媒体を通じて手話講習会の情報を発信し、区民の参加を促進するとともに、適切な講義回数やカリキュラムの充実等について検討を行います。



(9) 移動支援事業

屋外での移動が困難な障害者（児）等について、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活や社会参加を促すことを目的としています。社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動等社会参加のための外出の際の移動を支援します。

①個別支援型

個別的支援が必要な障害者（児）等に対するマンツーマンによる支援を行います。

サービスの見込み

計画期間		第4期	第5期			第6期		
年度		H29	H30	H31/R1	R2	R3	R4	R5
実人数／月	計画値	73	153	160	168	120	125	130
	実績値	113	111	103	94			
	計画比	154.8%	72.5%	64.4%	56.0%			
時間／月	計画値	1,168	3,089	3,200	3,360	1,826	1,902	1,978
	実績値	1,557	1,672	1,731	1,430			
	計画比	133.3%	54.1%	54.1%	42.6%			

※令和2(2020)年度は見込み

②車両移送型

中央区立福祉センターの福祉バスの巡回による送迎支援を行います。

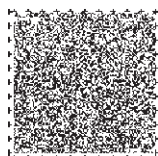
サービスの見込み

計画期間		第4期	第5期			第6期		
年度		H29	H30	H31/R1	R2	R3	R4	R5
延人数／年	計画値	4,600	5,650	5,800	5,950	6,500	6,500	6,500
	実績値	5,438	5,320	6,513	4,236			
	計画比	118.2%	94.2%	112.3%	71.2%			

※令和2(2020)年度は見込み

【見込量確保のための方策】

移動支援については、利用の増加が見込まれるため、引き続きサービス提供事業者との連携・調整により、見込量の確保に努めます。



(10) 地域活動支援センター機能強化事業

創作的活動や生産活動の機会を提供するとともに、社会との交流を促進し便宜を供与することで、障害者等の地域生活を支援します。

①地域活動支援センターⅠ型（精神障害者地域活動支援センター「ポケット中央」）

精神障害者地域活動支援センター「ポケット中央」において、18歳以上の精神障害者を対象として、日中の居場所や相談、創作活動の場、デイケアを提供します。

サービスの見込量

計画期間		第6期		
年度		R3	R4	R5
箇所数／年	計画値	1	1	1
延人数／月	計画値	220	230	240

②地域活動支援センターⅡ型（機能訓練フォローアップ事業）

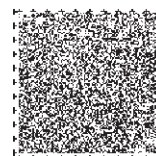
福祉センターにおいて、脳血管疾患などにより身体障害が生じた方を対象として、身体機能の維持・回復を図るとともに、自立して家庭や地域での生活が送れるよう理学療法・作業療法・言語療法などによる「機能訓練フォローアップ事業」を提供します。

サービスの見込量

計画期間		第6期		
年度		R3	R4	R5
箇所数／年	計画値	1	1	1
延人数／月	計画値	80	80	80

【見込量確保のための方策】

精神障害者地域活動支援センター「ポケット中央」については、利用者の増加に対応するため、支援体制の充実を図るとともに、サービス提供体制の確保に努めます。



(11) その他の任意事業

①訪問入浴サービス

入浴することが困難な重度の障害者（児）に対し、自宅において訪問入浴車による入浴サービスを提供します。

サービスの見込量

計画期間		第4期	第5期			第6期		
年度		H29	H30	H31/R1	R2	R3	R4	R5
実人数／年	計画値	12	15	16	17	14	15	16
	実績値	14	12	10	11			
	計画比	116.7%	80.0%	62.5%	64.7%			
延人数／月	計画値	48	51	54	57	40	43	45
	実績値	35	41	26	38			
	計画比	72.9%	80.4%	48.1%	66.7%			

※令和2(2020)年度は見込み

【見込量確保のための方策】

サービスの利用状況を注視しつつ、引き続きサービス提供体制の確保に努めます。

②就職支度金給付

就職により自立する障害者等に対し就職支度金を支給します。

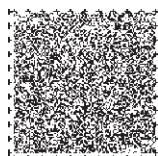
サービスの見込量

計画期間		第4期	第5期			第6期		
年度		H29	H30	H31/R1	R2	R3	R4	R5
実人数／年	計画値	2	7	8	9	12	12	12
	実績値	11	12	12	2			
	計画比	550.0%	171.4%	150.0%	22.2%			

※令和2(2020)年度は見込み

【見込量確保のための方策】

就労系サービスの利用状況等も勘案しながら、見込量の確保に努めます。



③日中一時支援

一時的に見守り等が必要な障害者（児）の日中における活動の場を確保し、日常的に介護をしている家族等が休息できるよう支援します。

サービスの見込量

計画期間		第4期	第5期			第6期		
年度		H29	H30	H31/R1	R2	R3	R4	R5
実人数／月	計画値	14	13	14	14	13	14	15
	実績値	12	12	13	6			
	計画比	85.7%	92.3%	92.9%	42.9%			
延人数／月	計画値	57	47	48	48	62	67	71
	実績値	46	59	72	26			
	計画比	80.7%	125.5%	150.0%	54.2%			

※令和2(2020)年度は見込み

【見込量確保のための方策】

サービスの利用状況を注視しつつ、引き続きサービス提供体制の確保に努めます。

④自動車運転免許取得・改造費助成

障害者の自動車運転免許取得に必要な費用や、身体障害者が所有する自動車の運転を容易にするための改造費用を助成することで、障害者の生活圏の拡大を図ります。

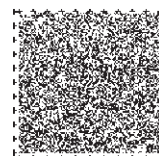
サービスの見込量

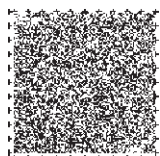
計画期間		第4期	第5期			第6期		
年度		H29	H30	H31/R1	R2	R3	R4	R5
自動車運転 免許取得	実人数／年	計画値	1	1	1	1	1	1
		実績値	0	2	0			
		計画比	0.0%	200.0%	0.0%			
自動車改造費 助成	実人数／年	計画値	1	2	2	2	2	2
		実績値	1	2	2			
		計画比	100.0%	100.0%	100.0%			

※令和2(2020)年度は見込み

【見込量確保のための方策】

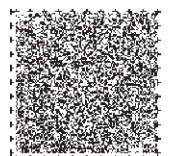
サービスの利用状況を注視しつつ、見込量の確保に努めます。

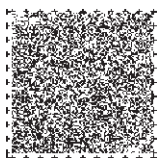




第4部

計画の円滑な推進





(1) 地域社会における支援体制の構築

障害者計画、障害福祉計画および障害児福祉計画の推進にあたっては、地域福祉を担う多様な主体の連携によるネットワークを構築することが重要です。

このため、保健・医療・福祉・教育・就労などの関係機関をはじめ、障害者団体、区民、事業者などの連携・協力のもと、地域全体で障害者（児）の自立と社会生活を支える体制づくりを進め、基本構想に掲げた「プロアクティブ・コミュニティ」の確立とともに、身近な支えあいの中で安心して暮らすことのできる「地域共生社会」の実現に向けて、障害者施策を展開していきます。

(2) 関係機関との連携

各種障害者施策の推進にあたっては、本区のみならず、東京都や近隣自治体、中央区社会福祉協議会、福祉サービス事業者などと連携・協力し、より効果的・効率的なサービスを提供します。また、国や東京都に対しては、必要な財政措置を要請するとともに、緊密な連携を図りながら施策を推進していきます。

(3) 関係計画との連携

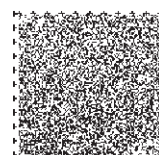
本区における福祉分野個別計画の上位計画である「中央区保健医療福祉計画 2020」との整合性、連携を図りながら、障害者に係る諸施策を推進します。

障害者スポーツについては、「中央区スポーツ推進ビジョン」、障害者の文化芸術活動への参加の促進は「中央区文化振興プラン」との整合性を図りながら施策を推進しています。

これらの計画を含め、関係計画との調和を図り、所管部局と連携しながら、障害者施策を推進していきます。

(4) 計画の周知

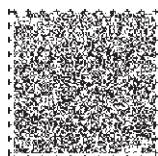
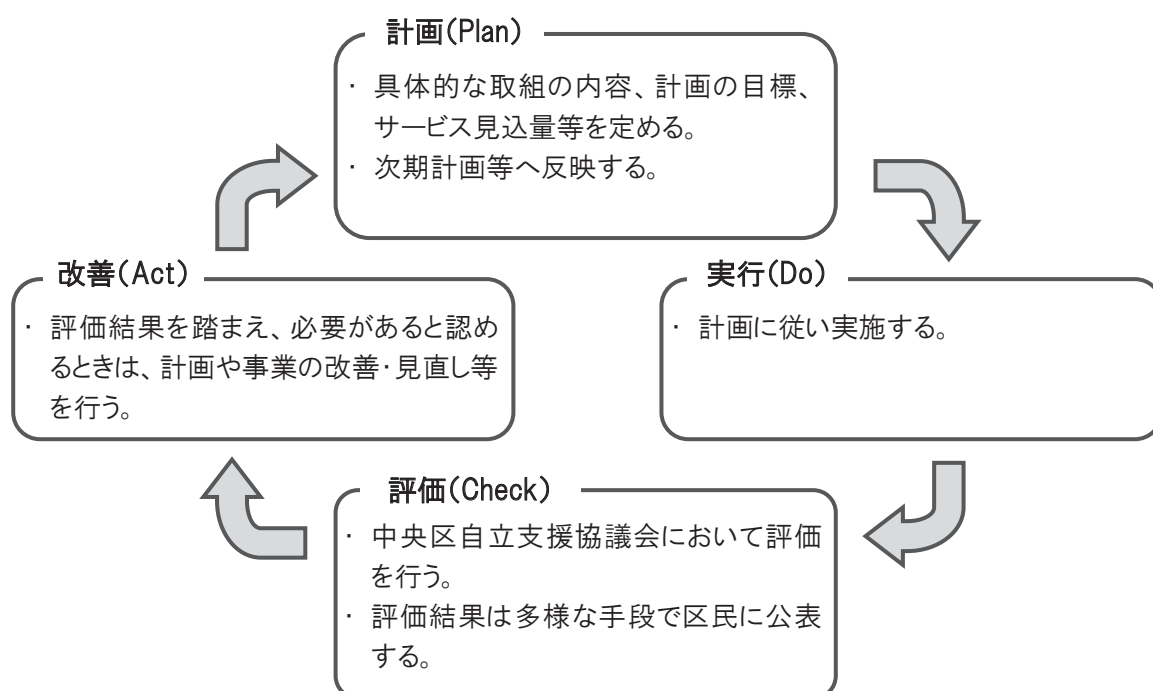
本計画を区民および事業者等に向けて幅広く周知することにより、本区が目指す「誰もが個性豊かに輝き 共に暮らせるまち 中央区」の理念を広め、その実現に努めます。



本計画の円滑な推進を図るため、中央区自立支援協議会において進捗状況などの評価および課題事項の検討を行います。PDCA サイクルによる進行管理を行い、取組の着実な実施、目標数値の達成、サービス見込量の確保に努めます。

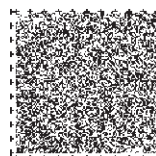
また、関係機関との緊密な連携を図り、各種施策を展開していくとともに、必要に応じて当事者や関係者の意見等が反映できる機会を設定するなど、障害者施策を推進します。

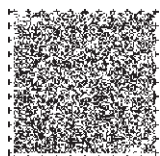
■ PDCAサイクルによる進行管理 ■



付録

資 料 編





(1) 中央区自立支援協議会の設置に関する要綱

平成24年4月9日

24中福障第44号

(設置)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律123号。以下「法」という。）第89条の3の規定に基づき、中央区の区域内（以下「区内」という。）に住所を有する障害者又は障害児及びそれらの家族（以下「障害者等」という。）への支援体制の整備を図るため、関係機関、関係団体及び障害者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者（以下「関係機関等」という。）をもって構成する中央区自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、障害者等への支援体制の整備を図るため、次に掲げる事項について協議及び検討を行う。

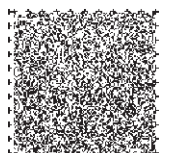
- 一 関係機関等の相互の連絡及び連携に関すること。
- 二 地域における障害者等の相談又は支援に関する課題についての情報共有及び対応に関すること。
- 三 地域の実情に応じた支援体制の整備並びに社会資源の充実及び開発に関すること。
- 四 前3号に掲げるもののほか、区長が特に必要と認めること。

(組織)

第3条 協議会は、18人以内の委員をもって組織する。

2 協議会の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者のうちから、区長が委嘱し、又は任命する。

- | | |
|-----------------|------|
| 一 学識経験を有する者 | 2人以内 |
| 二 医療関係団体の構成員 | 3人以内 |
| 三 福祉関係団体の構成員 | 3人以内 |
| 四 民生委員 | 3人以内 |
| 五 障害者福祉関係機関の構成員 | 4人以内 |
| 六 区職員 | 3人以内 |



（委員の任期）

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命を受けた日の属する会計年度の翌々年度の3月31日までとする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長等及びその職務）

第5条 協議会に、会長及び副会長を置く。

2 会長は委員の互選により選出し、副会長は委員の中から会長が指名する。

3 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 協議会は、会長が招集する。

2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 協議会は、必要があると認めるときは、協議会の会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

（部会）

第7条 会長は、協議会に、次に掲げる部会を置くことができる。

一 障害者（児）サービス部会

二 地域移行・地域定着部会

三 就労支援部会

四 前3号に掲げるもののほか、協議会の会長が特に必要と認める部会

2 部会の委員（以下「部会委員」という。）は、次に掲げる者のうちから、協議会の会長が委嘱する。

一 委員 4人以内

二 区内に住所を有する者又は勤務する者で、協議会が行う公募により選出されたもの 2人以内

三 前2号に掲げるもののほか、協議会の会長が必要と認める者

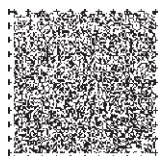
3 部会の運営に関し必要な事項は、協議会の会長が定める。

（守秘義務）

第8条 委員、部会委員、協議会又は部会に出席した関係者等は、協議会及び部会（以下「協議会等」という。）の会議、活動その他運営上知り得た秘密を漏らしてはならない。

（会議の公開）

第9条 協議会は、原則として公開とし、会長が特に必要と認めるときは非公開とすることができる。



（委員の解職等）

第10条 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、これを解任し、又は解職することができる。

- 一 委員が、第3条第2項各号に掲げる者でなくなったとき。
- 二 委員が、第8条の規定に違反したとき。
- 三 委員が、事故等により職務遂行が困難なとき。
- 四 法第89条の3の規定が改廃され、協議会を改廃するとき。
- 五 前各号に掲げるもののほか、委員が職務を行うことが適当でないと区長が認めるとき。

（庶務）

第11条 協議会の庶務は、福祉保健部障害者福祉課において処理する。

（意見の聴取等）

第12条 区長は、次に掲げる事項について協議会等の意見を聴き、又は報告を求めることができる。

- 一 法第88条に規定する障害福祉計画に関すること。
- 二 協議会等で協議又は検討をした事項に関すること。
- 三 前2号に掲げるもののほか、区長が特に必要と認めること。

（委任）

第13条 この要綱に定めるもののほか、協議会等の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月9日から施行する。

附 則

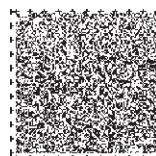
この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

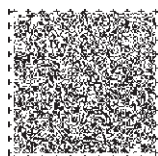
この要綱は、平成30年4月1日から施行する。



(2) 第6期中央区自立支援協議会委員名簿

令和2（2020）年4月1日現在

	氏 名	所 属 団 体
会長	これえだ き よ じ 是枝 喜代治	東洋大学 教授
副会長	さいとう えい じ 齋藤 英二	公益社団法人 中央区医師会
	うえだ ゆく み 上田 征三	東京未来大学 特任教授
	はしもと みつ のり 橋本 光則	公益社団法人 日本橋医師会
	くさかわ いさお 草川 功	聖路加国際病院 小児科 医長
	あいざわ しゅんいち 相澤 俊一	中央区身体障害者福祉団体連合会 会長
	まえば きょうこ 前場 京子	中央区心身障害者・児福祉団体連合会 副会長
	むろた よしこ 室田 淑子	中央区精神障害者家族会 副会長
	いその きょうこ 磯野 京子	中央区民生・児童委員協議会 京橋地域障がい福祉部会長
	ぬまざき とみ お 沼崎 富雄	中央区民生・児童委員協議会 日本橋地域障がい福祉部会長
	さ の み え 佐野 美恵	中央区民生・児童委員協議会 月島地域障がい福祉部会長
	さとう えい じ 佐藤 栄司	一般社団法人 障害者就労支援協会 (コンフィデンス日本橋 施設長)
	こばやし さとし 小林 哲	社会福祉法人 東京都手をつなぐ育成会 (レインボーハウス明石 施設長)
	まるもの まさなお 丸物 正直	公益社団法人 全国障害者雇用事業所協会 専務理事
	こたじま みきお 古田島 幹雄	社会福祉法人 中央区社会福祉協議会 事務局長
	たなか とむひこ 田中 智彦	福祉保健部長
	やまもと みつあき 山本 光昭	保健所長
	いくしま けん 生島 憲	教育委員会事務局次長



※用語の右の数字は掲載ページを表します。

ア行

・愛の手帳 ⇒P14,P17

知的障害者（児）が各種の福祉サービスや援護を受けるために必要な手帳。都が発行する手帳で、障害の程度により1度～4度に区分される。国の制度の療育手帳に相当する。

・医療的ケア ⇒P11,47,51,52,60,61,62,63,64,80,81,107,123,130,131

医師の指導の下に、家族や看護師が日常的・応急的に行っている経管栄養注入やたんの吸引等の医療行為。医療的ケアを必要とする18歳未満の障害児を医療的ケア児という。

・医療的ケア児等コーディネーター ⇒P52,81,131

医療的ケア児等への支援を総合調整する者。医療的ケア児等に対する専門的な知識と経験に基づいて、支援に関わる関係機関との連携（多職種連携）を図り、とりわけ本人の健康を維持しつつ、生活の場に多職種が包括的に関わり続けることのできる支援システム構築のためのキーパーソンとしての役割が求められている。

・おとしより相談センター（地域包括支援センター） ⇒P49,78,79

高齢者が、住みなれた地域で安心して生活していくための総合的な相談・支援を行う機関。社会福祉士、主任介護支援専門員、保健師等が、介護予防ケアマネジメント、総合相談支援、権利擁護等の総合的な支援を担う。

カ行

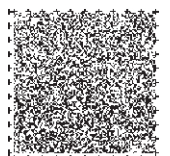
・基幹相談支援センター

⇒P3,35,36,49,50,62,64,76,77,78,83,84,85,88,108,111,135,136

区内の障害者（児）とその家族に対する相談支援の中核的な役割を担う機関。事業内容は、総合的・専門的な相談支援、権利擁護、虐待防止、相談支援体制の強化である。

・教育センター ⇒P78

学校教育の一層の充実および振興を図るために設置した、小・中学校、幼稚園の児童・生徒・園児および教職員を対象とした特別課外授業、教育相談、教職員研修会等を行う施設。



・グループホーム（共同生活援助）

⇒P30,49,50,57,64,65,76,83,84,88,114,118,124,125

グループホーム（共同生活援助）は、障害者総合支援法の訓練等給付に位置付くサービス。障害者に対して、主に夜間において、共同生活を営む住居で相談、入浴、排せつまたは食事の介護、その他の日常生活上の援助を行う。

・ケアマネジメント ⇒P126,131,157

介護保険制度で、利用者の生活や介護に関する相談に応じるとともに、その心身の状況等に応じて適切なサービスが受けられるよう、サービス提供事業者や施設等と連絡調整を行うこと。

障害者（児）のケアマネジメントは、本人の意思を尊重しながら、相談支援専門員がサービス等利用計画や障害児支援利用計画を作成し、総合的なサービスを提供する方法。

・ケースワーカー ⇒P78,88

精神や心身、社会的に問題を抱える人の相談援助業務につく専門職。

・言語聴覚士 ⇒P52

厚生労働大臣の免許を受けて、音声機能、言語機能または聴覚に障害のある人について、その機能の維持向上を図るため、言語訓練や必要な検査、助言および指導を行う専門職。

・権利擁護支援事業 ⇒P38,68,94

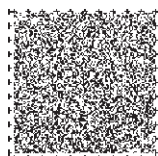
認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等が地域において自立した生活を送れるよう、利用者の契約に基づき、援助者が代理で福祉サービスの利用手続きや日常の金銭管理、重要財産の保全等を行う事業。

・合計特殊出生率 ⇒P22

「15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの」で、1人の女性がその年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子どもの数に相当するもの。

・高次脳機能障害 ⇒P19,51,63,64,79,80

脳卒中などの病気や交通事故などで脳の一部を損傷したために、思考・記憶・行為・言語・注意などの脳機能の一部に障害が起きた状態。



サ行

・ サピエ図書館 ⇒P89

「サピエ」は、視覚障害者および視覚による表現の認識に障害のある方々に対して点字、デイジーデータをはじめ、暮らしに密着した地域・生活情報などさまざまな情報を提供するネットワーク。日本点字図書館がシステムを管理し、全国視覚障害者情報提供施設協会が運営を行っている。

「サピエ図書館」は、全国のサピエ会員施設・団体が製作または所蔵する資料の目録ならびに点字・音声図書出版目録からなる、点字図書や録音図書の全国最大の書誌データベース（約66万件）として、広く活用されている。

・ 児童発達支援センター ⇒P60,106,128

地域の障害児に、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与または集団生活への適応のための訓練等を行う通所施設。

・ 重症心身障害 ⇒P51,52,60,63,80,81,106,107,130,131

重度の肢体不自由と重度の知的障害が重複している状態。その状態にある18歳未満の障害児を重症心身障害児、成人した者を含め重症心身障害児（者）という。

・ 就労パスポート ⇒P87

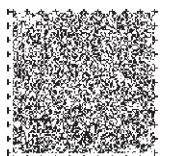
障害のある人が、働く上での自分の特徴やアピールポイント、希望する配慮などを就労支援機関と一緒に整理し、就職や職場定着に向け、職場や支援機関と必要な支援について話し合う際に活用できる情報共有ツール。

・ 生涯学習 ⇒P7,66,67,86,89

人々が生涯にわたり学び、学習の活動を続けていくこと。知識や技術の習得のみならず、スポーツや文化芸術活動、仲間づくり、生活課題の学習や取組、ボランティアとしての学習など、その範囲は多岐にわたる。

・ 障害者就労支援センター ⇒P36,51,57,66,78,87,88,105,133,161

障害者等の一般企業への就労の機会を広げ、就労後も安心して働き続けられるように、専任のコーディネーターが就労や生活に関する相談・支援を行うほか、障害者の雇用を推進する企業の相談等を行う機関。



・ **身体障害者手帳** ⇒P14,15,16

身体障害者が各種の福祉サービスや援護を受けるために必要な身分証明となる手帳。東京都で判定した結果、障害の程度が1級～6級と認定された者に交付される。対象は、視覚、聴覚、平衡機能、音声・言語・そしゃく機能、肢体不自由、心臓、じん臓、肝臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能である。

・ **ストマ装具** ⇒P140

様々な病気や障害などが原因で、腹壁に造られた便や尿の排泄口のことを「人口肛門・人口膀胱」といい、総称して「ストマ」という。

・ **精神障害者地域活動支援センター「ポケット中央」**

⇒P36,49,50,62,77,78,83,88,109,127,143

精神障害者が、創作的活動等を通じて社会との交流を促進し、地域で自立した生活を送ることができるよう、日中の居場所の提供、デイケア事業の実施、相談等の支援を行う機関。

・ **精神障害者保健福祉手帳** ⇒P14,18,19

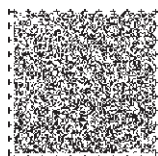
精神疾患を有する者のうち、精神障害のために長期にわたり日常生活または社会生活へ制約のある者へ交付される手帳。1級～3級の障害等級がある。

・ **精神障害にも対応した地域包括ケアシステム** ⇒P50,56,64,83,109,113

精神障害者が地域の一員として、安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い、教育が包括的に確保されたシステムのこと。

・ **成年後見制度** ⇒P8,37,38,54,68,94,95,96,114,136

認知症・知的障害・精神障害等により、判断能力が不十分な人に代わって、後見人等が財産管理等を行い、本人の権利を守る制度。後見人を家庭裁判所が選任する「法定後見制度」と十分な判断能力があるうちにあらかじめ決めておく「任意後見制度」の2つの制度がある。



タ行

・中央区登録手話通訳者 ⇒P138,141

福祉センターが実施する手話講習会その他の自治体が実施する手話奉仕員養成研修を受講し、中央区社会福祉協議会が毎年1回実施する「中央区登録手話通訳者選考試験」（令和2年度より社会福祉法人全国手話研修センターが実施する「手話通訳者全国統一試験」へ移行）に合格し、手話通訳者として登録した者。登録後は手話通訳を必要とする区民や区主催イベント等に派遣される。

・通級指導学級「ことばときこえの教室」 ⇒P25

中央区立小学校の通常の学級に在籍する児童が週1回程度通うことにより、一人一人の言葉や聴こえの課題に応じた指導を受ける教室。

・東京ジョブコーチ支援センター ⇒P88

障害者が円滑に働き続けることができるよう、また、障害者を雇用する企業がスムーズに受け入れられるように、都独自の「東京ジョブコーチ」による、障害者の作業適応支援や、職場内の環境調整など、職場定着に向けた支援をする機関。

・東京障害者職業センター ⇒P88

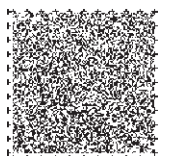
障害者職業カウンセラー等を配置し、ハローワーク（公共職業安定所）、障害者就業・生活支援センターとの密接な連携のもと、就職や職場定着、職場復帰を目指す障害のある人、障害者雇用を検討しているまたは雇用している事業主、障害のある人の就労を支援する関係機関に対して、支援・サービスを提供する機関。

・特別支援学級 ⇒P25,49

小学校、中学校等に障害のある児童生徒に対し、障害による学習上又は生活上の困難を克服するために設置される学級。対象は、知的障害者、肢体不自由者、病弱者および身体虚弱者、弱視者、難聴者、言語障害者、自閉症・情緒障害者。

・特別支援学校 ⇒P7,25,49,64,80,82,88,129

障害のある幼児児童生徒に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする学校。対象は、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む）。



・ **特別支援教室** ⇒P25

中央区立小・中学校の通常の学級に在籍しながら、週1回程度、校内にある別の教室で一人一人の課題に合わせ、専門の教員が個別や小集団での指導を行う教室。対象は、自閉症スペクトラム（アスペルガー症候群などを含む）、情緒障害（場面かん黙など）、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）など。

ナ行

・ **2525（ニコニコ）ドットコム** ⇒P133

中央区障害者就労支援センター登録者で就職している人を対象に、職場定着支援の一環として、近況報告や悩み事などを相談する交流と憩いの場を提供する事業。

ハ行

・ **バリアフリー** ⇒P3,6,54,66,68,69,89,93,97,99

高齢者や障害者等のために、段差の解消や手すりの設置等により、物理的な障壁を取り除くこと。今日では、物理的な障壁だけではなく、制度的なバリアフリー、心理的なバリアフリー（心のバリアフリー）、情報のバリアフリーなどさまざまな障壁を除去する意味で用いられている。

・ **ピアサポート** ⇒P83

障害のある人自身が、自らの体験に基づいて、他の障害のある人の相談相手となったり、同じ仲間として社会参加や地域での交流、問題の解決等を支援したりする活動のこと。

・ **福祉センター** ⇒P11,35,51,52,54,63,78,80,89,97,123,141,142,143,160

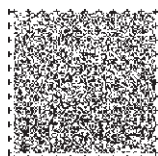
障害のある人や子どもが地域社会で自立した生活が送れるよう、相談事業や児童発達支援、自立訓練（機能訓練）、就労継続支援（B型）、地域活動支援センター等の各支援事業、講習・講座の実施や自主活動の場の提供等を行う施設。

・ **福祉サービス第三者評価** ⇒P65,85

第三者の目から見た評価結果を幅広く利用者や事業者に公表することにより、利用者に対する情報提供を行うとともに、サービスの質の向上に向けた事業者の取組を促すことで、利用者本位の福祉の実現を目指すもの。

・ **プロアクティブ・コミュニティ** ⇒P149

自ら率先して地域における課題を解決し、快適な暮らしを実現していく社会。



ヤ行

・ユニバーサルデザイン ⇒P69,93,99

年齢・国籍・性別・身体状況などを問わず、可能な限りすべての人が社会に参画し暮らせるよう、生活・移動・都市環境のハード・ソフト両面から利用しやすい設計をめざす考え方。

ラ行

・療育 ⇒P3,51,52,53,60,64,67,81,82,90,157

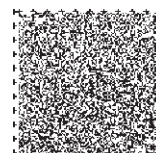
障害のある子どもの社会的な自立を目的として、障害特性に応じた医療と教育による発達を促す援助を行うこと。

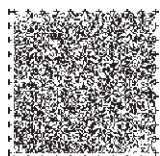
・臨床心理士 ⇒P53,91

臨床心理学に基づいた知識と技術で心の問題に取り組む専門家。日本では、心理カウンセラー、サイコセラピスト、心理士、心理相談員等の名称で呼ばれ、臨床心理士は、これらのうち、（公財）日本臨床心理士資格認定協会の認定を受けている心理専門職。

・レスパイト ⇒P52,81

「休息」「息抜き」「小休止」のこと。障害者（児）等を抱える家族などに対し、介護を一時的に代替して介護負担の軽減を図ることで、日頃の心身の疲れを回復し、休息を取れるように援助するサービスをレスパイトケアという。





**中 央 区 障 害 者 計 画 ・
第 6 期中央区障害福祉計画 ・
第 2 期中央区障害児福祉計画**

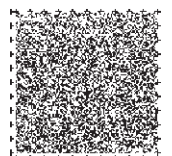
刊行物登録番号

2-082

令和 3（2021）年 3 月発行

発行：中央区福祉保健部障害者福祉課
東京都中央区築地一丁目 1 番 1 号
TEL 03（3546）5389（直通）
FAX 03（3544）0505

印刷：株式会社ブルーホップ
東京都中央区八丁堀一丁目 11 番 3 号





中央区

